

上した意識の人達よ、「左翼分子の聲に和し横暴の限りをつくした」と叫ぶ程意識の興奮に、綜合青年團の役割に就いて錯覺に落入つてゐる結果からだ。

彼等がその手段としての文化サークルなるものを見た時、その生れたる動機において餘りにも策動的な存在であり、その發會に當り根本的な指導精神目的に就て追求するに彼等は吾々會員にその發表を怖れ、徒に誠意ある發表を廻避しなければならぬといふ文化サークルを青年會が支持するの如何に不可能なるかを痛感せざるを得ない。彼等がその根本問題に就いて誠意ある發表を何故廻避しなければならぬかを吾々は知つてゐる。

文化サークルとは文化クラブの事だらうが、目的に就いて、發表を廻避し怖れてゐたであらうか？ 俺達は知つてゐる、文化クラブの結成運動が如何に正々堂々と青年大衆に徹底化するために最大の努力に勉め、各部へ遊説隊員を構成して派遣して座談會を開き誠意ある行動に依つて大衆化したのを俺達は直接、接してゐる、如何に誠意を持つて質問に應じてゐたかは、吾々の経験した事だ、「文化クラブ支持の不可能なるかを痛感せざるを得ない」と叫ぶ毛呂窪支會の支會長、及び林武男兩氏は春季研究大會のクラブ支持の決議文の起草委員だ、如何に委員長を放りだされて炎天に遊上したといへどもよもやわすれはしまい、青年會の頹廢、不振の打開、文化活動に就いて研究討論の結果が決議となつて現はれたのを

彼等が目指す目的は自己の持つ、マルキシズムの下に會員大衆を動員しやうとする手段に外ならないのだ。

徒らに彼等は艶つばい甘言を以て未組織的な幼稚な青年層を、糾合せんと魔手を伸しつゝある。彼等も青年であるならば何故に正々堂々と會員の前に立つてマルキシズム、コンミニズムの下に集れ、と大聲疾呼しないのだ。

如何に目的の爲めには手段を選ばずとは言へ青年運動を毒する憎むべき行爲ではなからうか。あの策動の限りを盡した創立大會の雰囲気吾々は知つてゐる。當日詮衡された統制委員の顔觸れによつて、文化サークルが果して何であるかを最も簡單明瞭に知る事が出来る。

文化クラブはマルキシズムやコンミニズムの機關ではない、俺達農村生活人の文化的要求に立つ自主的な文化的組織だ、従つて構成メンバーは、意識を問はないとされてゐる、左翼分子も反動分子もリベラリストもゐるだらう。だが、そんな各箇のイデオロギーにとらはれなく、ゆがめられた農村の、世紀から取り除かれようとする農村文化のために、既成文化を通じて正しく發展させようとする努力する事を強張してゐるではないか、無味乾燥な農村の中に俺達

はどんなにクラブの出現を歓迎したかしのだ、策動の限りをつくした、創立大會の雰囲気と唱へてゐるが、幾多の準備代表者會議を経て來てゐる、策動とは何事ぞ堂々と順序を踏んで來てゐるのだぞ、その組織運動に參画した筆者は識つてゐる青年運動を毒する憎むべき行爲とは甚だしい中傷と錯覺に陥入つてゐるが、此の人達は青年會名義で行はれる運動が、青年運動だと機械的に思つてゐるらしいから、てんで話が判るはずがない、青年團の内部教養が青年大衆の社會意識高揚のために如何に重要なかは言を俟たない、其の点性別に分離しないクラブ活動が如何に大衆の把握力に富んでゐる事は優る共劣つてはゐない。青年團外部の姉妹組織として、青年團の發展の線に立つてクラブ活動が展開されるのなら、青年團は必然的に強化されるのである、だからこそ、青年運動を毒する者だと叫び聲をあげるものこそ青年運動を阻止せんとする憎むべき行爲であるといはねばなるまい。

心有る會員諸君よ、起つて青年教養を亦吾々の任務を偽瞞し続けんとする文化サークルに對して正義のメスを下しそのカモフラジの徹底的な曝露に當れ！

と絶叫するにあつて、自らその綜合体制の青年團に對する認識、青年教養に對する見解のドンキホーテたることをアツサリとそのカモフラジを徹底的に曝露してゐるではないか。

心ある會員諸君よ、正義のメスを振るつて徹底的な曝露に當れ。の注告に従つて、文化サークルなるものが、青年運動を毒するものか、將又、聲明書に現はれる毛呂窪支會の諸君が正道を歩むものであるかは、今迄の批判に依り、如何に「正義といふメス」が、粉飾された猿の人マネである事が行を追ふに従つて、はがれて行くのは、近視眼的錯覺による認識不足から來るデマであるからである、もしそれ、これがデマゴグに満ちてゐるかは次の諸點に至つて頂點に達せんとする。

飽く事無き彼等分子は青年會の全機關を乗取るべく機關紙に手を延し、青年ニュースは彼等の純然たる機關紙とし、運動の進展上不當なる手段を以て遂に最高執行部を陥れるに至つた。過日行はれた臨時總會は何を物語るか、吾々支會は彼等が野謀をみたさんが爲に利用する集合であることを究明し不参加の聲明書を突き付けた。然るに其の誠意ある聲明書を如何に取扱つたか、彼等は會員大衆の止しき批判を怖れ何等報告するところなく遂に闇に葬つてゐるではないか。

と小兒病的興奮で誇張された逆宣傳は「青年會の全機關を乗取るべき」とは甚だしい許される可きはすの無い言葉で

はないか「青年ニュースを機関紙と化し」たとは、之程認識不足も甚だしい青年大衆に對するデマではないか「青年ニュース」は青年會員の機関紙である、青年會員の投稿は勿論掲載すべきだ、教育部は投稿を尊重して編輯して來た事と信するあるグループの機関紙化となる可き性質のものではない。「運動の進展上不當なる手段」とは何を指して言ふのであるか、之に就いて何等の確證のない、偽購をスタートとして、進められる論旨なるが故に、中傷の逆宣傳の發展以外に何物もない哀れむ可き盲目的亂舞ではないか「つひに最高執行部を落入るに至つた」とは、委員長林君の不信任決議を指して言ふのであらうが「過日行はれた臨時總會が彼等が野望をみたさんのために利用する集會である」か否かは、青年ニュース六月號は詳細に亘つて記載せられてゐるから會員諸君は参照して見るがいゝ、無能極まる林委員長及び不統制な執行機關の組織改革は千代村青年大衆の熱烈な要求であつた事は六月廿八日の代表委員會に發表せられた各支會の、委員長と教育部の問題が事實を證明してゐる、當時毛呂窪支會代表者も組織改革をさげんでゐたではないか、斯如く全千代青年大衆の要望を野望と絶叫する程、會員大衆の動行にめくらな林武男の陣笠としての毛呂クボ支會は聲明書の冒頭に「幾多會員の聲を封鎖し」と呼んでゐるが、これこそ千代青年大衆の意慾に盲目にして自己のヒステリックな實笑婦の如き見解を、大多數の會員大衆の聲を無視し自己の聽覺をおゝい綜合團體の上にはほんの一握もない少數派の意見を生さんとする、誤れる行動が、幾多會員の聲を封じ、「心有る會員諸君よ」と呼びかけるものゝとる可き態度か、「正義のメス」を下せといふ毛呂クボ支會の正義なるものは、斯る娼婦の如き行動が正義なのだ嵐の如き委員長不信任の聲の中に、幾多會員の聲に盲目な林委員長を支持せんとする、小兒病的盲目崇拜に陥入つてゐる、毛呂クボの代表者に反對の理由と吾々は一済に要求した時、彼等は「言ふ必要がない、吾々は退場する」と逃亡したではないか、これが

かれらも青年であるなら何故正々堂々と會員の前に立つてと叫ぶもの、行動なのだ。

なほ、一聲明書には、毛呂クボ支會の臨時總會不参加聲明書を

かれ等は會員大衆の正しき批判をおそれ何等報告するところなく、ついに闇に葬つてゐるではないかなんと諸君偽購のスタートはデマで終始する事よ、七月一日の臨時總會の議事日程は 一、毛呂クボ支會不参加に關する件 二、常任委員選挙の件と二つ限りだ、時の議長小島一重君より聲明書朗讀され、審議せられた事は青年會議事録にチャン

と載つてゐる、それを正しき批判を怖れ一途に闇に葬つてしまつたと絶叫しなければならぬ程ヒステリックに混亂してゐる意識なのだ。之程一九三二年の灼熱する太陽は、會友毛呂クボ支會名儀だが、一部の人達だらうと思ふが亂舞おしやべりをさせるのである、次の項に至つて亂舞狂亂は頂点に達してゐる。

斯して限りなき手段と策動は無抵抗なる會員の前には成巧し、村青執行部實権は左翼分子の手に奪はれることより委員の心ある分子は續々執行部を去つたといふ。斯るコンミunist森山君を主班とする左翼分子のはいらいたる、執行部の率する思想の下に果して會員が満足し其の役割を果せるかどうか？

幾多の社會事象を見た時、時局は將に多事切迫、此の場合において無能なる執行部の下に亡國的青年運動を進めて居れるかどうか。

左翼分子に村青機關が奪はれたとは何事だ、奪はれたのではない吾々青年大衆が選出したのだ、青年運動に積極性ある能動分子として吾々は信頼して執行部組織内へ選挙したのだ「限りなき手段と策動」と中傷デマをとばし、光輝ある村青年會を攪亂せんとす行動こそ、名實共に策動青年會毛呂クボ支會の中に巢喰ふ一派である、心ある委員は續々執行部を去つたといふ、果して聲明書の如く續々と去つたであらうか、續々と一人や二人ではない、それ以上を意味する、然したつた一人林忠人君一人ではないか、清水米男君は代議員として職務を果し尙個人的に勉學自重したいからと選挙直後辭任した限りだ。

「斯るコンミunist森山君」斯るとは何を指すか、具体的にハツキリさしてゐないからわからないが混亂せる頭惱は「斯る」何ぞといふ言葉をひつつける事に依つて、自ら混亂せる意識なりと表明してゐるのだから道化役者として上乘の出來だ。だが、コンミunist森山君と發展するのは實に憎む可きデマだ、コンミunistとは共產黨員といふ事だ、何んと青年諸君、委員長森山君を陥し入れんとする策謀である事がハツキリしてゐるではないか「執行部の率する思想の下に果して會員が満足して進むだらうか」と、だが心配はない、吾々は執行部個人のイデオロギーを實踐するのではないから、綜合團體として實行決議の實踐化として執行部の役割があるのである、執行部の率する思想の下に、吾々が参加するものでもない、社會進化の歴史的過程に於ける歴史的任務のために、それは次代社會建設者としての青年の任務遂行のために現實を基礎とする社會的教養を相互に獲得せんがためである、そのためにあらゆる方法手段が研究實踐化されて來るだらう、會員大衆は執行部を鞭撻協力してその實踐化を圖るのに積極的参加をする。

斯る意見を持つて吾々は現執行部を鞭撻して行く心算だ。
徒らに、組織誕生後一ヶ月半経過した今日H聲明書の如き無能呼ばはりはしない、時局は將に多事切迫正にその通り、なるが故に、だが亡國的青年運動とは何を指すのか？

茲において吾々は彼等に總辭職を迫ると共に青年運動を毒する、現村青の即時解体を親愛なる全會員大衆に提唱し當面しつつある非常時局に際し明日の國運を背負ひ、眞に青年團の任務を担當し得る策動無き村青年團の建設に親愛なる會員大衆と共にまい進すべく、其の過程として吾々毛呂支會は敢然脱會の決意を聲明し、親愛なる全會員諸君の誤らざる批判を問はんものである。

(昭和七年八月十六日) 千代青年會毛呂支會

彼等が御叮嚀にも長たらしい詭言を續けて來た企圖が奈邊にあつたか此の最後の一節を見れば明きらかにされてゐる曰く村青執行部に總辭職、即時解体と發展せんがために脱會を聲明し、策動なき青年團を建設せんとする問題の提出の動議が、如何にその「策動なき青年團建設」と呼びかける事に依つて、青年大衆に信頼を克ち得ようと巧妙な嘘を吐く欺瞞師の亂舞を見よ、斯る、村青破壊の野望實現のために費やされたのが、此の聲明書であり、人間思考の最終の辨辨を振りまはし、いかさま正義のメスを振つて批判するが如く、心ある會員諸君よと背水の陣を布き、正々堂々と策動なきと悲鳴に近い絶叫を高らかにして、會員大衆を煽着して、青年會を崩壊に導かんとする行動に、正義ある心有る會員は、當面しつつある非常時局に際して呼應する處か、光輝ある千代村青年會を攪亂せんとする策謀の魔手を、吾々青年大衆は吾等青年のさげびに暗き彼等の行動を大衆的抗議で粉碎する、各支會青年大衆は此の際村青支持の態度を明白にし、千代村青年大衆にハッキリと聲明する事が彼等に對する唯一の抗議だ、常任委員會は常任委員會として、千代青年會は代表委員會として、態度を決定し聲明すべきだ。我輩はもはや言ふ事を止める、この上の引例は無用である如何に巧妙なデマと中傷に依つて青年大衆を欺瞞し去らんとした、欺瞞師の曲藝手品は斯くも明確に自らそのきたない尻尾を暴露してゐるではないか、あまりにも自己醜狀をさらした亂舞劇、喜劇役者には一寸氣の毒な程だ。まさに炎天に逆上した頭惱の混亂による「おしやべり」にも、もはや我々は一寸たりとも御相手御免だ。

千代村青年會常任委員會聲明書

聲明書

毛呂くば支會の聲明書に答へて全千代青年會員大衆に次ぐ。

本質的原則に非常に明確だ。

綜合的組織の既成青年會を一つのイデオロギーの下に統一せんとする事は絶対に誤りである。それ故複雑なる社會狀勢下にあつて、社會進化の線にそつて進化しつゝある青年會の歴史的發展過程を考慮せず、決定的、フアツシヨ的、官僚的、左翼的、役割を負はしめ様とする事は前述の本質を誤つた認識不足より起る誤謬であらう。

青年會内部の各様の組織分子は自己の持つ主義主張を最も青年的に堂々と批判し相互に充分なる批判検討を以つて正しき理論と實踐を戦ひ取る事に、セクト的傾向を驅逐して進み得る綜合的組織の特徴を見出さなければならぬ以上を青年會の根本原則と考慮した時毛呂くば支會の態度が非常に感情的であり、自ら「正々堂々」を口にし正しき青年會の理論を發表して居る者の行動としては余りにアイマイな行動ではなからうか。

以下毛呂くば支會聲明書の要點に答へよう。

當の聲明書は謂ふ。

本年度教育部會員大衆の意欲と云ふ美名の下に幾多會員の聲を封鎖し云々。

と本年度前半期事業の何處に會員大衆の聲を封鎖した無理が有つたか？ 他の専門部事業計劃と共に熱心なる會員の審議を経て居るものであり、實行に當つても正しき討議の下に爲されて來て居る。

彼等が目指す目的は自己の持つマルキシズムの下に會員大衆を動員しようとする手段に外ならない。と文化俱樂部に對しあらゆる毒舌の後かく結論して居るが會員諸君は今だ耳新たに記憶して居る筈だ過ぐる四月三日の本會春季研究大會の際、益々深刻なる不況の底に農村文化の建設と行詰れる青年會運動打開のために新しい文化運動の必要が強調され毛呂支會の竹下、林の兩君も起草委員として文化俱樂部支持の決議文が作成されて居る、尙クラブ組織に活動した人達が何か大きな策謀を以つて行動したのだと中傷して居るが各部落毎に演說會懇談會を開催して誠意ある行動に依つて會員大衆の理解に勉めて居る、此の文化クラブの問題は此の際青年會の問題として取上げる必要はないが今まで支持し來つた關係で答へて置く。

青年ニユースは彼等の純然たる機關紙と化し。

之に對してもニユースは既に發行したものに依つて見られる如く多少の欠陥はあるにしろ青年會ニユースとしての

役割を果して居る、原稿募集の方法も續く全會員から募つて居る。

運動の進展上不當なる手段を以つて遂に最高執行部を陥入れるに至つた、過日行はれた臨時總會は何を物語るか吾々支會は彼等が野望を充たさんとする會合である事を究明し、不参加の聲明書を突付けた、然るに誠意ある聲明書は如何に取扱はれたか、彼等は會員大衆の正しき批判を怖れ何等報告する所なく遂に闇に葬つて居るのではないか。

之等に付いても吾々はハツキリと答へる事が出来る。

綜合青年會の本質を誤まつたファシスト的行ひが如何に青年會の統制者として取るべからざる事は怠慢であるか、問題とされ、遂に委員長の不信任となり、其の他執行委員諸君のそれに對する責任感とよりよき組織確立のための總辭職承認と成つた事の何處にも何等不當なる手段もなくそれからの経過が最も青年的であり正しいものであつたかは餘りに明白である。

臨時總會に於ける毛呂くぼ支會よりの聲明書も當日總會の第一問題として、當時の臨時執行部が大衆的な審議にかけて居る。

尙現執行部組織は林忠人君が家庭的な都合で辭任したのみで極めて統制を保ち事務に當つて居る。

以上の如く吾々は一般會員大衆と共に彼の聲明書が如何にデマゴークに満ち満ちたものであるかを経過を追想しつゝ、曝露する事が出来る、新に組織された現執行部が後半期事業に入る前に、ほとんど前半期林委員長當時行はれた事業を取上げてその責任を吾々に追つて居る、だが吾々は千代村青年會の光輝ある歴史を正しく育ち上げて行くためには如何なる努力もおしまないもの故、詳しく毛呂支會の聲明書に答へて全千代青年會員大衆特に毛呂支會員諸君に吾執行部の持つ意見を批瀝し聲明すると共に毛呂支會に對して聲明書の取消と正しき青年會運動の如何なるかを認識され、徒らに感情的に走り、それを組織の破壊に導かうとするが如き輕舉を自省して速に脱會通告の撤回を要求するものである。

昭和七年九月三日

毛呂くぼ支會聲明書に就て米川支會の批判

千代村青年會執行部員會

今度毛呂くぼ支會より千代青年會各支會に配布した聲明書に關し吾米川支會にしては左の如き批判を持つ。

内容こそ眞に由々しい重大性の字句を綴つた總文である併彼の聲明書なる物が千代青年會各支會配布する誤りない性質の論文？ 又配布された各支會で如何なる氣分で朗讀したかは重要視する問題だ。彼等が誤らない正氣の手段で配布したならば彼の聲明書と千代青年會の動きを對照考慮すれば意識ある青年諸君ならば論ぜずとも問題は簡単に理解される問題と思ふ綜合体制の基に組織されてゐる青年會は赤も黒も白も緑もと幾多のイデオロギーを持つてゐる事は當然すぎる程の當然と思ふ其の種の會員大衆の尊重し又理想とし其の方向に青年教育運動を進展さして行くこそ綜合青年會の正しい動行と信する綜合青年會組織化に付いてすら毛呂くぼ青年會は見解を異にしてゐる本年度村青年會が會員幾多の聲を封鎖し左翼陣容の延長擴大を目的として文化クラブと云ふ美名のもとに未組織な青年を糾合せんと限りない横暴と魔手を伸ばしてゐるが文化クラブの根本的指導精神の發表を怖れ暗闘的に策動すると書き込まれてある右の問題に關し吾々は云ふ文化クラブ組織に當り四月三日春季總會當日緊急動議として文化クラブ組織に關し提案され本質に付いては詳細に説明された審議の結果萬場一致をもつて組織確定された尙組織準備委員を詮衡し其等諸氏の熱誠なる努力により文化クラブ根本問題を一般會員に徹底さす可く遊説隊を組織し各支會巡説し一般に徹底を期した事と信するかゝる事こそ青年大衆が懇求で有つた且總會の決議事項に遂行に邁進することこそ綜合青年會の正しい動行であり尙執行委員諸氏の一倍の努力は當然だ併しクロクボ産の前林委員長なれば獨裁的にも自己の野謀を満さんの目的か總會代表委員會の決議事項を封鎖して來た歴史は眞に綜合青年團の正しい動きであるか？ 正義あるメスの解剖に依り完全にカモフラージュを暴露されてゐる。

教育部發行の青年ニュースは左翼分子の利用する純然たる機關紙だと實現してある其の點も認識不足の誤謬も甚しい見解をしてゐる。青年ニュース發刊方針に關しては總會並に代表委員會各支會教育部委員諸氏の協賛上發行方針は決定され一般會員よりの投稿を望み支會の教育部委員が連絡の任に當り事業報告を記載し發刊してゐる。あの機關紙こそ現今千代青年大衆の絶大なる懇求の純然たる機關紙なる事を信する。

昭和七年度千代青年會の前半期の林委員長事業の経過を省み總會代表委員會の決議事項は意識的に封鎖し自己の野望を満たさんとは眞實の力量の乏しい所以か？

自己のヘゲモニーの亂用、所謂獨裁的施政方針に對し幾多の事實の現れを一般會員は知り綜合青年團の委員長の資格なき者とし奮然起ちて不信任案提出迄に行き惜しくも名譽ある千代青年會執行委員長を失格の止むなくに到つた。

併し彼クロクボ青年會は林氏の不信任案の理由の起原も理解なくむしろ正しい理由を逆用して彼の手腕と力量を信頼し理由の如何を問はず支持説を強調した。彼等が林氏の不信任案問題に對し大衆のこへに反駁しどこ迄も支持する信念と覺悟があるなればもつと青年層らしい花々しい理論闘争あるはずだが其の後に到り女々しくも何等の闘争もなく彼等の唯一の武器デマを利用し裏面策動に餘念がない。尙臨時總會不参加聲明書に關し「會員大衆の正しき批判に恐れ何等報告する所なく暗に葬つた」云々。

意欲ある青年諸君當日のクロクボ文會提出の不参加聲明書朗讀審議は御忘れない事に思ふ。

時の解決は會員大衆の正しき批判は彼の不参加案の總文は委員組織の解体から新組織の目的の今日の總會に對する理由書としては何等批判する根據なき草案として打切り具体的な對策は後日とし打切つた事は當日總會に臨んだ會員の頭には生々しく記憶してゐると信する以上の如くどこ迄も飽く事なき彼等の限りなき横暴な策動手段に對し吾々千代青年會は正義のメスを持ち解剖をなし兩者の會見と理論交換を望み最善のベストを懇願し尙敢て今日の如き意を表徴するなれば吾々は断然起て手段を講じ眞の自主的綜合青年團の使命の旗印の下に團結し益々賢實なる青年教育運動に躍進する事を絶對に望む。

東部支會脫會聲明書（文章に誤字其他訂正の要あれど編者訂正せず）
親愛なる會員諸君よ。

幾多に對し強固なシステムを有し嚴正なる理論を主張しより良き時代社會を構成する我吾自主的青年は眞に統一した綜合體制を築きたい。

古きヒストリ……を有する千代青年會が本年度如何に我吾會員に動搖させたか、如何に左翼分子の策動的現しは過日七月一日に開催された臨時總會に大に感ずる處あつた委員長の認識不足事務の怠慢を云ふ處から執行部の不信案を提出し其れが爲臨時總會が開催され而に其の總會に只々總選舉のみの總會だつた。

過般綜合體制の中より生れたる左翼分子の美名を意欲とする文化クラブを見よ彼サアクルが如何なる動をするか。

如何なる仕事をなし得るか如何に大衆に認められるか只左翼分子のマルキシズム、コンミニニズムの策動ではなかつたか我吾は力強い綜合體制を古いヒストリに残したい自主的青年にマルキシズムにコンミニニズムに誠意あるセオリイを呼びたい茲に於て我吾青年はより良き千代青年會の構成を願ひ眞に策動無き時代社會の建設者として會員大衆と

友に進たい。

右聲明し我吾東部支會の脫會を現すと友に親愛なる會員大衆の誠意ある批判を問はんとす。

昭和七年九月三日

千代青年會東部支會

前記の如き事態に進展したにより本會代表委員會は脫會並本會に關する懇談を數處委員を擧げて接洽せしめたが解決に至らず、依つて是非も無く總會に上提して最後の決定を見る可く秋季總會に附議した。

十月十七日 秋季總會午前九時より千代小學校に開催して該問題を協議した。

一、クロクボ支會並東部支會脫會聲明に關する件。

クロクボ支會並東部支會脫會聲明書發表してより今日に至る迄の経過報告委員長よりあり、尙東部支會と村青年推薦懇談委員との交渉経過報告大淵建吉氏よりあり、クロクボ支會と交渉報告清水政男氏よりあり、兩支會の誠意なき行動に對して、委員長より意見を述べ審議に移り研究討議の結果光輝ある村青年會の歴史に傷つけ青年會内部を攪亂なし、組織を破壊するものと認め、且つ誠意ある本會より派遣せし懇談委員に無誠意極まる感情的態度は斷じて組織改革の信念より出發せる行爲とは認定出來ず今回の紛議を招來せし罪禍輕からずと遂に除名處分に附する事に決定を見たのであつた。

猶、脫會支會に於いて某支會の如きは其の聲明書總會の承認を経ず專断にて本會に發信し來れば、それに對する不満分子あるを聽き其等には加盟の要求に應ずる事に追加決議を爲した。

除名通告書は

今回クロクボ支會が吾千代村青年會に對して取つた行動は綜合青年會の本質に疎き感情的行動である事を批判し、それ對する執行部の聲明書を發し、退會聲明の取消の要求し

又村青とクロクボ支會員大衆との懇談會の機會を要求し、互に親しく語り合ふ事に依つて相互の意見相違の根本を究明し、

より良き村青組織の構成に勉めたい。

との吾千代村青年會の誠意をあらゆる卑劣な方法を以つて回避しあくまで感情的に本會組織の破壊を企てんとする態度に對し、千代村青年會秋季總會は萬場一致毛呂窪支會を除名處分に附する事を決議す。

右通告す

昭和七年十月十七日

千代村青年會

此處に於て問題は全く解決し、不純なる空氣を一掃した更新に満ちた活動を續行して行くに至つた。

下伊那郡青年會解消

下伊那青年會はその社會的存在價值に就て郡青年大衆より、社會實情の客觀的進展はその社會的實勢力に對する役割に關して、階級青年團確立か、郡青内部改造か、郡青解消等各論の意見現出し、郡青の社會的綜合体制の組織的役割に對する検討が各村代議員を先達に各村に叫ばれ、改造か存立か、解消かを徹底的に究明せんとする機運が濃厚になつて來た。

七月十二日 第四回代議員會（於飯田百十七ビル三階）には本村より清水米男代議員出席して郡青改造問題を議した當日、中央部支部（伊賀良、上郷、上飯田、松尾）提出に依る「郡青改造案」即ち「郡青を事業主体の責務を各地支部に解消し、郡青を連絡機關とする」組織体に變更せうとする改造案である。改造案に對する意見は續出し、該改造案なるものは郡青を單なる連絡機關に止め様とするのであつて決して青年運動を活潑にする處か反動以外の何物でもない、常に青年が社會の尖端に立つて勇敢に社會進化の能動的役割を務めなければならぬ吾々にとつて今日の如き經濟的社會的行詰りに當面して益々強固なる結束を必要とする時、斷じて改造案など取入れる事は出來ない、然らずんば解消かと發展しても良い現在であると高唱し、大多數に依つて否決となつた。

然るに中央部支部四ヶ村青年會は「郡青改造案」否決となるや脱退を聲明し退場した。依つて代議員會は郡青組織を破壊するものとして除名する事になつた。除名に對する聲明書は即時常任委員會にて作製し、當日の代議員會の承認を経て發表した。

十一月六日 中部支部代議員會は「郡青の進路を如何に求む可きか」に關して研究大會を來る十一月廿三日龍江小學校に於いて開催する事を議定した。

千代青年會に於いては綜合組織に於ける郡青組織の如き廣汎なる組織は、今日の如き社會情勢の急激なる變遷は日和見的不鮮明な綜合團體に社會的活動の積極性を期待する事あたはず、依つて郡青解消を中部支部青年會意見として統一すべく決し、尙中部青年會は郡青解消後の綜合青年會として取殘されてゐる責務として、村落青年會の文化活動

の適切なる青年教養の連絡機關として地域的に必要を是として存續せしむる可く代表委員會は決定した。

十一月廿三日 中部青年會（郡青中部支會）研究大會 各村提出議題

- 一、中青の當面採る可き態度如何
 - 一、今後の青年團は如何なる組織が最も良きか
 - 一、郡青年會は官僚か自主か
 - 一、郡青の進路は如何にある可きか
 - 一、産業組合運動を如何に見るか
- 川路青年會
三穂青年會
龍江青年會
執行部提出
千代青年會

右議案に就きて研究（但し千代提出議題は別）の結果、意見の綜合を行ひ打切りを爲した。統一された意見は、現在の郡青年會の運動が何等青年大衆に對して何等の價值を及ぼさない事、又一般青年團としての運動の進展を來たさない事、即ち、換言すれば資本主義の成熟から……その發展過程に於て綜合青年會として社會的活動が激化する階級闘争の情勢下に於いて、無意義な反動的行動に終る結果を生ずるに至るに依り、青年運動の正しい發展の爲めに解散し、今後は堅實なる村部の青年會より階級の見解の下に村落青年團の充實を圖り、再び大衆的な結合を圖る可きである意義のもとに本郡青年會を解消し、階級青年團結成の爲めに努力すべきであるとなし、來る可き郡青代議員會に解消を迫る可く、中部支部各村代議員に一任する事に決した。

尙縣當局は産業組合青年會の本に其の指導下に置かんとする時故各村共本問題の認識を深めること。

十一月廿五日 郡青第五回代議員會を飯田文星堂ホールに於て開催す。

議事日程 一、郡青の行動を如何にすべきか

濱島惣一副委員長より今日迄の郡青の經過の報告をなし、奥村委員長の辭任の報告合せて報告終り議長に中部支部長清水又市を推す。

郡青の動行に對する討議に移り、岐路に立つ郡青の動行を如何にすべきかの郡青年運動史上の歴史的な大討論！本村より森山充、清水米男兩代議員出席し、森山代議員、各地方支部の動勢報告後中部青年會を代表して郡青解消と今後の吾等の任務を堂々と述べ第五回代議員會に於ける郡青解消の代表的統一的意见であつた。

各地方支部それらの立場から郡青解消を主張し、一人期青年會存續を主張す、結局大多數にて郡青解消を決定し

左の解消に當つての聲明書を發表し輝ける下伊那那青年運動史を色探り、昭和七年十一月廿五日解散するに至つた。

下伊那那青年會解消聲明書

青年團自主化のトップを切り勇敢にも輝し幾多青年運動の歴史を有する、我下伊那那青年會も今日の社會的諸狀勢の進展と共に其の組織役割を當然變革しなければならぬ必然に迫られつゝある、即ち今日の如き急迫せる社會狀勢の下にあつては其の過去の正しさを越へて單なる地域的に綜合組織に過ぎない、那青年會では今後の青年運動を押し進める事は斷じて不可能である、青年の社會的使命遂行の上には階級的組織以外にない事を知らなければならぬ見よ！青年團官僚化を策しことごとくに失敗せる縣當局ですら今度は策を變へ産業組合青年聯盟に依る青年團分化並支配の奸策に出でつゝあるではないか、吾々は今回奥村委員長の官僚化も單なる官僚化にあらずして以上の如き縣當局の手先として見、絶対に排撃すると共に彼の非人格をなじる前に今後の那青年が當面する問題を究明することこそ我等の任務であると信ずる。

既に支配階級は産業組合青年聯盟に依る、彼等自身の階級的青年團組織に取りかゝつたのである。では吾々は如何にすべきか、絶へざる支配階級の魔手に包まれつゝ青年運動の礎石としての那青年、吾々は之をさも青年運動の本流の如き過去の誤れる觀念を捨て、具體的社會情勢を的確に見つめつゝ現下に即せる青年運動の組織に勇進しなければならぬ、その爲めには即時那青年を解消すべきである。

以上の如き觀點に立つて那青年は解消されたと云へ之を機械的に各村各地方の既成青年會を解消せよの意味ではない未だ活動の餘地あると認められる青年會に對しては絶へざる働きかけ活動することこそ我等の任務であることを併せて聲明する。以上

昭和七年十一月廿五日

下伊那那青年會

本年秋季事業を月別順に列記すれば

十月十一日―三日間に亘り森山、竹下兩委員引卒にて東筑摩、諏訪、上伊那方面の農村民の實情調査に旅行した。同地方の農民生活の實際を調査して歸村。

十月十一日―五日間、松島尙、小澤一兩氏不況の深刻化に連れて消費生活改善運動の聲高き時、小市民、労働者よりなる自主的な關東消費組合聯盟事務所へ消費組合運動の現勢並實際的諸問題調査に自導車にて長途上京にむかつた

同視察歸郷に依つて消費組合問題は實際的に米川、大郡の青年諸氏は生活化に進んだ。

十月十七日 秋季運動會 於千代小學校々庭

十月廿三日 中部青年會陸上競技會に参加して復々優勝の成績を得た。

十一月二日 青嵐合同雄辯大會を米川公會堂に開き、多數の辯士時代子の如く現段階の諸問題を論じ青年の意氣を宣揚した。

十一月廿一日 泰阜、下條、千代三ヶ村對抗陸上競技會に参加して會場泰阜小學校に登征し、中青に覇を爲してゐた本會も阿南の雄下條青年會に勝を譲るに至つた。

十二月四日 産業組合青年會の論ぜられる時産業組合智識を明確にする爲め主事、奥原潔氏を招聘して千代館に於いて社會主義と産組に就いての講演會を開催す。

十二月六日 北信に於ける農民組合運動實際學に造詣深き高倉輝氏を招聘し、「百姓は何故貧乏するか」の講演を左のヴルガの農村分類表を中心に行つた。

A、富農階級 1、不在地主

2、耕作地主

3、資本主義的借地農業者

B、浮動階級 4、大農

5、中農

6、小農自作

7、半貧農自作

8、貧農自作

ハ、賃労働者

十二月十五日 冬季總會を千代村役場樓上に開催した、事業批判演說會を午前中開き、田中英一、川手陸司、太田松藏

清水米男の諸氏批判熱辯を以つて爲す。午後、總會議に移り、諸報告を左記の如く爲す

一、那青代議員會報告 清水米男代議員よりあり

傾向に、且つ現代的頹廢傾向のエロ、グロ思潮に感染しつゝ自己生活を歎嘆し陶酔しつゝある自棄的な傾向をも克服清算する至難なる途に進まねばならぬ、青年團活動の當面の問題の方策として、新年總會に於いて議事せられた。革新競争の具体的規約を左の如くに議定した。

一、競争種目

- 1、總會出席
- 2、會費納入期日完納
- 3、講演會講習會出席 (但し青年會主催に依る)
- 4、研究會雄辯會出席
- 5、會報ニュース原稿應募
- 6、陸上競技會
- 7、時間勵行
- 8、代表委員會出席

以上支會單位に表彰

二、採點方法

- 1、人員點呼 開會を宣し出席を取る、總會は協議以前とす。
- 2、帳簿記入方法
- 3、總人員 (イ) 出席者 (ハ) 缺席者 (ニ) 時間勵行 (ホ) 同點の場合は各部に於て最も優秀なものとする

三、採點方法細則

- 1、總會出席、講演會、講習會、研究會、雄辯會、出席は十名に就き一名の缺席は百點とす。
- 2、會費納入期日會費は納入期日迄に納入したるものは百點とす。納入期日三月第一期。五月第二期、八月第三期十一月第四期、以上其の月の末日。
- 3、會報ニュース原稿募集採點方法は應募人員に依つて決定す。
- 4、陸上競技は競技會の採點により決定す。
- 5、時間勵行、集會等の開會直後の點呼を閉會直前の點呼に依りて採點す、遅刻は採點せず。
- 6、代表委員 は各支會の人員に依り%に依つて採點す。

期日以後に會計の督促一回受けたるものは二十點を引く事二回は四十點以上同じ督促期日は十五日に一回出す他は會計に一任す。

四、常任委員注意

イ、本會事業遂行の爲行ふものである故各支會を離脱して居る氣で支會根生に左右されない事。
ロ、最も厳正に本會常任委員としての意義を失わず本事業に携はる事 以上
社會的進展と共に青處合同提携は近年大いに事蹟も進み、本年は青年ニュースの合同發刊から一研究大會には女子會よりの當面の問題に關する議案の提出を見るに至つた。

大淵委員長開會を宣し、議長席に就き對議に移る。

- 一、青年訓練所は面白いが、馬鹿らしいか
- 一、産業組合運動を如何に見るか
- 一、現社會の行詰りに對し青年團の進路如何
- 一、今後の青年運動は如何にあるべきか
- 一、青處提携の意義如何
- 一、郡聯合女子青年團の自主化に鑑み
- 一、現代は如何なる女性の登場を欲求するか
- 一、郡青解消と今後の青年團は如何なる方向に進むべきか
- 一、右議題を委員を擧げて、教育部日誌掲載(参照)の如くに分類し、各自意見を吐き検討批判したのであつた。而して、本日の近來に無き有意義な研究大會の意志表示として決議を爲せと清水米男氏の動議に依り、起草委員をあげて左の如くに意志表示を見たり。

決議

現社會の生活の窮乏化はあらゆる民衆生活を危機に陥入れて居ます。此の時に際し我等青年會處女會は社會的教養團體としての本領を發揮する事こそ、吾等青年女子大衆に任せられた任務と信する、其の爲に吾等は可能なる範圍内に於て事業を提携し未來社會建設者としての必要なる教養を獲得する事に邁進する。

二月一日

千代青年會並處女會研究會

村會議員改選に對しての活動

本年四月十日村會議員改選に當るに依り青年團として如何なる方策にて進む可きかの議定に關して、三月三日本會代表委員會を開催し、處青年大衆の村自治科學を實踐に依る獲得といふ積極的行動に發動すべく、村議戰對策委員會を設置し主班に社會部を任じ活動に入つた。

(以下社會部日誌に掲載しあれば省略)

三月廿五日には次の如き聲明書を發表、村内に限らず配布し今回の村議改選の重要性に就て警告した。

聲 明 書

村會議員改選に際し吾等は青年獨自の立場から態度を明らかにする。永い間我等農民は景氣待望、生活更生を叫んでゐる、最早その聲すら枯れようとしてゐる、使つてゐる農具は借金で買つたものだ。耕作してゐる田畑は大部分他人のものか、債權者の低當ものである。そして毎日限り無く増加しつゝある現狀である。少しばかりの肥料も組合のお情けで施してゐるが、その金も拂へない様な態だ、それで收穫の大部分は誰の手に手するのだ？

政府の救済——インフレ景氣で流出された金も右から左へと筒抜けだ。消費節約、自力更生といふが、苦しんでゐる農民の生活を直ちに、貧乏の壓迫から解放する方法としては餘りにも信頼する手段とするに足りないではないか！これが事實だ。「これが毅然たる農村の事實だ。」

かゝる現狀の打破は舊弊根生や、自己の利慾、名譽慾に吸々とし、又部落的感情に支配され、大衆の利害を念頭に有しない徒輩に村政を絶対に信頼するな！

大衆相互の生活安定の爲に、生活上の爲に選舉を人氣投票位の浮いた心で行ふべき事でないのだ。選舉權の行使は、有權者各位の生活的事實を基礎として、眞實に村民大衆の生活を擁護し大衆生活の利益伸長の爲に努力する人材の選出に勇敢である可きである。

一部少数者の手に行なはれた妥協や協定の情實に、金力、權力にとらはれて、一票の行使を誤るな、村自治革新、村會大衆化實現の共存共榮のために、貴重なる選舉權を大膽に有効に行使せられん事を希望し敢て聲明する。

昭和八年三月廿五日

千代村青年會

中部青年會研究大會

三月廿六日午後二時より龍江小學校に開催、開辭を委員長が宣し、議長に大多數にて牧内一之を推薦し、書記に今村三郎清水米男を任命し、討議に移る。

第一類議案

自力更生に際し我等青年の役割如何

經濟的不況に對し打開策の見解如何

三 穂 提 出
上 久 堅 提 出

説明 村松幸一郎(三穂) 現在の非常時突破を如何にして爲すか再吟味し自力更生の必要なるかを明白にせんとす。

議長 上久堅提出説明は、出席者無きに就き質問無ければ即決討論に入ると宣す。

清水(千代) 本問題討論に先だち積極的意見の出でないのを遺憾であると冒頭し、自力更生の經濟的、政治的關係を述べ、それらに對する勇敢なる批判によつて進め最後に餘り意見の無いのを痛嘆し促す。

藤本(千代) 自力更生の依つて來る原因を世界經濟情勢の進展の中に把握せよ、經濟的對立は政治的變化に依る鬭争へ轉化する危険性があると述べそれらの關係を説明する。

竹下(千代) 自力更生とは今日の客觀的情勢の必然の言葉である。現在の資本主義支配下に於いては如何なるブルジョア的自力更生策では農村の眞の更生は望まれない。青年は科學的に批判し労働者農民の價値を識つて進め。

藤本(千代) 現在の蠶糸業經營のブルジョアの自力更生、恐慌切抜策として製糸合同が組合更生の美名の下に企圖してゐるが之にて大衆は救ひ得るか、否！結果は工女の大衆的失業と賃銀低下とそれに附隨する一般の仕事の取上げの犠牲をも省みなく行はれるのがブルジョアの自力更生だ。吾等は之等の大衆を犠牲にするものとの抗爭でありプロレタリア農民の團結による打開である。

村松(三穂) 前辯士にプロレタリア農民の程度如何。

藤本 プロレタリア農民とは小農民としては生活できない賃銀労働者と農村に於ける工業労働者。

清水(千代) 商品生産の社會に於いては資本の競争の結果あらゆる悲惨事を發生しつゝある。前辯士の言の如く明らかなに幸福を相互にもたらすものでない、民衆は自らの自力更生は其の生活渦中に體驗しつゝ學んで行くだらう、再々の恐慌と不景氣に苦しんでゐる農民である。

更に本問題の打切りを提言する。
議長 要約して打切りを爲す。

第一類議案

近代文明に對し我等農村青年の立場を如何に認識すべきか

龍江 提出

説明 市瀬定茂、近代文明とは資本主義物質文明であるそれらに對して我等は如何にすべきか。
清水(千代) 資本主義文明は人類に貢獻し且つ悲惨事をも發生せしめてゐる。進歩せる資本主義的生産様式と半封建的な農業生産様式との矛盾は殊に歐州戦後増大し、帝國主義的全特徴を持つに至り農村の半封建的小農民の現物經濟は殆んどそのまゝの生産様式を維持しつゝ、流通經濟の渦中にたゞ込まれ、百姓はこの流通經濟に適應して生きたがために或程度まで小商品生産者となり、半ば賃銀労働者となり、加ふるに耕地面積に比し人口の増大は一層高き地代はセリ上げられる農民の立場を述べ、商工業の情勢を説明しかゝる基礎の上に發達し發展したのが資本主義文明である。我々は農村と資本主義の歴史的關係を知る必要があると説く……。

(同) 今日の經濟組織が資本と労働階級と對立した資本主義であり、ブル文學、プロ文學、ファッション文學と叫ばれてゐる、プロレタリア階級は文學に哲學に政治に徹底したプロレタリア世界觀の上に立つて、ブルイデオロギーに對立して前進してゐる。

怠惰と遊蕩しか知らないブル文學が民衆に與へる結果を期待する事が出来ないと文化反動教育を暴露して吾々青年は、社會進化の歴史的展望の上に識り青年としての實踐的役割に進め。

榎本(川路) 農村に對する文明は偏派そのまゝで資本主義は都會文化を形成してゐる。從來の農民は自給自足で行けたけれど今日は資本主義經濟のために商品化してゐる。今日の農民は資本家より資本を借入れて生活してゐるこの關係を知る時は、如何に農村文化の健全なる發達は望み得られない。

村松(三徳) 近代文明とは資本主義文明であるが、現在農民美術なるものが都會に對して販賣の目的を持つて製作されつゝあるが、尙都會に進出する事に依つて、都會文化を非難する人あれど之等に對して前辯士は如何に考へるか。

清水(千代) 自給の生活様式を變更したのは、生産力の發達による資本主義の力によるものである。今日の窮迫した社會情勢の中に於ては必然に心の慰安を求むるのは質朴な農民美術を要求して來たのである。之も一つの現在の經濟的關係

の然らしむるものだ。

第三類議案

那青解消と今後の青年會は如何

千代 提出

説明 大淵(千代) 那青解消は時代の進化による、イデオロギーを各々持つて進むところに矛盾を生む、此處に解消の原因がある。然し今後の進路や如何に。

藤本(千代) 次議案と合併討論しては如何と動議提出。

清水(千代) 那青解消は社會進展上必然の過程を辿つたに過ぎない、綜合青年會として社會進化の上にある進歩的な役割を持ち得た時は青年會の進歩もあり得た。今日では小學校卒業後の青年の綜合相互教養機關としての存在である。依つて一つの方向に進む産業青年會の如き實踐青年團と性質を異にする、中青及び村落青年會の今後如何に進む可きかの重要議題に就き合併討論反對。

議長 本問題は中青の動向を決する重大議案に就き合併討論せず。

清水(千代) 那青解消後地方聯合体として中青の進路をとる事になつたが、過般事業遂行に當つて云々あるのは殘念である、本日の如き研究大會に出席して堂々と自己の主張を批判に供す可きだ。中青の指導方針、各村共綜合青年會である限り相違はないはずである。いくらでも各自の主張は徹底出来る組織である。故に綜合青年會としての進路を究めたい榎本(川路) 那青の歴史を見るに出沒常ならざるは綜合青年會の意志ではなく小數幹部の意志に依るものであるとの爲に遂に解消するのである。要は進む可き指導方針を確立しなければならぬ。

市瀬(龍江) 現代社會事象の下に於て綜合青年會の大同團結が彼の那青の様な結果を告げたが、それは少數幹部の理論の追究に余りに急なりし爲であると思ふ。我々が明日の社會の光明を見出すには現在の社會組織を識ることも必要であるが、實際農村青年の一員として堅實なるものを作る意味に於て綜合青年會が必要である。

竹下(千代) 青年會は社會的教養團體である事を力説し、討論打ち切りの動議を提言す。
議長 那青解消は社會的客觀的情勢のしからしむる處で、今後の青年會は綜合青年會として相互の社會的向上を期する爲に、研究批判し社會問題の科學的検討に依り社會意識を獲得し、より良き社會創造のために役立つ様に勉めなければならぬと要約し

議長 第四類議案は（村會議員選舉に際し吾等青年の役割如何川路提出）政治問題に就き臨官よりの注意に依り撤回する事を告げ次の議題を討論致す事を宣す。

第四類議案

産業組合運動批判

執行部 提出

説明 清水米男 中産以下の庶民が共同出資にて消費生産の共同機關を組織してゐる運動を産業組合、消費組合、協同組合の運動といはれてゐる。現行産業組合法の産業組合運動を問はんとす。

藤本（千代）組合の運動精神は郡邊にあるか、龍江青年會に於て組合青年會に加盟してゐる方に御解答をねがひたい。市瀬（龍江）龍江生産に於て現在の組合を如何にして向上せしむべきかは老人輩では駄目であり、青年でなくてはならないと組合よりの意見に依り組合加盟の農家の青年は強制的に署名させられた故に明確に産組運動を把握してゐるものはない、従つて實際運動にはでゝゐないと返答す。

稻垣（龍江）支配階級に依り高壓的に保護の下に作られたものであるから吾々綜合青年會とは違つた意味で進歩するかも知れないが、吾々中産としても現在の産組青年の運動の方向を監視し、又認識する事に勉め進む程度に本問題を結び終結を提唱す。

議長 現在の社會問題を批判検討し、正しく認識し青年の修道場として中部青年會を進めたいと思ふと結論し閉會の辭を述べ閉會を宣す。

四月三日の村政批判演説會に次の如きビラを配布し、村民大衆の動員の爲めに活躍した。

村會議員改選は目前に迫つた

村政批判演説會に就いて

村民諸君に 檄す！

俺達村民大衆の重大な關係を持つ村會議員改選は目前に迫つて來たぞ。

村民大衆諸君！有權者諸君！

此の時に際し村民大衆の生活向上は、全村民の希望であり要求であるのだ。

村政は全村民の爲のものでなければならぬ。

封建的因襲や金力、權力等の情實を大膽に打ち破り、自己の生活的基礎から正しき批判と確信とを以つて行動せよ！自己の社會的名譽や自己の利害に溺れ、大多數の村民を犠牲にし、大衆の利害を念頭に有しない不徳漢は郡那村政の上にも現はれてゐる過去を省みよ！

有權者諸君！

眞に村民大衆の生活擁護に、斷固として正義を正義として行ふことの出來得る人士でなければならぬ。

本當に我等の代表者を選擧する自由は有權者各位の權利であるのだ、何物にも左右される可き權威の無いものではないのだ。

村民大衆諸君！

有權者諸君！

我等青年は、俺達の生活に密接なる關係を有する村議戰を有効完全に遂行せしむる可く、村政批判演説會を開催する演説會には一般村民の意見を聴き、併せて候補者の識見抱負を發表せしむ可く努力する、斯くして有權者諸氏の厳正なる批判と検討とに依つて村議改選を大膽に有効に行使せられんことを希ふ。

郷土を考へ！ 村を愛し

村民の向上を圖らんとするものは――

四月二日の村政批判演説會へ參集せよ！

厳正なる批判の下に俺達農村の代表を選べ！

貴重なる一票を村會大衆化の爲めに行使せよ！

昭和八年三月廿七日

自主化十五週年記念祝賀會開催

四月三日、千代村役場樓上に午後一時より、開催した。

千代村青年會が大正七、八年の兩年に青年團の自治化所謂自主化（政治的には民主化といふ）を圖る可く幾多の苦闘を續けて大正八年春季總會に會則の徹底的修正に迄發展し自主青年團の基礎を築いた。以來十五ヶ年の歳月を仰ぎ本村に於け

る社會的教養の成人教育機關として役割を果し、且つ社會的には村自治の改革運動等實際運動に依りて會員大衆を實際的に向上に勉め、相互の試練に依つて青年團の發達向上に最大の精力を集中した成果は、幾多の有能なる人材を社會に登場さすに至つた。吾等の先輩が官僚支配を驅逐して青年團を青年の手に獲得した革命的行動の決議を爲した年より、十五週年に當る四月三日に記念祝賀會を開催したのであつた。

當日の式次第は左の如くにして、且つ盛況に行はれた。

- 一、集合
- 一、來賓着席
- 一、開會の辭
- 一、自主青年會逐年經過報告
- 一、祝辭並演說
- 一、答辭

愛知、安城日本のデンマークの稱ある、安城の農業施設調査を社會部に於いて立案し着々準備活動(交渉)を爲して來たが、愈々成員並調査様式も成案なり自轉車隊を編成して出發するに至つた。

四月十二日午前六時天龍峽胡射橋出發(社會部日誌參照)

一行氏名、大淵建吉、清水米男、川手好夫、金田律三、田中源、市瀬元光の六名。

豫定コースをたどつた。然し岡崎市にて日没後の暗みに至れば止得ず宿泊、夜る岡崎繁華を探り、翌朝岡崎公園を觀樓し、目的地に午前九時、今養鶏販利組合に至り、視察なし、吉澤農園に午前十一時到着、吉澤農園主、令弟吉澤正雄氏案内にて左記を視察見學を爲した。宿を吉澤氏宅にとり懇談教訓を拜聴した。

- 1、愛知縣農事試験場
- 2、愛知縣農林學校
- 3、農業補習學校
- 4、板倉農場
- 5、河野喜一農園
- 6、鳥井一郎柿園
- 7、佐藤眞樂園
- 8、安城町農會
- 9、吉澤梨園
- 10、碧海郡並安城町の新舊談吉澤氏より
- 11、安城町内實地見學
- 12、安城町青年會

視察目的 近來農村の窮乏打破運動、農村振興の聲は喧しい論議的である。その何れもが根本的な對策と確信を持ち得ない青年の現状であり、農村窮乏が農村の反封建的農業形態にして、小商品の農業形態の生産様式で、資本主義の流通經濟渦中に奔弄される處にあり、其の小商品生産者としての農産物が何時も工業生産價格と不均衡な處に存在する。併て諸稅諸掛の農民の負擔は、農業生産様式の改革といふ問題に迄到達せしめる余祐の無い現状に、青年として科學的究明力で積極的に現代社會の産業部面に奮闘しなければならぬ、それらを發揚させる爲に、先進地の視察等に依り刺戟

を享受せんと今回の學を、日本のデンマークの稱ある愛知縣安城の農業施設にとつた譯であつた。
翌、吉澤氏宅を辭し名古屋へ向ふ途中大府にて「労働は神聖なり」と大標札を掲げた文化農園(約三段歩)の園藝チュ
ーリップ等の花とりくく咲いてゐる花園を横にみて名古屋へ到着、一泊。翌三留野一泊。翌四月十六日大平越へにて歸
村に及んだ。

千代青年會統一問題と東部支會復歸加盟

本會第一回常任委員會の重大政策たりし脱會二支會の復歸統一問題は再々勸告狀其他の形式にて勸誘に努力したれど前途の見透定まらない現状に、三月十二日の代表委員會は來る可き慶賀すべき千代村青年會自主化十五週年記念祝賀會迄に復歸加盟せしめて行ふ可く勸告狀と共に勸告懇談委員會を擧げて再度のベストを盡す可く決議した。

三月廿一日の第四回代表委員會に於いて

一、脱會支會交渉經過報告には、その態度甚だ非紳士的な無誠意極まる内容であつた事報告あり、併て東部支會よりは現在の處不加盟の意志の旨通報に接した事を報告した。

以上に依つて統一問題は種々複雑問題にて行惱みの情態であつたが、四月三日に行はる自主化十五週年記念祝賀會當日の席上に歴代常任委員諸氏の發意にて、調停委員を擧げて兩者の懇談統一に盡力すべく林、小澤(年)、小澤(照)、林(壽)林、松島、島田の諸氏が決せられたのに、青年會側は之を諒とし懇願したのであつた。

此の兩者の會合は千代村役場に於いて爲した。會するもの本會大淵、川手、清水、森山の四氏調停委員に東部支會を代表して神山啓三氏出席にて行はれた。

東部支會復歸要求條件として

- 一、本會常任委員中社會部、教育部、体育部、各一名宛増員する事。
 - 二、現在留置中(二、四事件による)にある本會常任委員を引席せしめる事。
 - 三、實國的亡國的左傾運動を爲す文化俱樂部を支持しない事。
- 尙調停委員より、毛呂窪支會交渉の結果左の要求條件あつたと提示。
- 一、昨年度毛呂窪支會に對する不當なる除名通告書の取消。
 - 二、三の條項は東部支會と同じ。

四、本會常任委員選舉法は一人一票の記名投票により最高点数より十名を當選者と爲す事。
右の要求條件に關して大淵委員長毛呂達支會との交渉の経過として、要求條件全部容認する共本年中内にて復歸加盟する意志無くの明答あつた事を申述べた。

以上の各要求條件に對し本會側は常任委員全員不出席の場合委員會として確答は不可能なりしが左の如き解答を爲し、東部支會代表に反省を求むる處あつた。

- 一、常任委員増員は現在三名の處四名に爲す事は、實際的運行上不必要であり、且つ専門部内に不統一を招來する恐あり、唯増員を望む場合、庶務、會計、体育に各一名宛増員するも可なり。
- 二、綜合体制内にあつて封建的斷新行爲に出でる事は當人の前途ある將來の爲め、今日の進歩した社會情勢に於いて慎べき事であり、現在未解決の場合無慈悲的行爲は吾等は絶対に採用しない。
- 三、思想團體ではなくして、實際的に昨年より農村の慰安デーに、家庭看護講習會に、新年の漫談會等幾多の農村向上に資する會合を組織し青年會大多數の参加してゐる場合不可能と見る。
- 四、從來の一人にて本會常任委員十名連記投票の全員信認の、會員の意志尊重の現在の選舉法を改正する意志なし。

その後……………経過は

四月廿一日、第五回代表委員會に、委員長より再度今日迄に至る報告あり、東部支會より入會の通牒あつたと附議すれば滿場一致過去を清算し承諾するに決した。

四月廿九日、常任委員會を開催し、脱會に支會統一問題に關する要求條件に對する態度決定の協議、熟議した結果調定委員會に於て解答した本會常任委員の言を承認するに確定したのであつた。

五月廿二日、第六回代表委員會、前代表委員會以降東部青年會復會交渉の顛末を告げ、委員三名増員は教育部、社會部、體育部であるが、之に對し本會常任委員會案として調定委員を通じ庶務、會計、體育部の増員なら可能なる旨交渉した結果、該案に賛成し加盟復歸の正式通牒あり、委員三名増員の常任委員會案の事後承認を諮れば、之を代表委員會承認した。

愈々統一問題は毛呂達青年會を残して東部青年會加盟が双方の正式會議に議定を見た譯である。

依つて會則修正、増員選舉等の東部青年會加盟總會を春蠶上りの農休日七月一日に開催するを決した。

七月一日、東部青年會加盟に關する臨時總會、午後一時より千代村役場樓上に開催し、左の日程にて行はれた。

- 一、時局批判討論會の件
- 二、在營兵慰問狀發送の件
- 三、登山の件
- 四、夏期講習會の件
- 五、會計検査の件
- 六、會則修正の件
- 七、各部委員選舉の件

選舉結果當選 榊山啓三、太田初美、藤本忠雄

斯くて千代青年會統一問題は兩者の正しい互讓の精神によつて遂に圓滿解決を見るに至り、活動遂行に進んだのであるが、七月一日當選した八之倉支會長藤本忠雄氏は、其後も一回も出席せず、猶會員も本年度に入つて總會、代表委員會等にも出席を見ず、遂に十月四日の代表委員會に於て問題となり、出席督勵狀を代表委員會に問題となりし意向を認めて發送するに至つた。之より先き、三月三日の第三回代表委員會に於いても問題の俎上にあげられ懇談委員を擧げて懇談せしめたのであつた。

八之倉支會は大正十四年毛呂クボ支會より獨立、單獨青年支會として存立して來たが少員數にて千代青年會開催の種々なる會合に不出席にて、其の單獨支會の存在すら千代青年會員に忘れられる位の地位を保持してゐたに過ぎないものだった。依つて八之倉支會として藤本氏の執行部入は門戶解放（綜合体制とし自由な機關でありそんな馬鹿な事あり得ないが）を意味するものだったのである。

十月十七日、秋季總會、千代小學校に開催、長沼委員長より、去る十月三日の代表委員會の由しを藤本氏に告げた結果は引換へに辭表提出に及べりと報告あつた。審議の結果は誠意ないものとして受理するに決定した。

十二月三日、第十回代表委員會八之倉支會より脱會の届提出の件

該脱會届の提出理由は

- 一、現村青は村青としての能力無し
 - 一、期待せし大淵君の辭退
 - 一、委員長長沼君に其の資格無し
- 右は來る十二月十五日冬期總會に出席を勸誘し、千代青年會の批判すべき箇所を相互に指摘し、以つて改造更新の爲め努力して戴く可く勸誘交渉すべく該届は却下すべく決定した。

十二月十五日、冬季總會、日程の一箇條とし八之倉支會問題附議、熱議ありし處、村青年會より交渉委員を擧げて調査、交渉にあたらしむるに決定した。交渉委員、金田律三、田中源、小島一夫、太田松藏の諸氏其の後八之倉支會委員と接
 渉にあつたれど問題解決に至らず暮れるに至つた次第であつた。

追加事項

昭和九年度 1934

昭和九年度本會執行部陣容

- | | | | |
|-------|------|------|------|
| 委員長 | 竹下貞美 | 川手陸司 | 關口庄三 |
| 庶務部委員 | 川手好男 | 小澤一 | 熊谷利治 |
| 教育部委員 | 藤本信一 | 清水米男 | 岩島博人 |
| 社會部委員 | 清水米男 | 藤本芳郎 | 楠宇佐男 |
| 會計部委員 | 岩島博人 | 清水米男 | 竹下眞美 |
| 体育部委員 | 藤本芳郎 | 川手好夫 | 藤本信一 |
| 中青代議員 | 清水米男 | 竹下眞美 | 岩島博人 |

事業豫定並豫算一覽

事業豫定

- | | | |
|-----|----|-------------------|
| 一月 | 上旬 | 事業豫定並に豫算原案作製 |
| | 中旬 | 代表委員會、新年總會、幹部意見發表 |
| | 下旬 | 在營兵慰問狀發送 |
| 十一月 | 上旬 | 青年ニュース發行、合同雄辯會 |

- | | | |
|-----|----|------------------|
| 三月 | 下旬 | 講演會(郷土史研究) |
| | 上旬 | 代表委員會、青年ニュース發行 |
| | 中旬 | 他町村青年團視察 |
| | 下旬 | 代表委員會 |
| 四月 | 上旬 | 春季總會、觀櫻會、ニュース發行 |
| | 中旬 | 講演會(山崎延吉) |
| | 下旬 | 視察旅行、青處合同運動會 |
| 五月 | 上旬 | 代表委員會、時局批判討論會 |
| | 中旬 | ニュース發行 |
| 六月 | 上旬 | 代表委員會、前半期會計檢査 |
| | 中旬 | 在營兵慰問狀發送、登山 |
| 八月 | 上旬 | 代表委員會、ニュース發行 |
| | 中旬 | 講演會(合同)体育練習會 |
| | 下旬 | なし |
| 九月 | 上旬 | ニュース發行、代表委員會 |
| 十月 | 上旬 | 秋季總會、會報原稿募集着手 |
| | 中旬 | 三ヶ村陸上競技會 |
| | 下旬 | 合同雄辯會、ニュース發行 |
| 十一月 | 上旬 | 時局批判討論會、講演會 |
| | 中旬 | 代表委員會、會報發行、卓球大會 |
| | 下旬 | 冬期總會、事業批判、演說會 |
| 十二月 | 上旬 | 會計檢査、年末事務整理、事務引繼 |
| | 中旬 | |
| | 下旬 | |

各年度豫算及決算

大正九年度決算報告書

收入之部		支出之部	
項目	金額	項目	金額
一、九圓六十五錢	會員數 三五四人	一、三圓三十八錢	消耗品(紙封筒)
二、五十圓	大正八年度より繰越金	二、五圓四十一錢	通信費
三、九圓貳十錢	全 八年度本村補助金	三、三十四圓	總會費(春秋二回)
四、一百圓	全 八年度下村支會二回會費	四、十七圓二十八錢	講演會費
五、五十圓	全 九年度本村補助金		
六、三圓	大平谿郎殿特別寄附		
七、五十六圓七十錢	千代文庫に付下村支會		
八、六十二圓十錢	那青體育會補助金(會員より)		
九、十圓五十六錢	大正九年度前期會費		
十、三十圓二十五錢	講演會 會費		
	大正九年度後期會費		
	計會三百八十一圓四十六錢也		

科 目		歳入之部		歳出之部	
項目	金額	本年度豫算	前年度決算	本年度豫算	前年度決算
一、事務	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇
二、事業	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇
三、教育	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
四、社會	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇
五、體育	二、五〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇
六、新舊	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇
七、出張	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇
八、出張補助	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇
九、沿革	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇
十、雜項	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇
合計	三〇、一五〇	三〇、一五〇	三〇、一五〇	三〇、一五〇	三〇、一五〇

四、負擔費	四、會報費	一五、〇〇	一三、六〇	一、四〇
	五、講演會費	三〇、〇〇	三〇、五八	五八
	六、慰問費	一、七〇		一、七〇
五、役員會費	郡青負擔費	五、〇〇	一九、〇〇	一四、〇〇
	一、評議員會費	九、五〇	一九、〇〇	一四、〇〇
	二、支會長會費	三、五〇	五、七六	三、七四
	三、文庫役員ヒ	二、五〇	二、九八	五二
	四、修養部長ヒ	二、〇〇	二、二八	一、〇〇
六、旅ヒ	一、役員出張旅ヒ	五、〇〇	五、〇〇	二、〇〇
七、備品ヒ	一、運動器具ヒ	一、〇〇	一、二〇	一〇、八〇
	二、事務所備品ヒ	二、〇〇	一、二〇	一〇、〇〇
八、積立金	一、基本金積立	二七、〇〇	二七、〇〇	八〇
	二、基本金積立	二七、〇〇	二七、〇〇	一〇、〇〇
九、豫備ヒ	一、豫備ヒ	二二、三二五	一九、五二	二、七九五
		二九八、五一五	二七、七七	二、七九五
總計	備考殘額は適宜流用支出せり		二七、七七	二〇、七四五
	大正十一年度		會員數 三二六人	會計係 小島頼枝

總豫算額	五百二十八圓五十一錢八厘	決算額	五百三十圓八十四錢五厘	差引	十七圓六十四錢五厘
備考決算額の豫算額より増加したるは村ヒ補助の増加にして内金二十四と郡青年會事務所建設寄附へ支出せるもの 明細は別冊決算表の通り (大正十二年度歳出之部前年度決算の處参照)					
一、財産收入	一四、七二三	一、基本金積立	二二、三二五	九、〇八七	三〇六圓五二錢
二、補助金	二〇〇、〇〇	一、村ヒ補助金	二〇〇、〇〇	九、〇八七	基本金 五一ヶ年分利子
三、寄附金	一〇〇、〇〇	一、寄附金	一〇〇、〇〇		篤志寄附
四、會ヒ	二七七、五〇	一、通常會ヒ	一六七、一七五		
	一六七、七〇	二、支會割	一四〇、一七五		
	八五、五〇	三、基本金積立	二四、三〇		
	二四、三〇	前年度繰越金	二二、七〇		
	三六、三〇五	前年度繰越金	七、五四		
	三六、三〇五	前年度繰越金	七、五四		
	五二八、五一五	前年度繰越金	二九八、五一五		
總計	五二八、五一五	歳出之部	二九八、五一五		
一、事務所ヒ	一〇、〇〇	一、通信ヒ	七、〇〇	差引(増・減)	三、〇〇
	二八、〇〇		一一、〇〇		一七、〇〇
	一〇、〇〇		七、〇〇		三、〇〇

二、總會ヒ	一、總會ヒ	一、文庫ヒ	二、文庫整理ヒ	三、視察旅行ヒ	四、運動會ヒ	五、會報ヒ	六、講演會ヒ	七、慰問ヒ	一、郡青負擔金	一、評議員會ヒ	二、支會長會ヒ	三、文庫役員會ヒ	一、役員出張ヒ	一、備品ヒ	一、基本金積立
一八、〇〇〇	五、〇〇〇	一八〇、〇〇〇	五、〇〇〇	六〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	三、一五〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三、五〇〇	一、五〇〇	五、〇〇〇	一、五〇〇
二、四、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一八六、七〇〇	七〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一、七〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	七、五〇〇	三、五〇〇	一、五〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇
一、四、〇〇〇	一五、〇〇〇	二〇一、四五〇	一一〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一、四五〇	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇	二、五〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	二、七〇〇
一、四、〇〇〇	一五、〇〇〇	二〇一、四五〇	一一〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一、七〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	七、五〇〇	三、五〇〇	一、五〇〇	二、五〇〇	二、七〇〇

九、雜ヒ	十、予備ヒ	合計	一、雜ヒ	一、予備ヒ	合計
五、〇〇〇	三六、〇六八	五二八、五一八	五、〇〇〇	三六、〇六八	五二八、五一八
一、三、七五三	一、三、七五三	二、三〇、〇〇三	一、三、七五三	一、三、七五三	二、三〇、〇〇三

大正十二年 度		會員數 三二〇人	會計係
科	目	歲入之部	前年度決算
一、財産收入	一、基本金利子	一七、七二二	一四、七〇〇
二、繰越金	一、前年度繰越金	九、八一	三六、三〇五
三、補助金	一、村ヒ補助金	三五〇、〇〇〇	二二四、五〇〇
四、會ヒ	一、通常會ヒ	二七八、七〇〇	二七一、二二五
	二、支會割	一六八、九〇〇	一六二、七五〇
	三、基本會ヒ	八五、五〇〇	八五、五〇〇
五、雜收入	一、雜收入	一〇〇	三、九〇〇
計		六五七、二三三	五四〇、六五五
			増・減 附記
			三、〇二二
			二六、四九五
			二六、四九五
			一三五、五〇〇
			一三五、五〇〇
			七、四〇〇
			六、一五〇
			一、三〇〇
			二、九〇〇
			二、九〇〇
			一一六、五七五

科	目	本年度予算	前年度決算	増・減
一、事務	一、通信	四五、〇〇	三九、三七五	五、六二五
	二、消耗	二五、〇〇	一六、三七五	三、六二五
二、總會	一、總會	五、〇〇	五、〇〇	〇
	二、總會	四四九、五〇	三七二、五五	一〇六、九五
三、事業	一、文庫	一八〇、〇〇	一七九、一五	八五
	二、文庫整理	二、〇〇	七、二五	五、二五
	三、視察旅行	二〇、〇〇	三〇、〇〇	一〇、〇〇
	四、運動會	三〇、〇〇	三〇、七〇	七〇
	五、會報	八〇、〇〇	七九、〇六	九四
	六、講演會	九五、〇〇	九四、五二	四八
	七、講習會	四〇、〇〇	〇	四〇、〇〇
	八、慰問	二、五〇	一、八七	六三
四、負擔	一、郡青負擔金	三四、五五	二〇、五四	一九、四六
	二、評議員會	〇	〇	〇
	三、支會長會	〇	〇	〇
五、役員會	一、評議員會	〇	〇	〇
	二、支會長會	〇	〇	〇
	三、文庫役員	〇	〇	〇
六、旅	役員出張	五五、〇〇	三二、五〇	二二、五〇
	〇	〇	〇	〇

科	目	本年度予算	前年度決算	増・減
七、備品	一、備品	二六、二九	二、九六	二三、三三
	〇	〇	〇	〇
八、積立金	一、基本金積立	二四、三〇	一三、三〇	一一、〇〇
	〇	〇	〇	〇
九、雜	一、雜	八、二四	三、三四	一、六六
	〇	〇	〇	〇
一〇、寄附金	一、郡青年會事務所	〇	〇	〇
	〇	〇	〇	〇
一一、予備	一、予備	一三、四三	一九、〇三	五、六〇
	〇	〇	〇	〇
計	計	六五七、二三	五三〇、八四五	一〇七、三五五
	〇	〇	〇	〇

右表中歳入の部決算欄補助金は民力涵養を流用されたる金參拾六圓七十八錢は加算しあらず故に村と補助金合計金貳百五拾壹圓二十九錢を交付されたるものなり。

大正十三年度

會員數 二六四人

會計委員 萩元正見

款	項	歳入之部
一、財産收入	一、基本金	一五、〇〇
	〇	〇
二、繰越金	一、前年度繰越金	二七、三三
	〇	〇
三、補助金	一、村と補助金	二五〇、〇〇
	〇	〇
四、會	〇	〇
	〇	〇

一、通常會ヒ	二八〇,〇〇	一六五,五〇	〇	一一四,五〇
二、支會割	八五,〇〇	八五,〇〇	〇	〇
三、基本金ヒ	二二,一〇	二二,一〇	〇	〇
計	一〇,〇〇	二〇,〇〇	〇	一〇,〇〇
一、雜收入	一〇,〇〇	二〇,〇〇	〇	一〇,〇〇
二、一時借用	六九〇,四三	六八八,九一	〇	二〇,〇〇
計	六九〇,四三	六八八,九一	〇	一,五一
前年度基本金流用せし金額				

一、事務ヒ	三〇,〇〇	三三,六一	〇	増・減
二、總會ヒ	一五,〇〇	二〇,八九	〇	五,八九
三、事業ヒ	一五,〇〇	一二,七二	〇	二,二八
計	六〇,〇〇	六六,六一	〇	六,六一
一、文庫ヒ	四三七,〇〇	三八一,七〇	〇	五五,三〇
二、文庫整理ヒ	一五〇,〇〇	一六六,六五	〇	一六,六五
三、視察ヒ	六,〇〇	六,五〇	〇	五〇
四、運動ヒ	二〇,〇〇	二〇,〇〇	〇	〇
五、會報ヒ	二五,〇〇	二五,五二	〇	五二
六、講演會ヒ	七〇,〇〇	六〇,七四	〇	九,三六
七、講習會ヒ	一〇〇,〇〇	九六,二九	〇	三,七一
八、慰問ヒ	六六,〇〇	六六,〇〇	〇	〇
計	六六,〇〇	六六,〇〇	〇	〇

一、那青年會負擔	四二,八六	三四,五五	〇	八,三一
二、委員出張旅ヒ	四二,八六	三四,五五	〇	八,三一
三、備品ヒ	六〇,〇〇	五九,〇〇	〇	一,〇〇
四、負債ヒ	六〇,〇〇	五九,〇〇	〇	一,〇〇
五、旅ヒ	六〇,〇〇	五九,〇〇	〇	一,〇〇
六、積立金	一五,〇〇	二五,八四	〇	一〇,八四
七、雜ヒ	一五,〇〇	二五,八四	〇	一〇,八四
八、予備ヒ	二〇,〇〇	三二,七九	〇	一三,七九
九、予備ヒ	二〇,〇〇	三二,七九	〇	一三,七九
一〇、未拂金	一一,四六	一一,四六	〇	〇
計	二二,四六	二二,四六	〇	〇
前年度未拂金	五〇,〇〇	七〇,〇〇	〇	二〇,〇〇
前年度繰越金	五〇,〇〇	七〇,〇〇	〇	二〇,〇〇
計	六九〇,四二	六八八,九一	〇	一,五一

一、財產收入	一五,〇〇	一五,〇〇	〇	〇
二、繰越金	一五,〇〇	一五,〇〇	〇	〇
計	三〇,〇〇	三〇,〇〇	〇	〇
前年度繰越金	二六,一七	二七,三二	〇	一,一五
計	二六,一七	二七,三二	〇	一,一五

大正十四年度
 歳入之部
 歳入之部
 前年度決算
 會計部委員
 金山 鴻
 會員數 二六〇人
 増・減

三、補助金	一、村と補助金	二〇〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇
四、會	一、通常會	二八三,一〇〇	二七二,七一〇	一〇,三三九
	二、基本金	二六〇,〇〇〇	二四七,六一〇	一一,三三九
	三、支會割	二二,一〇〇	二四,一〇〇	一,〇〇〇
	四、特別會			
五、雜收入	一、雜收入	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	
六、一時借用	一、基本金流用	二〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇
計		五二四,四七七	五一四,二三三	一〇,二四四
款	歲出之部	本年豫算	前年度決算	増・減
一、事務所	一、通信	三〇,〇〇〇	一八,二八八	一一,七一一
	二、消耗	一五,〇〇〇	八,四五五	六,五四五
二、總會	一、總會	一〇,〇〇〇	九,八三三	一,一六七
	二、總會	一〇,〇〇〇		一〇,〇〇〇
三、事業	一、社會部	三三五,〇〇〇	二九七,九九九	三七,〇〇一
	二、研究部	二〇,〇〇〇		二〇,〇〇〇
	三、運動部	二〇,〇〇〇	三三,七七七	一三,七七七

四、負擔金	一、郡青負擔金	四〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
	二、支部負擔金	一〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
五、旅費	一、委員出張	四〇,〇〇〇	四〇,〇四八	四八
六、備品費	一、備品	二〇,〇〇〇	三〇,七〇〇	一〇,七〇〇
七、積立金	一、基本金積立	二二,一〇〇	二二,一〇〇	
八、雜費	一、雜支出	六,三七七	二〇,六一一	一四,二四四
九、豫備	一、基本金一時流用積立	二〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇
十、一時流用積立			五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇
計		令五二四,四七七	四八八,〇六六	三六,四一一
大正十五年	會計委員			楯 光男
入之部	會員數			二六二名

十、一時流用積立金
 一、基本金流用積立金 一〇〇、〇〇〇
 計 五七、一六 一〇〇、〇〇〇
 五、六七、〇〇〇 四九、八四

和昭二年度

會計部委員 清水金吾
 會員數 二二九人

歳入之部		歳入之部	
款	項	本年度豫算	前年度決算
一、財産収入	一、基本金利子	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇
	二、繰越金	一〇、二六六	一六、三三八
三、補助金	一、前年度繰越金	一〇、二六六	一六、三三八
	二、村補助金	二〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇
四、會費	一、通常會ヒ	二〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇
	二、基本金ヒ	三〇三、一〇〇	二三五、〇〇七
	三、支會割	二六〇、〇〇〇	二二一、九七七
	四、特別會ヒ	二〇、〇〇〇	二二、一〇〇
五、雜收入	一、雜收入	一五〇、〇〇〇	九六、〇〇〇
	二、一時借用	一五〇、〇〇〇	九六、〇〇〇
六、一時借用	一、基本金流用	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
	合計	六七八、三六〇	六一二、四五五
		増	減
		〇	六五、九一〇

歳出之部		歳出之部	
款	項	本年度豫算	前年度決算
一、事務所費	一、通信費	五〇、〇〇〇	四五、五六
	二、消耗費	二五、〇〇〇	二八、三七
二、總會費	一、金講費	一〇、〇〇〇	一七、一九
	二、事業費	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇
三、事業費	一、社會部費	三一五、〇〇〇	二五三、八六
	二、研究部費	二〇、〇〇〇	一七、三八
	三、運動部費	四〇、〇〇〇	二一、九二
	四、教養部費	三〇、〇〇〇	三〇、五五
	五、視察ヒ	一八〇、〇〇〇	一三四、〇一
	六、講演會ヒ	四〇、〇〇〇	四七、〇〇
	七、講習會ヒ	〇	〇
	八、慰問ヒ	五、〇〇〇	三、〇〇〇
四、負擔金	一、郡青負擔金	五〇、〇〇〇	七八、〇〇〇
	二、中青負擔金	三五、〇〇〇	三二、〇〇〇
五、旅ヒ	一、出張旅ヒ	一五、〇〇〇	四六、〇〇〇
	二、備品ヒ	四〇、〇〇〇	二二、〇〇〇
六、備品ヒ	一、備品ヒ	二〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
	合計	二、〇〇〇	一〇、〇〇〇
		増	減
		〇	八、〇〇〇

七、積立金	一、基本金積立	二二、一〇	〇	二二、一〇
八、雜	一、雜支出	三〇、〇〇	〇	三〇、〇〇
九、豫備	一、豫備	三〇、〇〇	〇	三〇、〇〇
十、一時流用積立	一、基本金一時流用積立	三〇、〇〇	〇	三〇、〇〇
計		五五〇、一〇	〇	五五〇、一〇

昭和三年度

一、財産収入	一、基本金利息	一五、〇〇	一五、〇〇	〇	〇
二、繰越金	前年度繰越金	二七、四八	二二、七六	〇	一四、七二
三、補助金	一、村補助金	二五〇、〇〇	二二五、〇〇	〇	二二五、〇〇
四、會	一、通常會	二三八、六四	二三八、六四	〇	一四、七二
	二、基本會	二二四、七四	二二四、七四	〇	〇
	三、支會割	二二、九〇	二二、九〇	〇	〇
計		五五〇、一〇	五七七、〇九	〇	二六、九九

會計委員 竹下晴雄
會員數 一三九人

増・減

一、事務所	一、通信	四〇、〇〇	三三、三四〇	〇	七、六六
二、總會	二、消耗	二〇、〇〇	一三、八八	〇	六、一二
三、事業	一、會議	一五、〇〇	一五、〇〇	〇	一五、〇〇
	二、社會部	三〇、〇〇	二七四、六八	〇	一五、〇〇
	三、研究部	五〇、〇〇	三〇、六〇	〇	二五、三二
	四、運動部	五〇、〇〇	四八、五二	〇	五〇、〇〇
	五、教養部	二〇、〇〇	一八六、五六	〇	三〇、六〇
	六、視察	〇	九、〇〇	〇	一、四八
	七、講演會	〇	〇	〇	三六、五六
	八、慰問金	〇	〇	〇	九、〇〇
四、負擔金		六二、〇〇	六、六〇	〇	一、四〇
合計		五三一、三〇	六〇八、九八	〇	一〇七、五八

一、郡青負擔金	三〇,〇〇〇	二八,六〇〇	〇	一,四〇〇
二、中青負擔金	三三,〇〇〇	三二,〇〇〇	〇	一,〇〇〇
三、出張旅ヒ	三〇,〇〇〇	四九,〇〇〇	〇	一九,〇〇〇
四、備品費	二五,〇〇〇	四九,〇〇〇	〇	一九,〇〇〇
五、積立金	二五,〇〇〇	一,六〇〇	〇	二二,四〇〇
六、備品費	二五,〇〇〇	一,六〇〇	〇	二二,四〇〇
七、積立金	二二,九九〇	二二,九九〇	〇	〇
八、雜費	二二,九九〇	二二,九九〇	〇	〇
九、雜費	一九,七七八	一四,三三八	〇	五,四〇〇
十、雜費	一九,七七八	一四,三三八	〇	五,四〇〇
十一、雜費	一五,四四四	一四,三三八	〇	一,〇六六
十二、一時流用積立	五三一,一二〇	(現金)二七,四八	〇	二七,四八
合計	一,二〇〇,〇〇〇	一,二〇〇,〇〇〇	〇	〇

昭和四年度

會計部委員 太田清隆

一、財產收入	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	〇	〇
二、繰越金	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	〇	〇
三、補助金	三六,七八五	二七,四八	〇	九,三〇五
四、村補助金	二〇〇,〇〇〇	二七〇,〇〇〇	〇	三〇,〇〇〇
五、通常金ヒ	二二六,八三三	二二六,八三三	〇	〇
六、基本金ヒ	二〇四,四三三	二〇四,四三三	〇	〇
七、支會割	二二,四〇〇	二二,四〇〇	〇	〇
八、特別會ヒ	一,一〇〇	一,一〇〇	〇	〇
九、雜收入	六,七五五	六,七五五	〇	〇
十、一時借用	六,七五五	六,七五五	〇	〇
十一、基本金利用	四七八,六一五	四四六,〇六	〇	三二,五五五
合計	四七八,六一五	四四六,〇六	〇	三二,五五五

款		項		本年	前年	増・減
歳入		歳出		度	度	
計		計		決算	決算	
一、財産収入	一、基本金利息	一、基本金利息	前年度決算	一五、〇〇	一五、〇〇	増
二、繰越金	一、前年度繰越金	一、前年度繰越金	一九、七七	三六、〇〇	一六、二二	増
三、補助金	一、村費補助金	一、村費補助金	二〇〇、〇〇	一五〇、〇〇	五〇、〇〇	増
四、會費	一、通常會費	一、通常會費	二〇五、二〇	一八二、八〇	二二、四〇	増
	二、基本金費	二、基本金費	一八五、〇〇	一八二、八〇	二、二〇	増
	三、支會割	三、支會割	二〇、二〇	二〇、二〇	〇	増
	四、特別會費	四、特別會費	一	一	〇	増
	五、六、雜收入及一時流用ナシ	五、六、雜收入及一時流用ナシ	一	一	〇	増
合計	合計	合計	四二四、九七	三八三、八〇	四一、一七	増
一、事務所費	一、通信費	一、通信費	三〇、〇〇	三一、三四	一、三四	減
二、總會費	二、消耗費	二、消耗費	二〇、〇〇	一七、一〇	一、九〇	増
	一、總會費	一、總會費	一〇、〇〇	一四、二四	四、二四	増
	二、總會費	二、總會費	一〇、〇〇	一〇、一六	一六	増
三、事業費	一、社會部費	一、社會部費	二九〇、〇〇	二四〇、〇五	四九、九五	増
	二、社會部費	二、社會部費	五〇、〇〇	二一、九六	二八、〇四	増

款		項		本年	前年	増・減
歳入		歳出		度	度	
計		計		決算	決算	
四、負擔金	一、郡青負擔金	一、郡青負擔金	二八、〇〇	二八、〇〇	〇	増
	二、中青負擔金	二、中青負擔金	一五、〇〇	二八、五〇	一三、五〇	減
五、旅費	一、出張	一、出張	一五、〇〇	三六、五〇	二一、五〇	減
六、備品費	一、備品費	一、備品費	一五、〇〇	二一、八二	六、八二	減
七、積立金	一、基本金積立	一、基本金積立	二二、四〇	二二、八二	六、八二	減
八、雜費	一、雜支出費	一、雜支出費	一〇、〇〇	二二、五〇	一二、五〇	減
九、豫備費	豫備	豫備	六、二八	一七、六一	一〇、八三	減
十、一時流用積立	一、基本金一時流用	一、基本金一時流用	六、二八五	七、八三	一、五五	減
合計	合計	合計	四七八、六八五	二六三、六二五	一二五、〇六	増
會計委員	林	武男				

昭 和 七 年 度		會 計 部 委 員 林 治 美	
款 項	本 年 度 豫 算	前 年 度 決 算	増・減
四、負擔金	三、体育部ヒ 二〇、〇〇	三五、〇〇	一五、〇〇
	一、郡青負擔金 七二、〇〇	七二、〇〇	〇
	二、中青負擔金 二四、〇〇	二四、〇〇	〇
五、旅ヒ	四八、〇〇	四八、〇〇	〇
	一、出張旅ヒ 二五、〇〇	三一、五〇	六、五〇
六、備品ヒ	二五、〇〇	三一、五〇	六、五〇
七、積立金	二〇、二〇	二〇、二〇	〇
八、雜ヒ	二〇、二〇	二〇、二〇	〇
	一、基本金積立金 二〇、二〇	二〇、二〇	〇
九、豫備ヒ	五、一五	一、二五	七、五〇
	雜支出ヒ 五、一五	一、二五	七、五〇
合 計	九、三五	九、三五	〇
	豫備ヒ 九、三五	九、三五	〇
	三六六、八四	三六六、八四	〇
一、財産收入	一〇、〇〇	一〇、〇〇	〇
二、繰越金	一六、九九	五〇、八四	三四、六五
	一、前年度繰越金 一六、九九	五〇、八四	三四、六五
三、補助金	一〇〇、〇〇	七五、〇〇	二五、〇〇
合 計	一二六、九九	一三五、八四	九、三五

昭 和 七 年 度		會 計 部 委 員 林 治 美	
款 項	本 年 度 豫 算	前 年 度 決 算	増・減
一、村ヒ補助金	一〇〇、〇〇	七五、〇〇	二五、〇〇
二、通常會ヒ	一五〇、〇〇	一五二、九六	二、九六
三、雜收入	一五、〇〇	一二四、五〇	一〇九、五〇
四、一時流用	一五、〇〇	一二四、五〇	一〇九、五〇
合 計	二九一、九九	四五三、三〇	一六一、三一
一、基本金利用	二九一、九九	四五三、三〇	一六一、三一
一、事務所費	二〇、〇〇	一八、二七	一、七三
二、會議費	一五、〇〇	一三、〇六	一、九四
三、事業費	五、〇〇	五、二一	〇、二一
	一、總會費 五、〇〇	六、五〇	一、五〇
	二、社會部費 一八〇、〇〇	二〇五、五五	二五、五五
	三、教育部費 三五、〇〇	二五、一七	四二、七九
	四、政治研究部費 一五、〇〇	一六二、七九	四二、七九
四、負擔金	一〇、〇〇	一七、五九	二、五九
	一、郡青負擔金 三五、〇〇	四四、三三	九、三三
	二、中青負擔金 一五、〇〇	一八、九〇	三、九〇
	二〇、〇〇	二五、四三	五、四三

六、備品費	一、出張旅費	二〇、〇〇	一三、七五	。	六、二五
七、積立金		二〇、〇〇	。	。	。
八、雜費	一、基本金積立金	二〇、〇〇	。	。	。
		一五、八〇	四、六五	。	。
	一、豫備費	一五、八〇	四、六五	。	。
合計		二八三、八〇	一七八、七六	。	一〇五、〇四

第三章 委員制實施後の各専門部活動

1、委員制實施後の社會部活動日誌

大正拾參年度

委員四名 北澤廣美、林勝美 林左門、榊原富男
 二月十一日 主任會を開催爲し、左の件に就き協議す。

一、南電問題に關する件

1、前年度七ヶ村青年會及び需要家總代が南電會社に對し申込たる案に對し一月廿五日附にて會社より回答ありたれば、此に對して今後青年會にては如何なる對策方法を採るか。

2、公衆用無料燈の點火を申込や如何

3、需要家組合の設立促進の方法を講ずる事

二、講習會及び講演會に關する件

1、日時及講師の選定

三、右の諸件を原案とし委員會を提出すべく決議し會務主任をして委員會を召集すべく、委托す。

二月廿日 千代小學校裁縫室に於て主任會の決議事項を、社會部各支會委員會に附議す。

1、第1、2號議案に對しては公衆用無料燈を點火せしむる様申込之が徹底を期する事、方法としては、村及七ヶ村青年會との連絡を取る事に努め、來る二月廿八日各村青年會の協議會を開く事に決す。

2、第3號議案に對し青年會は設立に努力する事。方法として社會部に於て伊那電の需要家組合の内容及規定收集して參考案を作る事に努め、設立に對しては本會に於て努力し運動方法を考究する事。

3、運動開始として第一回の協議會を、來る二月廿八日午後一時より泰阜村泰龍館に於て七ヶ村の會合を開催する事、本會出席者を、北澤廣美、林勝美兩氏を派遣する。

南電問題七ヶ村協議會、二月廿八日泰阜村泰龍館に於て開催

出席者 千代村 北澤廣美 林 勝美

泰阜村 池田 中

下條村 田中 茂

富草村 村松忠男

平岡村 遠山文男

北澤廣美君座長に着き、對南電七ヶ村青年會の大正十二年度の経過報告、會計報告あり續いて今年度の對南電の協議をなす。

元來南電會社が村營的協同力に依りて、公利公益を主眼として設立したるにも拘らず、近來種々なる方法を以て之を營利會社たらしめんとするは最も遺憾とする所である、今や有利有望なる南電會社は資本家の魔手に奪取せらるゝ如き事あらば吾等青年會何んの面目やあらん此處に於て極力奮闘せなければならんと一同氣勢を擧げ左記の協定申合をなす。

協定事項

- 一、大正十二年十二月廿六日七ヶ村青年會及び需要家の協定に基き極力その徹底を期す。
- 二、各村青年會に於て勞を取り需要家組合の設立をなす。
- 三、運動に關して左の實行委員を擧ぐ。
 - 千代村 北澤廣美 補欠 林 勝美
 - 下條村 田中 茂 中島岩夫
 - 大下條村 小林廣夫 村松忠男

四、各村青年會に實行機關を設け、主任一名を置く(但し連絡上のため)其他今後の方針等に就き意見を開陳し、午後六時散會せり。

三月二日 委員會を開く。

一、七ヶ村青年會協議會出席者より経過報告。

二、需要家組合を設立に對し現在設立しある伊那電需要家及び常幹部を訪問し、尙片山均氏を招聘し、懇談會を開き村需要家及青年會と共に考究すべく本會主任來る六日に材料研究其他を以て出發すべく協議一決せり。

三、村立消防組未設置部落に對し極力努力すべく協定せり三月六日 南電需要家組合設立に對し其組織及び創立の趣旨其他研究のため社會部主任伊那電需要家組合訪問すべく出發せり。

1、北澤林兩主任は下久堅、松尾、座光寺等各需要家組合に對して如何なる觀念を持つて居るか、當伊電需要家組合副組合長橋原文四郎氏を訪問創立の覺書及び其の後の経過等を聞き午後一時飯田に登る。

2、榊原、林佐門兩主任は、時又の南電會社訪問、伊賀良淵、各需要家訪問し、片山均氏と共に飯田常盤館に入る伊那電組合評議員平澤桂二、須山賢逸其の外山田阿水氏等と共に組合に對し懇談する事午後十二時迄、翌日も同じく懇談、趣意書、申合書、決議文等に付き懇談研究もし午後八時各自歸宅す。

伊那電需要家組合長片山均氏山田阿水氏の兩氏を聘して組合に對して講演をなすべく依頼す。

三月八日 千代村役場に於て社會部主任會を開く、趣意書及び目的等に對し協議を爲す。尙七ヶ村青年會連絡のため通知を發送す。

三月十一日 北澤廣美氏宅に於て、北澤廣美、林勝美、下條村田中茂、大下條村小林廣夫氏等と共に南電需要家組合趣意書、規約等の作製を爲す。

三月十二日 片山均氏、山田阿水氏を聘して需要家組合設立に對して、講演會を午後二時米川公會堂に於て開催す。出席者約八十名。

一、片山均氏 伊那電需要家組合創立趣旨、會社の横暴配電區域の爲に村營或は組合經營の電氣事業の阻止され今日に至れる理由。

一、山田阿水氏 權利の主張のために又共同利益擁護結束した組合を組織し團結の威力を表し以て合理的運動に於て正義の主眼に進む事然して固き南電需要組合を作られん事望と叫んで結ぶ。

それより引續いて懇談會に入る午後七時閉會。

南電需要家組合創立委員會 四月一日泰阜村泰龍館に於て開催す。午後四時閉會

座長 小林廣夫 記録 田中 茂
出席者 大下條 小林廣夫 松下重光 伊藤 昇

下條村 田中 茂

平岡村 野竹一臣

富草村 玉置安智 村松忠男

平岡村 吉澤 知

泰阜村 池田 中 土岐 頤

千代村 榊原富男

協議事項

一、七ヶ村青年會又青年有志會に於て創立委員を四名及び替成人二名を決定し本月五日迄に千代村北澤廣美氏宛に報告する事。

一、北澤廣美氏は大至急需要家組合案内を印刷し、各村へ配布する事。

案内配布數

千代 七五〇 泰阜 六〇〇 下條 八〇〇

平岡 四五〇 富草 四五〇 大下條 六〇〇

一、各村創立委員は四月廿五日迄に加盟申込書と加入金及び一ヶ年分組合費とを添へて北澤廣美氏迄送附する事。

一、創立委員長は北澤廣美氏を推薦す。

午後六時半閉會解散す。

五月一日 衆議院議員總選舉に關し千代小學校裁縫室に於て委員會を開催す。青年會に於て運動すべきか、青年は選舉に關しては全然運動しないか、有志に於て運動すべきか協議の結果有志に於て運動する事と決定す。

一、五月五日頃より青年有志に於て壯年團と合同にて運動をなせり、青年團は勿論理想候補樋口秀雄氏を壯年團と共に、樋口氏當選に盡力し千代の天地に其の熱を擧げた

六月廿五日より六日間、七ヶ村特に阿南方面視察及び勸誘に北澤廣美氏出張し、阿南方面は電氣組合に對し不徹底なる事を知り需要家及び株主に對し組合の趣旨書其他必要なる事項等調査。

イ、青年會員は如何なる態度にあるか。
ロ、特に平岡村等は水利權等に對し如何なる考えを以つて居るか等詳細に亘つて動勢調査を爲す。

南電組合問題懇談會、七月一日千代小學校に於いて開催、需要家組合南電問題に對し村民、村會議員各種團體通じ青年會主催にて行ひたり。

1、南電問題に對し村民村會議員各種團體通じ、青年會主催にて開催せり。
2、水利權の擁護 3、七ヶ村連絡機關

以上の項目に對し協議一致を見たるも權利なき會合なるを以つて、總代會を後日開催なし、その際議定し決定する事にし閉會せり。

七月九日 總代會を開催す。
南電問題に對し役場に於いて、出席者總代廿名、青年會四名、社會部主任

開會時間午後一時五十分、村長南電問題に關して大意を述べり、詳細に亘りては主任委員より趣旨、各村の狀況等發表後各自意見開陳の結果大多數は賛成したるも、一部に不賛成者を見結局延期となれり。

八月廿五日 社會部委員會を千代小學校に於て開催す。
一、南電々氣組合の経過報告をなし今後の方法の具体案の打合等協議せり。

二、各支會の不徹底なるに依り委員に於て全般に徹底する様盡力する事、其他打合をなし散會す。
阿南七ヶ村青年協議會、十月廿八日電丘村時又梅賀屋旅館に開催十一時三十分開會。

一、各村其後の情態につき各村委員は村別に意見を述べたり、然るに特に平岡村は水利權等に對し、非常なる熱を以つて電氣組合へは勿論賛成であるが依り以上水利權に對し何等かの團體を組織したいとの意見の書面ありたり

二、創立趣意書の作製が延引したるは残念なるも賛成人等出來ない村があるために作製しなかつたが、今度は來る十日迄に北澤廣美氏の元へ必ず送る事に決定し、到着次第作製し即時各村へ配布する事。

其他熱議をなし閉會し、南信電氣會社總會（長石寺）を傍聴をなす。
千代株主需要家總代會、十一月廿四日の午後四時開會、南電々氣組合創立に關し本村役場に於て協議す。

當日村長不在のため、遠山助役より大体本日の協議する議題に對し一通り説明し、尙北澤廣美氏よりその後の経過等説明し、協議の結果一同賛成し是が創立を期する事を決議せり、決議文左之通り

本日南信電氣組合創立に關し本村役場に於て總代會を開催協議せし結果何れも別紙の創立の趣旨に賛成し速に是が創立を期する旨決議せり

大正十三年十一月廿四日
千代村株主需要家總代會

大正十四年

主任委員一名 林 左門

一月七日 千代學校に代表委員會を開催。
南信電氣組合創立に關しては昨年度の意志を踏襲し極力創立を促進せしむる事に決定す。

南電組合創立後各村青年會より一名の代議員を必要とする時は社會部主任之に當る事。
一月十六日 千代學校に於ける新年總會

左の議題を提唱し研究討議を爲す。
南信電氣組合員募集促進方法如何。
一月廿一日 泰阜村門島館於て電氣組合創立委員會、

以上決議午後六時五十分散會せり。
十一月十一日 飯田町に於て開く。

下條、平岡村が委員及び賛成人が出來なかつた理由等に依り延期したが、本日人物も決定し、直ちに印刷せり然して七ヶ村青年會へ配布す。

十一月廿一日 本會委員會
各支會へ趣意書を配布し、一齊に募集する事に決定せり
南電需要家組合加盟募集は歳末と、年末決算事務引繼とに依つて、遂ひに組織完成に至らずして、本年度事務整理引繼に残余の期間を流用して終れり。

本村出席者 北澤廣美、林勝美、林左門

一、會計報告 二、創立委員に關する件
三、募集狀況の打合 四、創立總會開催の件
五、時局問題對策の件（天龍水電問題）

一月廿三日 電氣組合募集に就き北澤、林左門兩氏野池支會へ出張、創立趣旨を説明し募集方法に就て協議を爲す
二月一日 於千代村役場に本會主任委員會開催。

地方自治村政問題演說會開催に關する協議を爲す。
二月三日 千代學校に代表委員會を開催。
1、電氣組合創立委員會の報告

2、組合員募集の未だ終了しない部落は青年會員全部にて努力し来る十一日迄に経過報告をなす事。
 3、村政問題演説會の件に就き主任委員會の報告にて二月十一日開催す。
 地方自治村政問題研究大會、會場 米川公會堂
 二月十一日午後二時より開會を林主任委員宣し、議長に小澤會務主任就席。
 金山鴻、榊原富男、楯一利、牧田正矩、楯富晴、小澤年保、北澤廣美、林國男、諸氏熱辯を振るひ村民大會に變更して當日の決議を爲して發表した。
 二月十三日 電氣組合創立委員會千代村役場に於て午後七時より支部總會、支部規約草案作成の協議。
 二月十五日 千代小學校に委員會開催し、電氣組合創立總會に就て左の事項を協議爲す。
 1、千代村支部期日の件 2、創立總會委員の件
 委員選出は大區二名小區一名にして選出方法は各區の任意とす。
 二月廿一日 電氣組合支部創立總會於千代村役場
 1、開會の辭 2、経過報告 3、支部規約議定
 4、役員選舉 5、新任役員挨拶 6、組合員普及の件
 7、天龍水電に關する件
 8、南信電氣會社確立方法如何
 9、電球交換手数料に關する件

10、南信電氣會社利益配當金收受に關する方法如何
 二月廿五日 泰阜村萬屋旅館に七ヶ村電氣組合創立委員會
 1、本日創立總會の豫定なりしが全關係村代議員が未定の村ありし故創立委員會に變更
 2、代議員未定の村は至急決定次第創立委員會長に報告を爲す事
 3、各村募集狀況打合せ
 大下條三八〇名 下條一五〇名 富草三五〇名
 泰阜村二五〇名 千代四〇〇名 豐村 九三名
 4、創立代議員會の件
 5、天龍水電問題第二回郡民大會開催の件
 主催者を南信電氣組合、伊那電々力需要家組合、南信壯年團、下伊那郡青年會、天龍勞動團、政治研究會下伊那支部の六團體とす。
 6、宣傳方法は各支部にて行ふ事。
 7、欲席村に對して平岡村は大下條にて、富草、下條村は千代にて委員出張して其の由を話す事。
 三月四日 創立委員會を大下條深見稻葉館に開催。
 創立總會に提出議題の協議を爲す、他に天龍水電問題郡民大會に關する件を相談す。
 天龍水電問題郡民大會 三月五日 大下條正法寺に於て開催。
 出演辯士 片山 均 山田阿水 北澤廣美 土岐 顯

佐々木虎男 木下政壽 池田 中 林 左門
 阿南村民大會に變更し宣言決議を爲して阿南民衆に一大センセイションを興へた。
 三月五日 郡民大會後早稻田に於て創立總會開催、役員選舉執行を爲し左記の通りの結果である。
 組合長 松澤良太郎 副組合長 北澤廣美 池田中
 理事 熊谷 四郎 佐々木忠恕
 南電氣社確立方法研究の件、組合員募集の件、株主總會場所變更の件、會社内容普及の件、天龍水電問題に關する件、以上五項に亘る協議を爲した。
 三月六日 下村區民大會、下村公會堂に於いて
 南信電氣組合創立経過報告 林 左門
 天龍水電問題経過報告 片山 均

民衆の手で解決せよ 山田 阿水
 三月八日 千代小學校に委員會開催
 1、南信電氣組合創立迄の経過報告
 2、地方自治村政問題研究大會其の後の方針に就き協議を爲す。
 九月廿八日 大郡公會堂に於て主任委員會を開催す。
 軍事教育問題に就き協議を爲す。
 1、軍事教育の眞を一般會員に知らしむ可く執行委員が各支會に出席して懇談を爲す事。
 十月廿三日 千代小學校に代表委員會開催
 軍事教育問題に就て懇談する日時に就て各支會代表者と打合をなす處あり、結果来る廿三日の定期集會に及び十一月五日の集會に委員出張する事に決した。

大正十五年度

主任委員一名 島岡善藏
 一月廿六日 米川公會堂に於て委員會開催す。
 電氣組合の経過報告を爲し、組合代表選出の件に付いては北澤廣美、林左門兩氏に一切を聴き、本年度の方針を樹てる事に決す。
 一月廿八日 支會代表者を千代小學校に開く。

1、電氣組合事業報告 2、今後の方針に關する件
 3、組合代表者選出の件
 組合代表者は例により社會部主任其の任に當る。
 二月六日 電氣組合支部委員會を千代村役場に開催
 出席者 楯 榮一 支部長 北澤廣美 林國男 林左門
 島岡善藏

一、組合今後の方針に關する件

二、役員改選之件 三、村營電燈に關する件

二月七日 電氣組合代表者四名、島岡南電事務宅へ行き村營電燈問題に付き懇談す。

二月八日 電氣組合代表者會 會場泰阜村門島 泰龍館

出席者 千代四名 泰阜一名 大下條一名 豊一名

一、熊谷、林兩理事より、前年度事業及各村の組合狀況を報告並佐々木會計の會計報告

二、役員選舉の結果

組合長 萩元 健逸 副組合長 熊谷 四郎

理事 北澤 廣美 林 國男 池田 中

佐々木正男 佐々木忠恕 川上 利美

組合今後の方針に關して、

1、木曾川沿岸の水力電氣組合視察の件

2、南電重役改選につき、組合は人材を擧げて運動し其の當選を期す。

右は各村支部に於て行ふ事に決定す。

三月一日 支會代表者會を千代小學校に開く。

一、電氣組合代表者會の報告

一、木曾川沿岸發電所視察の件—本會社會部主任をして視察せしむるに決す。

二、遠信鐵道問題に關する件

右は天龍水電會社の計劃にて、下川路伊那電終點より天

龍川米川河口に渡す事に、千代龍江兩村にては鐵道には

何の關係なきにより其の利害に多大なるにより前の計劃

通りの時又附近より渡る可き鐵道運動に青年會として實

際運動を行ふ事とし、實行委員を擧ぐ、實行委員は、本

會主任委員及支會より一名の委員を選出する事に決定し

第一回實行委員は三月七日に行ふ事とす。

三月七日 鐵道問題につき實行委員會開催す。

南電事務島岡氏並林重役二名來席し、鐵道問題に付懇談

す。

1、運動は村當局と協力して行ふ事、

2、運動費は村費支出に爲す可く當局へ交渉する。

3、鐵道は三呎六吋の鐵道にすべく村民と協力一致運動を行ふ可く努力する。

4、龍江青年會と共に運動すべし、龍江青年會と意見交換を爲すべく實行委員を擧げ出張せしむ可く決す。

實行委員 島岡善藏 北澤元夫 楯一利

三月十一日 青年會並南信電氣組合にて行ふ可く決定たり

し木曾川沿岸の地方民の狀況及關係村の利害關係、發電

工事の視察のため社會部主任三泊四日の日時にて視察を行ひたり。

四月十七日 主任委員會米川公會堂にて、南電重役改選に

付き此の對策に關する事項を協議す。

時日切迫につき、本會では社會部にて電氣組合と共同一

致して割立當時の趣旨により運動する事に決す。尙他村

青年會へ檄文を作製し送り此の運動に各村に於て活動な

さしむる事に定む。

四月廿二日 南電々氣組合代表者會を下條村扇屋にて開會

す。

一、南電會社役員選出に關する件

二、支部活動に關する件 三、株主大會に關する件

右協議の上、組合では各村に檄して之が聲援をなす。

昭和二年

主任委員一名 渡邊源逸 三月以降林兼義

一月十九日 代表委員會午後八時より小學校に於て

一、他町村青年會視察の件

來る二月上旬、山本、會他及下條方面に各支會二名宛、補助金一支會金壹圓也支給と決定。

二月廿一日 他町村青年會視察に出發す。

會地、山本方面—島岡己勝氏引卒。

番木、鼎方面—林兼義、楯操氏等引卒。

以上の主任委員の外各支會の視察参加の上行ひたり。

縣會議員改選に關する件

一、木曾川沿岸水電工事實施地視察報告の件

四月廿八日 南信電氣會社株主總會へ社會部主任出席す、

重役改選に關して、極力公認候補の當選に努む。

五月十三日 電氣組合代議員會を役場に於て行ふ。

南信電氣株式會社對七ヶ村との報償契約に就て研究を爲

す、村長及村會議員の意見聴取今後の方針を樹立する事に決定す。

八月廿六日千代村役場に常任委員會を開催す。

一、縣議戰に對する件 那青年會の聲明書に準じ討論し、

吾等の意志を代表する候補者の支持をする。

二、研究大會を開催爲し、之に依りて普選法の内容を明らかにし、縣議戰を通じ以つて一般會員の政治智識の涵養に努力する。

八月卅日 代表委員會 於千代學校、午後八時開會。

一、縣議戰に關する問題を協議す、聲明書發表する事に決

し、其の起草委員を本會執行委員及び、毛呂窪下村北部

米川各支會代表者を選定せり。

九月一日 聲明書起草委員會を役場に於て爲す。
 九月十五日 縣議候補者、阿南詮衡會に本會委員參加。
 九月十八日 縣議候補者千代村協議會參加榊委員出席。
 九月廿二日 縣議緊急委員會を千代村役場に開催爲し、常任委員各支會代表者參集午後四時開會。普選の意義を全からしめんため棄權防止運動をなすことに決定せり。
 九月廿五日 午後八時より千代館に於て支會代表者參集し棄權防止運動に付き協議し、各支會に於て戸別的に棄權防止用ビラを配布することに決定。
 九月廿六日 各支會代表者千代館に參集し、棄權防止ビラ配布に就き打合せを爲す。
 十二月四日 代表委員會 於千代學校、午後七時半。一、下村支會より提出の電灯料値下問題に關する件 具体案を製作並實行方法を講究する實行委員會設置する

昭和三年度

委員三名 林兼義 渡邊源逸(辭任) 林源(辭任)
 二月以降松島尙 四月以降 太田喜代隆
 一月廿四日 千代青年會社會部は、昨年問題として上提されてゐる、電氣料値下げ問題を解決すべく起ち、需要家

事に決定す。
 實行委員 清水庄一 清水政男 川手良男 大平重夫 松島 尙
 電灯料値下實行委員會 於千代學校 午後八時開會
 十二月十日 出席者 榊操 渡邊源逸 林兼義 島岡己勝 清水庄一 清水政男
 協議の結果、此重大なる電灯料問題は實際問題として充分の對策を講ずべきも時期宛も未だ、事務引繼の期に際し時間的に不可能なること、及び此問題は唯一の獨立問題に非ず現代社會の一社會現象にして、資本主義經濟組織に於ける一環にして、吾等は此の全体のカラクリを検討すること(即理論の探求により)が、當面青年として先決なることの理由にて、來年度社會部事業として組織的に解決することに決す。

は村營に立脚し株主の立場より、營業の持續を高潮し、今後に於ける固定資産の償却率の多きを力説し、相互の懸隔を見る。
 以上交渉經過大要である。猶交渉委員、長沼晴美、熊谷四郎、林國男、林左門、以上需要家組合幹部、渡邊源逸 林兼義の兩氏青年會。
 一月卅日 代表委員會に於て衆議院議員總選舉に當り、選舉革新と公正を期する爲め、選舉對策委員會並青年紀察隊を設ける事に決す。
 猶當夜郡青常任委員長本多實太郎氏より、總選舉に對する青年の態度と、青年の社會上に於ける政治的地位に就いての講演ある。
 南電値下問題協議會 二月四日泰阜村門島館に開催、出席村、千代、大下條、平岡六名
 缺席村ある爲良く會社内容を研究し、今一度協議會を開いて目下不況の折柄値下事項決定の上要求する事に決し散會午後六時。
 二月五日 國會議員選舉に就き、選舉民の爲に立會演說會開催に就き、選舉區に於て立候補された諸氏に立會演說要求(出席方)に出飯す。
 國會議員候補者立會演說會を開催。二月八日午後七時より會場千代館第二貯鹵場、各出席辯士の熱辯あり。
 候補者○樋口秀雄 民政黨 ○藤森成吉 労働農民黨

○伊原五郎兵衛 政友會 ○原田次郎 中立
 二月八日 第二回南電問題協議會 午前十一時に泰阜村龍田橋某料亭に開催、渡邊、林兩社會部主任出席。
 一、南電料金値下げ問題は、目下財界の不況に村民の經濟的困窮の折、電灯料二割値下げ、斷線交換料二十錢値下げ要求のシロガンに決定、尙缺席村に出席方交渉する事に決定す。
 選舉對策委員會 二月十三日於千代小學校午後八時
 1、選舉界革新を期す爲め、青年紀察隊組織
 2、選舉に對する青年會態度表明の聲明書發表
 右を確定し、各支會は紀察隊に依り戸別訪問、買収其他の不正行爲を防衛し、公正を期す。
 二月廿三日 第三回南電問題阿南青年協議會 於門島館 出席者 千代 松島 島田 林 三委員
 泰阜 富草 下條 大下條 千代 十七名
 一、南電料金値下げ要求之件
 先に決定された要求條項を會社へ要求する爲め、社長並専務の在社の時に南電會社を訪問して、營業狀態を聴取の上要求事項を要求談判する。
 二、需要家組電氣合の件
 先に共同戰線を張りし需要家組合に右要求條項の贊成の上御援助を願ふ爲め、來る三月一日に門島館に合同協議會を開く事に決定す。

三月一日 第四回阿南青年協議會 泰阜村門島館にて午前十一時、千代出席者林兼義。

出席町村 千代 泰阜 下條 富草 大下條 平岡 豊
以上青年會側三十名、電氣組合大下條一名。

一、南電料金値下問題に関する件 要求條項を近日中に會社へ訪問し正式に要求する等、尙貫徹を期する爲村民に向ひ、村民の後援を得て要求實現を期する爲め、一ツの機關を設置する事とし、具体案は會社交渉當日出席者に一任。

二 内容調査、要求條項に関する件

會社の内容をよく調査し、各村研究する事、要求條項は前案通りで邁進する事。

三、電氣組合に交渉の件 電氣組合(需要家組合)に交渉の上會社交渉の當日出席を希望する事。

南電會社値下げ交渉 三月十七日午前十一時又松川屋に阿南青年集會し、會社へ交渉解答を經る可く出社し、交渉結果、即時應答しかねる故考慮するとの返事に従つて松川屋へ歸へり今後の對策を謀議し一應村民に訴へ、全村民の運動として、南電料金値下期同盟會を組織する事に決し、即時會員募集に着手する事を研究し散會す。

出席人員十三名 千代 島田 松島 渡邊 林 竹下

三月廿四日 第五回阿南青年協議會、門島館に於て
出席 千代 平岡 泰阜 下條 富草 大下條 豊

午前十一時より開會、千代松島尙、林兼義出席

一、南電値下同盟會々員募集に関する件 種々と現下財界の實情を考察し、民衆の叫と要求を糾合する爲の會社内容を調査し入會勧誘する事。

一、村有力者の諒解を得る事。

一、各村の南電對村民の情態を發表意見の交換を行ひ、次回四月四日に再び協議會を開催し、徹底的に目的の貫徹を期する様、村民の後援を得る爲め同盟會に入會者を得る様當方の立場を明白にして進む事。

三月廿八日 代表委員會 於千代小學校

値下期同盟會々員を募集する事に決定の各支會に、趣意書配布する事に決定し、春季總會迄に入會勧誘を爲す可しと決す。

四月四日 阿南青年協議會(第六回)午前十一時より門島館に於いて開催、千代 渡邊源逸、榊操、清水金吾

出席 千代 泰阜 下條 富草 豊 平岡 大下條

一、同盟會の経過報告(各村共)

多數の賛成を得て七ヶ村にて、千五百三十票の入會者ありたりき。

一、要求方法に関する件 四月廿五日開かれる南電株主總會に協議事項として提出に執行重役に依頼する事に決す

四月十二日 第七回阿南青年協議會を門島館に開催。

千代村出席 清水金吾 林兼義 兩委員

一、南電要求事項會社交渉結果對策の件 先に要求した定期株主總會に提出方が、重役會に於て否決された爲、今後の對策に付協議し、一應重役に要求して見る事に決定

二、會社訪問に関する件 會社と種々懇談調査する爲、重役在社の折會社訪問する事に決定。

四月廿五日 第八回阿南青年協議會 門島館に開催

出席 千代 下條 大下條 泰阜 富草 十四名

一、重役に會社訪問交渉経過の件 (榊操、林茂男出席)

時期多忙に付き存社せぬ故取止めになつた旨報告。

一、第二回同盟會員募集経過の件 新たに第二回募集せし處、又々五百名余加入を見、合計二千名の多數を算する團結を見るに至れり。

四月廿六日 代表委員會 於千代學校

南電問題の経過報告あり、計二千名を以て組織されたる値下げ期成同盟會の今後の活動方針を研究す。

五月六日 第九回阿南青年協議會を飯田追手町千歳館に開催す。

現下の活動情勢の報告あり、今後の活動方針如何にと研

究批判し、新方針を樹てんと協議せしに、各自の意見軟弱となり、此の際出来る限り有利に展開すべく、需要家大衆の統一と團結により再び會社に迫まる可く、時期養蠶の繁忙期に入るに就き、各自各村にて運動を持続すべく決定し散會す。

八月五日 入營兵慰問狀を發送す。

十二月十五日 第十回阿南青年協議會を門島館に開催。

今後の活動方針に關して意見の交換を爲せしに、時期年未決算、引繼の年度變りに各自が當面してゐる事として値下げ運動は來年度新役員の手で解決すべく決し、一年の電料料値下運動も、現下の經濟不況に需要家大衆の經濟的援助の運動も、最初は電氣組合も合流しつゝある形勢なりしが、事態困難を見て参加せず、電氣組合が過去の行跡からみて、會社の間接的活動の存在たりしを曝露したる頼みに足らぬ、會社擁護機關と客觀的に認められるに依る等、兎に角種々と批判し、來年度に持越す事にして散會せり。

昭和四年度

委員三名 竹下晴雄 林三郎 小島博人

一月廿六日 千代小學校に於て代表委員會開催爲し、阿南

電灯料値下問題に關する件を附議したるに、經續事業として本年度に於て解決すべきが、妥當なるも需要家大衆が問題を再熱、熱望しない限り、一時中止する事に對策協議は結ぶ。

八月五日 在營兵慰問狀を發送す、在營者三十一名。
十月 視察旅行を、諏訪を中心として製糸業の視察を爲す可く、各支會より責任者を出し極力勧誘する事に決す。補助一支會に對し四圓、本會より支給する。

昭和五年度

委員三名 竹下晴雄 林三郎 島田改介(辭任)

(四月以降林富一)

一月廿五日 下伊那郡青年會に於て、總選舉に對する件に就き協議の結果、選舉民の便を計り立會演說會を要求する事、理想選舉の公平を計るために青年糾察隊を組織する事の外、青年の態度を表明し、青年大衆並選舉民に發表する事に決す。

右の事業遂行のため、選舉對策委員會を組織す。

二月二日 飯田町常盤館に選舉對策委員會を開催し、千代より松島尙、林三郎兩氏出席協議す。

一、三郡青年合同立會演說會開催 期日二月十六日

十一月 種々協議の結果都合上諏訪方面は不可となり、赤穂を中心とする視察と變更し、十二月一日、二日兩日と日時を決定す。

十一月廿五日 視察旅行打合會を千代小學校に於て行ふ。
十二月一日 天龍峽を伊那電車にて六時卅五分に出發す、一行、林茂男、林三郎、竹下晴雄氏等他二名なり。視察箇所、赤穂村役場、青年會、見學。赤穂公民學校、龍水社等、翌十二月二日午後一時半飯田にて解散す。

飯田 若松座 飯田劇場 飯田商業學校講堂の三會場とす。

二、郡青主催の本區に於ける立候補者立會演說會は各支部單位にて行ふ、中青にては時又劇場にて二月十四日午後一時より開會す。

三、總選舉に對する郡青研究大會は、二月九日正午より飯田若松座に於て開催。

二月三日 千代青年會代表委員會を開催爲し、第三區候補者の立會演說會を來る十三日午後七時より、千代館第二貯藏場を借用いて開催する事に決す。

一、總選舉の公正を期する爲め、青年糾察隊組織する。

選舉對策委員會組織

一、各支會委員長及社會部其の任に當る。

二、ポスター並聲明書發表爲す。

一、青年の政治智識向上のため、總選舉に對する研究大會を來る十日夜開催す。

他に研究大會終了後、選舉對策委員會を開き、活動に關する事項を協議し、組織的に實行する事に決す。青年糾察隊は各支會と聯絡を取り、前回選舉の糾察隊に鑑み、其の内容を異にし、眞の選舉界の覺醒を計り、且つ選舉民の自覺を促さん爲に組織する。

二月七日 千代立會演說會出席要求に出飯す、交渉委員松島尙、竹下晴雄、林三郎氏等、候補者平野桑四郎氏、北原阿智之助氏、原田次郎氏、事務所訪問交渉結果異議無く承認される、期日は出席辯士の都合により十二日午後三時と爲す。

二月九日 立會演說會出席辯士決定交渉のため、松島、竹下、林三委員出飯す。

猶當日は郡青研究大會あり出席す。

二月十日 檄文ビラ印刷に附す、午後七時より委員長松島宅に於て選舉に關する事を協議し、檄文及びビラ、ポスターを印刷爲し、紀元節の來席を利用し配布するに定めらる。

二月十一日 選舉對策研究會、午後七時より千代學校裁縫

室に於て開き、前夜起草したる檄文並聲明書を中心に批判訂正す、糾察隊の組織は各支會の委員が之にあたり、餘りの醜狀をみたる場合は本會に報告するものとす。
十二日の立會演說會場は千代學校及千代館は、或る事情のため、米川公會堂に變更する。

二月十二日 飯田警察署届出に出飯。

立會演說會に關して政談集會に付き、警察署に届出のために出飯、届出終了後社會民衆黨候補者山崎一雄氏の事務所を訪問立會演說會來席要求したるに即時承認左記の辯士を派遣に決定す。

宮澤良治、羽生三七、櫻井安人、濱島惣一、以上

立會演說會狀況 千代青年會主催にて午後三時より開催、聴衆五百名。

政友會 平野桑四郎氏 應援辯士 齋藤誠逸郎 大田知

雲

民政黨 北原阿智之助、 下岡昌人 山田録兵
新政會 原田次郎氏、 小原喜一 山田阿水

二月十四日 選舉に對する檄文及聲明書、ポスター等の作製を午後二時より役場に於て印刷に附す(別欄参照)

三月廿七日 在營兵慰問は、代表委員會に於いて少し延期して暑中伺ひ狀に一處に慰問する事に決す。

電灯料値下げ運動擡頭 六月廿五日、糸價の未曾有の低落は民衆生活を極度に不安に陥り、總ての負擔の軽減を圖

らんとする運動は各處に勃發するに至り、當地方に於いても起らんとする形勢に、吾が千代青年會も、六月廿八日代表委員會に不況對策の題の下に附議す。

經濟界の異狀なる不況に際し、農家は貧窮に陥り、總ての負擔の軽減を圖らんとす、電燈問題に就ては那青の伊那電會社に對し要求を提出し、其の結果によりて千代青年會も南電會社に對して値下の運動をなさんとする計劃たりしも、斯る場合にありては一時も早く、それらの實施を見る可く又運動に着手すべく………

要求案として、
1、電燈料金二割値下
2、斷線交換料廢止
3、休燈料金及維持費臨時燈開始料廢止
右の要求案を作製し運動の執行上實行委員をあげ、運動の實行を期す。

實行委員は本會常任委員並に各支會一名宛を以て組織す運動の順序として南電會社配給區域内七ヶ村青年會の會合をなし値下同盟會を組織し、右同盟會に加盟の需要家の署名捺印を求め、重役各委員に當り順決運動を擴大す尙代表委員會後、實行委員會に移り左の問題を協議す。
一、七ヶ村青年會第一回協議會を門島館に於て、七月三日午前十時より行ふと決定したり。

七月四日 代表委員會及實行委員會に於て
阿南七ヶ村協議會當日參集者は、火急な通知なりし爲

き全需要家の値下げ要求運動として、需要家より交渉委員を擧げて交渉せしむるべく事に決定し、それより前に青年會の値下同盟にて一應會社と交渉し意見の交換をなすべく、八月十八日會社へ出頭する事に決定し散會す。
不況對策會開催 期日決定に關する、代表委員、實行委員會を八月十日千代學校に開催。

八月十六、七日の兩日に於て開催と決定す。
開催箇所の日割を左の如くに決す。
野池公會堂 南部公會堂 北部公會堂 大郡公會堂
米川公會堂 毛呂窪集會場 米峯集會場 下村公會堂
以上八月十七日と決す。

右不況對策會開催し其の場合青年會の緊急動議として區民大會に變更し、左の如き要求書の決議をなす事。

1、電燈料電力料金一割値下げ
2、器具損料廢止
3、休燈料及維持費、休燈開始料の廢止
右の決議の上、猶左の申合をなす事。
會社に要求し、萬一拒絶せる場合は需要家自身、點燈料の節減を圖る爲に二灯以上の點燈者は一灯以上の減灯をなす事を申合とす。

八月十五日 實行委員會開催。
不況對策期日變更について、不況對策としての電燈料金値下の件につき、會社側として對策會開催前電燈問題は

め、各自、自村青年會の態度決定の會合を持つに至らず個人參加にて協議を進めた結果、値下運動が當面の一般需要家の要求であり、社會的救養團體たる青年會の取る可き態度なるべしと、各自村に歸り青年會の態度を決定し、七月十二日第二回七ヶ村會議を開催することに決し、尙過去の値下運動に鑑み、其の結果の不良なる事を踏まざる様申合せて散會せると報告す。

右に從つて、それが運動の具体案を審議す。
右に付き會社の營業狀態を詳細調査し、その結果を發表し會員の熟知を圖ると共に、各支會は不況對策の名の下に區民大會を開き運動の徹底を期すと同時に實行に努力す。

區民大會は八月中旬開催すべく準備を進むる事に決す。
七月十二日 第二回七ヶ村協議會 於 泰阜村萬屋旅館

各村出席、各村代表自村の實狀報告あり。
値下運動要求が痛切なることが各村同じく、よつて七ヶ村共同一致運動の貫徹を計るため七ヶ村青年會値下げ同盟會を組織し、各村青年會代表二名を實行委員とす。

同盟會代表一名 記錄一名 會計二名
を以つて機關とす、而して全需要家に呼びかけ統一するため、同盟會として聲明書並に要求條項の具体案を審議決定し、運動方法としては今迄の青年會の運動を全需要家の要求運動たらしむべく、區民大會、村民大會を開催

交渉して呉れる様、島岡事務より通知あり、需要家側としても第一の策として七ヶ村値下同盟會代表者、と會社と、會見後不況對策會開催するを可とし、會見後迄延期と決す。

右の理由の下に廿一日午後七時より開催をなす事とす。
八月十八日 第三回七ヶ村協議會 於 時又松川屋

各村代表出席にて午前十一時開會
會社交渉の結果、島岡事務、中島技師長との會見、底知れぬ恐怖を與へてゐる現下の不況を察して、需要家の生活に顧慮して生活費の低減のため、左の條項に亘り充分の値下をするべく執行重役會を開き決定する心算だと確答を得たり。

一、斷線交換料 二、臨時燈維持費(休燈料)
三、臨時燈開始料
電燈料の件は、ビタ一文も値下出來ないと云ふ。
右の確答を得てその内容が、需要家の最も要求する電燈料値下げにあらずして、それに附隨する交換料金位では農家の生活費低減にはならないによつて、益々健闘、不況對策會を開催團結の力に依つて、迫る可く申合せて散會す。

八月十八日 午後八時より千代學校に代表委員會開催。
本日會社側及七ヶ村代表者會議の報告あり。
不況對策會開催の件に就き協議す。

各區青年會主催にて開催する事とし、對策會に青年會の提案として電灯料金値下問題を提出し、経過報告(第一回、二、三回交渉経過)をなし、要求書の決定なし。それが實行委員大區にて三名、小區にて二名選出する事となす。

青年會は一般需要家より選出の實行委員と提携し飽くまで要求貫徹の爲に努力する事。

實行委員會は来る二十三日午後一時より、千代村役場に於て開催する。

八月廿三日 實行委員會、各區々民大會の結果報告並會社接抄の件。

九月二日 七ヶ村代表會社に接抄爲す。

九月廿五日 代表委員會議。

九月二日の阿南七ヶ村代表者會及會社との交渉結果報告をなし

一、値下要求に對し會社の誠意なき回答より、需要家は飽く迄要求貫徹の爲断然たる態度をとり、運動に當り具體策としての青年會案として、電灯料不納同盟によつて行く事とす。

一、運動方法決定に付ては千代村實行委員會を開き打合せなす事、来る卅日午後一時より千代村役場に於て實行委員會開催。

九月卅日 實行委員會開催。電灯料値下要求は飽くまで需

要家の切實なる要望であるかを識らしむる爲に、料金不納廢灯に依つて要求貫徹の爲め、あくまで運動を繼續する事と決定、廢灯申込書を各支會に配布し、取纏の上下南信電氣會社申込ものとす。

十月四日 代表委員會。九月卅日の實行委員會の決定事項に従つて行動し、廢灯申込書取纏め来る十月四日午前八時迄に、松島委員長迄提出すること。

電灯料金値下要求に七ヶ村代表出頭。

十月廿七日 代表者南電事務島岡氏に會見、要求條項を提示、需要家の情態を述べ宜敷承認されん事を交渉すれば島岡氏より左の確答を得たり。

一、去る廿日日本縣電氣協會總會に於いても、電灯料値下問題は次回附となり、従つて南電會社としても率先して値下げする事は出来得ず、過般の要求の回答として電灯料金徴收通知書一枚に對し金何銭といふ様な割引を實行します。

故に過般取纏めた廢灯申込書は一先ず需要家に返し其の後は需要家の任意とする。

不納料金は、會社は直接集金する事あるに依り、此の場合需要家は運動助成の爲要求解決後迄納金せざる事を覺悟す。

十一月十九日 第七回七ヶ村會議並會社接抄

電灯料値下嚴重接抄 阿南青年七ヶ村代表、會社に出頭

嚴重、會社の内情、需要家大衆の切實な要求と經濟界の不況による打撃を訴へ、生活費の低減を圖らねばならぬ一助の爲めにも、是非考慮して戴きたいと促し、會社の善處ある解答を要求した結果、左の如き確答を得たり

昭和六年度

委員三名 林 富一 川手清一 松島尙、川手、松島
兩氏辭任補欠、森山充、林治美

二月廿六日 千代青年會代表委員會を於千代學校開催。

一、昨年よりの電灯料値下問題は青年會として重大なる關係にある以上、當然本年度も需要家大衆が熱望する處にあれば、問題の貫徹の爲めに努力するが、現在の需要家大衆は、昨夏の不況對策の頃より、問題解決の延引により、熱意を解消した情態に立至つた現状なれば、常問題は之以上進展すべき見透も無きに依り、電灯料値下運動は積極的に動きかけない事に大体決定を見る。

但し南電配給區域内にある青年會並に需要家が統一した運動が出来飽くまで戦はんとする決意あれば千代村青年會としても、當然参加合流する者であると更に決定せり

一、右の事情に依り、關係村七ヶ村青年會の協議會を千代村の意嚮を開陳し、各村の情勢を相互に發表し今後の方

一、十一月分電灯料より、昭和六年四月迄毎月電灯料金完納需要家に對し賞與金とし、領收書一枚に就き金五錢宛割引す。

針に對する研究を爲す事に決定、協議會開催場所を大下條南宮ホテルとす。通知は大平委員長に於て、各村へ發送する者とす。

三月九日 七ヶ村青年電灯料問題協議會

午後一時より南宮ホテルに於いて開催。
出席町村、千代、泰早、富草、三ヶ村、千代村出席者、大平重夫、川手清一

一、出席者僅少に就き具體的問題の協議は出来得ないが、本日決定的協議は不可能に就き、他欠席村の意嚮が、如何なる處に存するか文書に依り各村の意向を聴取し、其の如何に依り第二回の協議會を開催する事に決定せり。文書發送、受持責任者を千代村大平重夫氏に一任せり。

三月廿一日 代表委員於千代學校に開催。

一、電灯料問題七ヶ村協議會報告

一、三月九日の協議會の申合により、各村に發送したる意

見聴取の書面に對する回答平岡村のみ有り、平岡村としては、現在の處大體に於て大勢に應ずる旨の回答あり、其の他村よりは何等の報告無し。

一、現在各村の情態が斯如きでは運動の進展は不可能である。徹底的に問題の貫徹を期するには問題開始前に、運動を爲す主体たる青年會としての統一した運動の出来る事が必要である。故に千代青年會としては、常任委員會並各支會社會部委員其の任に當り、電燈料値下問題協議會を設置し今後に於ける問題進展のため研究をなす事に決定す。

一、各村へも千代村青年會の決定事項を報告し、何時運動開始するも、参加出來得るよう準備活動されたる旨通知をなす事。

郡青不況對策研究會 三月廿四日飯田町に於て開催。

二月廿八日午後一時より飯田町商業學校に於て開催せる郡青研究大會に於て決定せる、郡青年會不況對策研究會第一回會議を開催する旨通知あり、千代村よりの出席者なし。

尙郡青大會に於て決定したる對策委員會の組織は、郡青常任委員に各村二名宛を以て組織する、千代村よりの委員は委員長に社會部委員一名を選任す。

四月廿二日 社會部委員會開催千代學校

不況對策研究會を開催しなかつた、其の代に、村豫算說

明聴取會を開催する事に決定し、具体的な細目に亘つては社會部に一任し、説明者に千代村々長榎榮一氏に依頼する事に決定し村長に交渉す、其の上社會部委員會を開催する豫定になす。

五月三日 社會部委員會開催千代學校。

一、村豫算說明聴取會協議、村長に交渉の結果依頼に應ずるの回答に接したれば、日時は村長の都合により、十一日と決定す。

1、村豫算説明後に於て、豫算に附ての質問をなす、質問は各自の自由とす。

2、一般村民の出席を求むる爲に文書にて、各區組長に送り廻文にて各戸に徹底せる様依頼する事。

二、社會部原案に成る各區情勢調査報告に關する件

農繁期に入るに際し各區の社會的事情を資料として、支會社會部委員の手に於て、本會社會部に報告する、其の報告を資料にして今後に於ける社會部の運動に對する資料になす。

報告事項 各區内に於ける

1、諸團體の活動 2、電燈料問題 3、納税情態

4、養蠶情態 5、其他問題に附て毎月二回報する

五月四日 社會部委員會

一、村豫算説明會開催通知書印刷配布。

二、情報調査報告書印刷。

情報調査報告書は各支會毎月二部づゝあて、本會社會部委員森山充氏の處へ送附するに決し散會す。

村豫算說明聴取會 五月十一日午後八時より米川公會堂に開催。

一、説明者 村長 榎榮一氏

開辭大平委員長が宣し、榎村長の説明に入る。説明に先だち我が國の現在經濟情態に附いての私見あり、最初諸稅負擔の数字的説明あり、千代村に於ける生産力に就いては特に藪、木炭は當村に於ける最大生産物たり、農業耕地の千代村に於ける農家一戸當りの面積は田畑を通じて六反歩内外である。千代村に於ける基本財産の少い事は、村の豫算が大部分村稅によらねばならず、故に村民の負擔が重くなるに依つて遠慮してゐる譯である。歳出計、歳入計並臨時豫算部に就いて説明し、以上豫算に關する講演は終りとし、質問に入る。質問には之に詳細に説明し、午後十時閉會す。

郡青主催電燈値下各種團體合同實行委員會 七月廿四日飯田町に於て開催、大平重夫、林富一兩氏出席。

協議事項及決定事項

一、料金値下運動再交渉を行ふ。

一、交渉要項昨第二回提出條項を再び提出と決定す。

一、上伊那期成同盟と共同戦線を張る事。

一、小委員會設置の件―常任支部長、他種團體は一二名

宛出すこと。

一、具体的實行方法の件―左記小委員會に於て研究なすこと同時に各實行委員は各村の情勢を調査して之を持ちより具体的方法にうつす。

一、交渉及び共同戦線の件は小委員會に一任と決定。

一、次回擴大實行委員會は夏蠶上簇後開催す。

七月廿五日 在營兵慰問、暑中お見舞狀發送す。

八月三日 郡青各種團體電燈値下實行委員會、七月廿四日

決定せる小委員會の報告あり。

一、伊那電會社との交渉委員決定の件―郡青正副委員長

に他種團體三澤氏と決定。

一、上伊那値下期成同盟共同戦線の件―最近の下伊那期

成同盟の狀勢報告をなし共同再交渉を行ふ。

一、交渉期日の件―大至急交渉を行ふ事とし、上伊那値

下同盟宛交渉期日打合をなし決定次第交渉を行ふ。

一、會社との交渉に付いて組織的戰闘に關する小委員會の態度細胞組織の不納同盟を作る事、不納同盟組織に付ては如何なる運動の形態をとらうと最後まで積極行動を支持、細胞組織を作る場合第一條件としては、各村の情勢である實行委員を通じて、各村の組織の可能不可能の調査及び會社として戦線的態度に出た場合、實行委員會及び青年層が最後迄運動を行へるか、否かを確實調査すること。

一、右の各事項に關して次回擴大實行委員會迄に充分なる調査をなし持ち寄ること。以上

(註、郡青主体電燈値下問題當青年會は運動には關係村無き故、運動には合流せず、只郡青加盟不況對策會の實行問題のために參劃出席す)

八月十一日 代表委員會於千代學校。

來る九月行はれる縣會議員改選に際し青年會として如何なる態度にある可きかに就て協議を爲す。

一、從來と異つた切迫した情勢下に行はれる、従がつて過去青年會として取つて來た棄權防止、選舉革正などの如き對策であつてはならない事が強張さる。

二、青年大衆及び有權者に對し、政治的啓蒙が行はれないければならない。

右の意見に従つて、青年會として縣議戰對策研究會を行ふ事に決定す。期日は本月廿五日とし、議題は常任委員會に於て作成すること。

八月廿日 郡青不況對策及び電氣料値下、縣議戰の協議の擴大實行委員會を文星堂ホールに午後一時開會。

一、電燈料値下運動に關して

去る小委員會に於て決定された交渉委員に依つて伊那電氣社と交渉す、その結果會社としては不景氣の益々ひどいのに關して出来る事なら値下したい氣持はあるのだけれど、伊那電鐵の收入不足等の理由で、現在株主に對す

る配當皆無の状態であることを述べ、伊原事務上京不在なれば確答は出来ない旨の解答ありと報告。

一、次で各村の情勢報告が行はれた。各村不納同盟に迄發展する可能性無し大体の處一

一、縣議戰對策に關して、

候補者の立會演說會を行ふ。方法としては青年會に於て問題を掲げその問題に就いて各候補者の意見の發表を求むること、問題提出左記の通りとす。

1、電氣料金の値下

2、銀行負債の件

3、青年選舉權獲得

4、農村負債に就き

5、税金軽減

縣議戰對策研究會 八月廿五日夜於千代學校に、前回八月廿二日決定されたる左記議題につき討議研究されたり。

1、青選獲得の件

2、農村負債整理の件

3、銀行負債の件

4、電氣料値下の件

5、税金の軽減

各問題に就いて大体の意向は聲明書として發表する事に決す。

各問題の討議終了後、青年會として縣會議員選舉に就いての對策が議せられ、今晚の意志表示を要約して聲明書となし、一般有權者に配布すると共に、候補者の立會演說會を開催し、今晚の研究議題に對する候補者の意見發

表を要求することに決定す。立會演說會に關する交渉其の他は委員長及び社會部委員に一任とす。

聲明書起草は常任委員會にて行ひ、不況對策委員會に於て審議することに決定す。閉會十二時。

九月五日 常任委員會開會。

聲明書作成に就き、大平委員長聲明書原案に就き説明あり、未だ訂正の必要もあり、森山、林兩社會部委員に訂正印刷を附託す。

九月七日 代表委員會開會。時秋葉繁忙期に入り出席者僅少に就き九時に至り開會す。

一、聲明書審議の件—森山社會部委員より聲明書草案の朗讀後審議に入る。異議無く可決。直ちに手續きを取り配布する事に決定す。

二、立會演說會の件—については候補者も全部取揃現狀故候補者決定次第、委員長及社會部委員に置いて交渉する事を一任し、協議終る。

九月十九日 常任委員會並代表委員會開會。

一、聲明書の件—委員長聲明書に就き當局へ届出に出版した結果、産業の合理化並帝國主義戰爭之箇條抹消された報告あり、之が處置に就き協議の結果、大平委員長に一任し、再印刷の上配布するに決す。

二、立會演說會の件—未だ候補者數出揃はざる故、明廿日出飯し、それ／＼交渉する旨を述べ、交渉成立する場合

は、廿日夜更に代表者會を開いて準備を行ふ事に決定し閉會す。

九月廿日 代表者會開會。

委員出飯、各選舉事務所へ交渉の結果、立會演說會開催可能となりたるに就き、直に今晚中に準備に入る可く、各有權者への通知、ビラ等々の作成に入る深更に至りて漸く諸準備を終へる(聲明書別欄參照)

縣會議員候補者立會演說會 九月廿二日、米川公會堂に、

午後三時より開會、聴衆場に溢れ滿つ。

大平委員長開會を宣し、現在の恐慌渦中にありては、農民はハツキリとした政治意識を持たねばならない事を論說し、今日の立會演說會に既成政黨、民政黨政友會の立會を迴避した不誠意を報じて終る。

立會政黨、勞農大衆黨、愛國勤勞黨

出演辯士、勞大黨—羽生三七、小原喜一

愛勤黨—中原謹司、吉川鎮司

十一月三日、四日兩日に亘り、他町村青年會視察を行ひ、

視察要項左記の如し。
視察員としては大平重夫、清水米男、兩委員に小澤一、市瀬元光兩氏。

一、視察目的 青年の一般的動勢及年齢擴大實行に關する資料を蒐集並村狀況視察。

二、視察情況

- A 大庭村1、青年會の組織の一般的事情**
- 一、組織1、會長一名、平田隆壽氏(現村議)廿九才
 - ロ、庶務部三名 部長一名 副部長二名
 - ハ、警備部全上 全上
 - ニ、調査部全上 全上
 - ホ、産業部全上 全上
 - ヘ、會計部全上 全上
- 以上各部門に亘る一般的活動を晝間聴取し、夜間左記の箇條に就いて懇談す。
- 二、1、青年會の指導方法に就て
 - 2、青年會と村との關係
 - 3、村青年會の村治上の力量

昭和七年度

委員三名 大平重夫 林忠人 西尾成美
(四月辭任 補欠 小澤一)

一月十日 代表委員會千代學校に開催。
村民大會の件 馬小屋及び村政改革問題に對し村民大會を開催することに決定す。具体的な事に就ては社會部委員及び常任委員會へ一任すること。
期日は大体十六日午後七時とす。

- B、大島村視察、清水米男氏**
- 一、青年會の一般的動勢
 - 1、青年會の發達現狀と組織大要
 - 2、青年會と女子會との關係並女子會の現狀
 - 3、上新井圖書館と上新井青年會
 - 4、青年會運動の展望と年齢擴大問題
 - 5、新興映畫研究會
- 二、村内情勢に關する問題
- 1、大島村二箇製糸組合と金融關係
 - 2、上新井商工組合と上新井町の將來
 - 3、大島村農民美術組合
 - 4、其他懇談す

一月十六日 新年總會 千代村役場樓上
一、村民大會之件 代表委員會に於ては本日午後七時より開催する筈なりしも、責任者の事務怠慢に依り開催に至る諸準備(殊に具体的な材料を蒐集すること出來得ず)が出來ず、事情止むなくこれを延期して相當な時期を見て開催することに決定す。
一月廿八日 常任委員會

本日は常任委員會(政治研究部参加)を開き、来る二月廿日に行はれる衆議院議員選舉に就き、千代青年會としての之が對策につき協議なし左の如く決定す。

- 一、この機をとらへて一般選舉民の政治的知識覺醒を促すと同時に一般青年大衆にハッキリした處の政治的智識培養に努力すること。
- 右の意味に於て各常任委員より、之に對する所信を意見を青年ニュースを通じて發表すること。
- 二、聲明書を發表すること
- 次回代表委員會迄に委員長並社會部より之が原案を作つて行くこと。
- 三、各候補者立會演說會を開催すること
- 二月四日 代表委員會
- 一、聲明書發表之件—委員會で作製した原文に基いて審議に入り、原文の一部の修正をなし、決定す。
- 同日 林武雄、西尾成美兩氏、聲明書の届出立會演說會参加申込に各候補者事務所を訪問し交渉の爲出版す、交渉の結果各派共之を承諾して呉れ、先に代表委員會で決定通り二月十四日午後七時より千代小學校に於て開催すべく、立會演說會の通知を一般に配布す、聲明書は警察當局の干渉により、遺憾下ら發表すること不可能となる
- 立會演說會開催 二月十四日午後七時千代學校に開催林委員長開會を宣し、左記各派の辯士出演す

- 一、遠山方景候補應援
- 一、平野桑四郎候補應援
- 一、中原謹司候補代理
- 一、遠山候補應援
- 一、平野候補代理

四月三日 春季總會 千榮學校に開催
社會部委員大平重夫氏一身上の都合に依り辭任し、補欠選舉結果小澤一氏に當選就任す。

總辭職並總改選 五月廿六日常任委員の總辭職と共に、七月一日 午後二時千代村役場樓上に臨時總會開催
社會部委員當選 小島一重、林忠人、川手好夫。
八月廿日 在營兵慰問を、在營者卅二名に發送す。
(八月林社會部委員辭任し、竹下卓美氏當選就任す)
他町村青年會視察 十月十一日より十三日の三ヶ月
視察一行 森山充、竹下貞美兩委員に金田俊、北村京一
田口文吉 林重氏の六名
視察箇所 東筑摩郡才三村、諏訪郡北小路村、上伊那郡伊那町
視察目的 農村の實生活及農村の一般的動勢視察狀況

○伊那町 上伊全國農民組合事務所
1、小作問題、生活權擁護運動其他農村問題

○北小路村 北小路農民組合事務所
1、諏訪郡農民の一般的事情

- ロ、組合設立に至る一般大衆組織動員
- ハ、組合執行機關組織と活動機能の問題
- 1、組合長一名 庶務部二名 調査部三名

昭和八年度

委員三名 清水米男 長沼秀雄 森山 勉

一月四日 清水、森山兩委員出席の下に各支會社會部委員會を開催し、本年度活動大綱を決定す。

協議結果、各種の事項を決定し、過去の青年會社會部活動が、社會運動に乗ずるのみに限られて、それらの對外的活動に應じて會員大衆の社會意識向上の教化活動が遂行せられなかつたのを遺憾とし、時事に發生する社會問題を中心にして「時局批判討論會」を開催し、正しく批判檢討科學的批評眼の向上發展に資する。

他に青年會の事業を強力に遂行せしむるため、「青年團革新競争」を具体案を立案し提唱する事になった。

一月廿二日 常任委員會

- 一、時局批判討論會の件 二月一日の青處合同雄辯會を成果あらしむる可く、宣傳興味動員との關係を考慮し、合併開催する事にし議題を提案し討議せしめる事に決定す
- 二、本村青年會が自主化して以來十五ヶ年、其の間社會的な自活團體として存在價值を發揚して來た歴史を慶賀し、

- 産業部三名 會計部二名 園藝部三名
- ニ、組合指導方法に就て
- ホ、組合の村治上の社會的地位に關して

より良く今後の進展の更新を期可く記念祝賀會を開催するに決す。

二月一日 青處合同研究大會に左記議題を提議する

- 一、産業組合運動を如何に視るか
- 二、現代經濟組織を如何に批判するか

二月四日 代表委員會

自主化十五週年記念祝賀會具體的實行に就いて協議す。種々と大會進行プログラムに關して、具體的準備行動を決定す。

二月八日 常任委員會

記念祝賀會に關する件、祝賀會プラン中、青年會歷年經過報告の記事記載の記事紛失に就き不明故、十分調査の上取行ふ事とし、期日二月十一日と決定されてゐるのを、後日四月初旬行ふ事とし、各支會へ延期の旨通知を發送す。

豫算議定村會傍聴 二月廿五日、廿六日兩日千代村本年度豫算案議定村會傍聴を爲し、青年の村治内容を知

悉す爲に行ひたり。

本年度本村行政豫算歳出總額四萬壹千九百卅圓

内譯 經常部 參萬貳百拾八圓

臨時部 壹萬壹千七百拾貳圓

村稅徵收額 壹萬七千四百拾五圓

内譯 地租附加稅 一、四八四圓

特別地租附加稅 六七二圓

營業收益稅附加稅 一八四圓

縣稅家屋稅附加稅 一、〇〇〇圓

縣稅營業稅 二七五圓

・雜動稅 一、一〇六圓

特別稅戶數割附加稅 一二、七二〇圓

他略、協議に移り、傍聴禁止宣告により、一同退場す。

午後六時。

三月三日 代表委員會

一、青年會十五週年記念祝賀會を延期せし理由を述べ事後承認を附議し承認可決さる。

一、時局批判討論會開催の件 村政批判演說會開催の夜、千代村役場樓上に於て開催する。

二、村政批判演說會之件 村政批判演說會を來る四月一日

二日の兩日中動員に良好な日を選定し開催する、辯士は青年會側二名、他は村議、候補者一般村民、より出演せしむる可く社會部が盡力する。

開催準備活動は社會部へ一任さる。

三、村議改選に對する青年會の態度決定の件。

一、青年及び青年會の立場として、村自治科學を正しく修得認識するために、又將來村自治上に活動する分子としての青年會は、積極的に村議戰に投じ以つて、村勢を識り村自治の全貌を正しく認識し、村民大衆に正しく村議戰を行動する可く指示す爲めに

一、聲明書並檄文を作成爲し配布し、併て選舉民大衆に正しい批判と檢討の下に一票の行使を有効完全ならしむる可く、村政批判演說會を開催なし、有効ならしむる。

一、聲明書作成は青年會として、如何に吾等は村議戰にのぞむに就いて態度を明白にするものである。

一、之等の具體的一般的活動方針は、村青常任委員と各支會代表者に、各支會社會部員を以て、村議戰對策委員會を設置なし、四月十日の改選日迄の選舉對策一般活動にあたらしむる。

四、自主化記念祝賀會に關する件

先きに決定され招待者中歴代委員長のみとの事は、その後各方面の聲を綜合して見て、歴代常任委員の協力なくしては、活動遂行は不可能なりし者故、全部招待し、チヤツ廿五錢位のを出して行ふ事に追加決定す。

村議戰選舉對策委員會 第一回委員會を三月十五日役場樓上に開催。

出席者 大淵委員長 清水、森山社會部委員、川手、竹下
小島、岩島、金田各常任委員、太田(米峯清水(下村)大
淵(利)(米川)林(北部)の各支會社會部員

一、聲明書に關する件
社會部方針を清水社會部委員説明し、討議の結果、
イ、協定打破 ロ、情實關係打破 ハ、村治革新 ニ、
村會大衆化
右四項目を基本として聲明書作成を社會部に一任す。

二、概文作成の件
聲明書作成内容及び批判演說會動員を目的として、同じ
く社會部にて原案を作成すること。

三、村政批判演說會の件
イ、時四月二日午後七時より ロ、會場米川公會堂
ハ、動員方法 ポスター概文を作成し、選舉大衆を動員
する爲に配布する。

ニ、辯士、一般村民及び村議、候補者、青年會員、各部
落二名以上辯士をつのる、辯士は當日開會一時間以
前に社會部に報告する。

四、ポスターの件
批判演說會ポスター及び四月十日改選日一週間に於
て、最後に迫つた投票日を大膽に有効に、正しく遂行せ
しむる爲のポスターを三月廿七日迄に、各自腹案を持ち
寄り優良なものを選定し、作成し各部落へ貼布すべく配布

する。
三月廿一日 第二回選舉對策委員會

一、聲明書及概文案案認定の件
清水常任より、起草草案の朗讀説明あり、審議の結果異
議無く決定す。

依つて印刷所へ明日廿一日に出張し、印刷し持ち歸へり
代表委員會に間に合す事に決定し、閉會す。

三月廿一日 代表委員會
一、報告 選舉對策委員會經過報告を、清水委員報告し、
聲明書及び概文配布をなす。

二、日本のデンマーク安城農場視察の件
清水委員より、左記の如き具体案を説明し審議の結果可
決さる。

1、視察目的 先進地農業經營視察
2、方面 愛知縣碧海郡安城の農業施設地
イ、指導機關調査 縣立農事試驗場其他箇所
ロ、共同的事業調査、今養鶏販利組合 其他箇所
ハ、優良經營調査、板倉源太郎氏農場其他箇所
ニ、農民教化機關調査、安城農林學校其他箇所

3、旅程 四月十二日午前六時天龍峽胡射橋出發
川路一上街道伊賀良一波合一根羽 愛知稻橋一足助一

岡崎一安城一刈谷一太府一太高一鳴海一熱田一名古屋
多治見一太井一中津川一三留野一飯田一歸村 三泊四
日の豫定但し一日位余裕を見る事。

4、視察者補助 視察者援助する爲に本會にて參圓支給
す、但し九名以上の場合は廿五圓を平等割とすそれ以
下は各人參圓とす。

猶各支會に於て貳圓位補助を支給すること。
5、應募方法は各支會にて募集し、四月三日の春季總會
迄に社會部迄申込事、其後は視察希望者が打合會を開
き準備を爲し出發する事。

三月廿七日 第三回選舉對策委員會
一、選舉界革新ポスター並村政批判演說會ポスターの件
選舉界革新ポスターは先きに、聲明書並概文に於て宣傳
せるにかゝはらず、妥協、協定の選舉運動が公然と行は
れてゐる現状に、何を効果實績を求めると中止と決定
し、村政批判演說會に精力を集中して、選舉民の正義心
に訴へ、實績をあげしむる爲め、演說會ポスターのみ作
成して、貼布する。

村政批判演說會 四月二日於米川公會堂に
大淵委員長開會を宣し、左の諸氏交々登壇し、村政問題を
批判熱辯し、勢況裡に閉會の辭を清水社會部委員宣し、
散會す。

辯士、清水米男、川手好夫、小島憲從(青年會側)

三月廿一日 第二回選舉對策委員會
一、聲明書及概文案案認定の件
清水常任より、起草草案の朗讀説明あり、審議の結果異
議無く決定す。

依つて印刷所へ明日廿一日に出張し、印刷し持ち歸へり
代表委員會に間に合す事に決定し、閉會す。

三月廿一日 代表委員會
一、報告 選舉對策委員會經過報告を、清水委員報告し、
聲明書及び概文配布をなす。

林國男氏

小生の入會當時からの回想談として、當時の青年が小學校々長を會長に戴く官僚支配を驅逐し、青年會員中より、會員公選の自主自治の自主的青年會確立し、何時迄も修身教育の延長の如き訓辭で眞の教養は出来ない、眞實の教養は自主的組織にて社會的に訓練して行く處にあると語り、今後も自主的青年會の使命の爲に活動を望むと結ぶ(文責編者)

小澤熙氏より、本村青年會が昨年分裂せしより、未だ合同に至らずあるが、その統一問題を本日先輩諸氏列席の席上で協議し、統一問題の曙光を見出しては如何と提議し、依つて吾々青年會側は事態の眞相と千代青年會の公明正大な行爲を明白にする爲に、賛意を表し、統一問題座談會として取行ふ事とす。

一、答辭挨拶 大淵委員長

統一問題座談會 清水社會部常任より昨年度分裂問題の眞相を詳細に説明し、毛呂窪支會聲明書内容が事實と相違する點並本年度のデマ等併せて説明し本年度の千代青年會並常任委員會は第一回委員會に於て統一問題を附議し、誠意を盡してゐる情勢を説明す。

大淵委員長より、野池青年會の交渉結果を再々、常任委員長榊山啓三氏に通じ、又役員を通じ懇談會を持つ事を提唱し來たが、種々の理由に依るが正式な會合に至らな

いが、會員の大半が復歸に傾いてゐると報告説明を爲す次で、竹下教育部常任より、毛呂窪支會交渉會見に就いて、幹部の無誠意極る感情的非紳士的態度の強硬意見を説明報告し、

歴代常任委員諸氏の意見開陳の結果、

先輩諸氏の發意にて、村青年會と脱會兩支會の統一調定協會を組織爲し以て統一に勉める事に成り、委員は先輩諸氏中左記の人々が勉めて下さる事に決定せり。

林壽人、林國男、小澤年保、小澤熙、島田改介、松島尙林忠人氏等七名。

依つて組織し、統一に至る迄努力する事に申合をなせり終つて、紀念撮影を取急いで撮影した。

一、祝賀宴會

參會者全員 酒宴にうつり、大盛況に乾盃し、千代青年會萬歳を三唱して閉會の辭を大淵委員長挨拶をなし、閉會を行ひ散會す午後七時、

四月十二日 安城農業施設視察自轉車隊出發

午前六時天龍峽胡射橋出發 一行氏名、大淵、清水、川手、金田、田中、市瀬の六名であつた。

五月一日 時局批判討論會 於千代學校に

討論議題 1、産業組合の可否問題

2、國際主義か國家主義か

五月十五日 安城農場巡り視察報告印刷打合を役場に於て

爲す。

五月廿二日 代表委員會

青年會沿革史編纂發行を社會部に於て調査編輯を爲し、費用其他の點が許されれば再審議をなし發行し、不能なれば來年度経續事業とす。

六月廿五日 代表委員會

長沼社會部委員長就任により、澤柳榮三補欠選舉結果就任と決す。

2、委員制實施後に於ける教育部活動日誌

(一) 講演講習會開催狀勢

大正十三年度

二月二十九日午後一時より大郡公會堂に於て

一、講師 國際労働會議代表 榊本卯平氏

一、演題 經濟組織に及ぼす現代思潮の影響

一、聴講者 約二百名

三月十三日 午後一時より米川公會堂に於て

一、講師 片山均氏 山田阿水氏

一、演題 需要家組合について

一、聴講者 約一百名

四月三日 午後二時より千榮分教場に於て

七月一日 安城視察報告書配布、在營兵慰問狀發送準備を爲し、後日發送せり。

七月十二日 時局批判討論會開催 於千代學校

討論議題 京大事件を如何に見るか

1、文部當局の處置を可とするもの

2、京大當局の對策處置と妥當とするもの

右の分派に座席の儘別け、討論を闘はず、俄然近來に見られない熱にて行はれ、十一時閉會す。

一、講師 松江二水(信濃時事新聞社)

一、演題 少數から多數へ

一、聴講者 約百名

八月十五日 午後一時より千代小學校に於て

一、講師 千葉龜雄氏

一、演題 農村文化と都合之化

一、聴講者 約二百名

十月二十五日 午後六時より大郡公會堂に於て

一、講師 政治研究會執行委員 佐野袈裟美氏

- 一、演題 資本主義に對する無産階級の叫び
- 一、聽講者 約六十名
- 十二月十四日 午後三時より毛呂窪集會所に於て

大正十四年度

- 二月二十二日 午後七時より大郡公會堂に於て
- 一、講師 東京政治研究會幹部 三輪壽壯氏
- 一、演題
- 一、聽講者
- 三月十五日、六日 大郡公會堂に於て
- 一、講師 文學士 高倉輝氏
- 一、演題 近代の文學
- 一、聽講者 五十名
- 一、精神主義と人格主義を高唱し宗教論に入り、外國における著名なる作家の作品を引例し、近代文學を講義す。

- 四月二日 午後二時より毛呂窪集會所に於て
- 一、講師 羽生三七氏 山田亮一氏
- 一、演題 青年軍事教育に對する見解(羽生)
- 無産階級の政治運動 (山田)

大正十五年度

- 一、講師 秋田雨雀氏
- 一、演題 文藝の社會的意義
- 一、聽講者 約二百五十名

- 一、聽講者 約百名
- 八月十五日、六日 午後一時より大郡公會堂に於て
- 一、講師 大山郁夫氏 市村今朝三氏
- 一、演題 政治學(大山)
- 社會學(市村)

- 十二月九、十、十一日の三日間 千代小學校に於て
- 一、講師 縣農會技手 宮崎芳則氏
- 一、演題 一般農家經濟について
- 一、聽講者 五十名
- 一、講義要旨 農家基本調査の必要事項について
- 十二月十七日 午後二時より千代小學校に於て
- 一、講師 宮崎芳則氏
- 一、演題 伊太利社會主義者の農業經營について
- 一、聽講者 約一百名

- 一月卅一日 午後一時より四時まで
- 二月一日 午前九時より午後四時まで米川公會堂に於て
- 一、講師 中央大學教授 八木澤善次氏
- 一、演題 經濟學
- 十一月廿一日 午後一時より米川公會堂に於て

昭和二年度

- 二月九日 午後二時より米川公會堂に於て
- 一、講師 高倉輝氏
- 一、演題 文學史
- 一、聽講者 約一百名
- 三月十七日より十八日正午に至る大郡公會堂に於て
- 一、講師 原正雄氏
- 一、演題 經濟變遷の史的考察
- 三月二十日、廿一日一時より四時まで
- 一、講師 上田憲試場專任農業博士 早川直瀨氏
- 一、演題 産業組合を中心としたる農村經濟の改造
- 一、聽講者 百余名

昭和三年度

教育部と稱す、榊操、島岡己勝、林茂男

- 一、講師 平林初之輔氏
- 一、演題 社會科學の基礎知識
- 十二月十一日 午後一時より千代小學校
- 一、講師 飯田區裁判所判事林氏
- 一、演題 陪審法について

- 八月十八日 午後一時より千代小學校に於て
- 一、講師 辯護師 小島利夫氏
- 一、演題 普選について
- 一、聽講者 六十余名
- 十月十七日 午後三時より米川公會堂に於て
- 一、講師 守田春雄氏 宮崎盛春氏
- 一、演題 社會進化の發展

- 十一月十九日 二十日
- 一、講師 山本宣治氏
- 一、演題 人生生物學
- 一、聽講者 約五十名

二月十一日 午後一時より千代小學校に於て

- 一、講師 北原一郎氏
- 一、演題 産業組合について
- 三月四日 午後一時より千代小學校に於て
- 一、講師 飯田重業試験場技手 皆川氏
- 一、演題 蠶業経営及び飼育法
- 三月十一日 十二日十三日の三日間
- 一、講師 信濃毎日新聞社論説記者 林廣吉氏
- 一、第一日 毛呂窪集會所(大郡、米峯、毛呂窪、八之倉、下村の五支會合同)
- 第二日 法全寺公會堂(舊千代)
- 第三日 東部、北部、中部、南部の四支會合同
- 十月十七日 午後一時より千代小學校に於て

昭和四年度

- 二月十一日 千代小學校に於て農會青年會合同主催
- 一、講師 郡農會技手 小松氏
- 一、演題 肥料配合智識及び成分率標準
- 二月十六日 米川公會堂に於て
- 一、講師 江戸幸三郎氏
- 一、演題 宗教的百姓の生活觀
- 三月五日、六日 前日午後六時より後日午前十時より米川公會堂に於て

- 一、講師 辯護士 萩元隼人氏
- 一、演題 陪審法
- 十一月廿六日 午後一時より千代小學校に於て
- 一、講師 前第二師團長 井上一次中將
- 一、演題 禁酒について
- 一、主催側 千代村禁酒禁煙會及び各種團體合同
- 十一月一日、二日 大郡及米川公會堂に於て
- 一、講師 高倉輝氏
- 一、演題 日本民族史
- 十二月七日 午後一時より米川公會堂に於て
- 一、講師 帝國農會幹事 法學士 高島一郎氏
- 一、演題 農政問題

- 一、講師 信濃毎日新聞社主筆 桐生悠二氏
- 一、演題 社會學
- 十月廿三日 午後二時より米川公會堂に於て
- 一、講師 信濃毎日新聞社記者 林廣吉氏
- 一、演題 農村問題について
- 十二月廿四日 午後一時より米川公會堂に於て
- 一、講師 高倉輝氏
- 一、演題 日本民族史

昭和五年度

- 一月十五日 午前十時より千代小學校に於て
- 一、講師 北佐久農學校長 春原平八郎氏
- 一、演題 生活改善について
- 右は青年訓練所合同主催
- 四月三日午後二時より千代分教場に於て
- 一、講師 信濃毎日新聞社記者 林廣吉氏
- 一、演題 農村問題

昭和六年度

- 二月十日 午後一時より千代小學校に於て
- 一、講師 早川直瀬氏(上田蠶專教授)
- 一、演題 蠶糸業の將來と養蠶家の覺悟
- 右は各種團體合同主催
- 八月十五日 午後二時より千代小學校に於て
- 一、講師 中條百合子女史

昭和七年度

- 三月十四日、十五日 米川公會堂に於て

- 三月十五日 午前九時より米川公會堂に於て
- 一、講師 秋田雨雀氏
- 一、演題 勞農ロシヤについて
- 十一月四日 午後七時より米川公會堂に於て
- 一、講師 奈良正路氏
- 一、演題 恐慌の理論と農村の將來

- 一、演題 ソビエト見聞談
- 十一月十五日 午後二時より千代小學校に於て
- 一、講師 布施辰治氏(辯護士自由法曹團元老)
- 一、演題 現恐慌社會に於る青年の覺悟
- 右は郡青順回講演會

- 一、講師 プロ科研究所 坂本三善氏

一、演題 第一日

- イ、資本主義の一般的危機
- ロ、ソビエト同盟と資本主義國との關係
- ハ、第三期とは
- ニ、資本主義的生産方法の矛盾

第二日

- 一、日本資本主義の特徴
 - イ、半封建的農業經營
 - ロ、高度の資本主義生産
 - ハ、輕工業の盛大
- 一、インフレ政策
- 一、植民地化資、本投下

昭和八年度

三月二十八日、二十九日 米川公會堂に於て

- 一、講師 文學士 山木四郎氏
- 一、演題 唯物論的辯證法
- 二月十五日 午前十時より役場樓上に於て
 - 一、講師 國民新聞社記者 木村清治氏
 - 一、演題 インフレーションと農村
- 右は中青巡回講演
- 八月十四日 午後二時より千代小學校に於て

一、中國革命運動の強化

- 八月十五日 午前九時より千代小學校に於て
 - 一、講師 平林英子女士
 - 一、演題 生活と文化
- 一、聽講者 約一百四十名
- 十二月四日 千代館に於て
 - 一、講師 奥原潔氏
 - 一、演題 社會主義と産業組合について
- 右は千代館との合同主催
- 十二月六日
 - 一、講師 高倉輝氏
 - 一、演題 百姓は何故貧乏するか？

一、講師 本庄陸男氏

- 一、演題 農村主義批判
 - イ、資本主義支配下に於る農村
 - ロ、封建時代の社會的地位における農村
 - ハ、現在農業恐慌に於ける土地制度
 - ニ、權堂正郷氏の農本主義について
 - ホ、封建時代より現代農民歴史について
 - ヘ、ソビエトロシアの農業形態について

十一月二十日 午後七時より米川公會堂に於て

- 一、講師 森喜一氏
- 一、演題 農村發達史について
- 一、明治維新當時における農民の社會的地位を説明し

(二) 研究會雄辯會開催狀勢

農民窮乏の主因を説かんとするや中止、故にやむなく閉會。氏歸京後「農村發達史」五、六冊送本。

大正十三年度

七月一日 千代小學校に於て雄辯會開催
出演者

竹下春雄、清水克司、小澤録次、長沼勇七、林源一、大平茂男

大正十四年度

議題

- 一、千代青年會々報發行の件について
- 一、隨性の漲る青年會を如何にすべきか

本會提出

牧田正則提出

- 一、農村の現状に鑑み之を如何に打開すべきか 毛呂窪支會提出
- 一、電氣組合員募集促進方法如何 本會社會部提出

大正十五年度

三月十日 午八時より千代小學校に於て研究會開催
議題

- 一、補習學校の統一は會員制度の變更如何

東部支會提出

- 一、現在補習學校を如何にすべきか 米峰支會提出
- 一、村政に對する青年の態度 大郡支會提出
- 一、本會の出席情況に鑑み取るべき方策如何 南部支會提出
- 一、村青の缺陷の對策如何 米川支會提出
- 一、支部の本質的使命如何 本會提出
- 一、既成青年會の前途 本會提出
- 一、實業補習學校の改善策如何 本會提出

昭和二年度

三月九日 於千代小學校に研究會開催

議題

- 一、青年會の本質如何
- 一、委員制の本質如何
- 一、圖書館活用について

提案者名

- 執行委員會提出
- 林茂男 提出
- 林茂男 提出

四月三日

議題

- 一、教養團體として吾々は如何に教養をなすべきか 常任委員會提出
- 一、×彈壓に對して我々は如何にあるべきか 大郡支會 提出
- 一、×××我々は如何に活動すべきか 米川支會 提出
- 一、行つまれる青年會の打開策 米川支會 提出
- 一、郡青及び五支部脱退の可否如何 東郡支會 提出
- 一、既成青年會は何故に振はざるか 毛呂窪支會提出

昭和四年度

十二月十日 各支會對抗雄辯會開催

議題

- 一、人類の發達について
- 一、當青年會について
- 一、本會に對する感想
- 一、我が感想

- 吉地 肇
- 藤本信一
- 關口武一
- 小澤 一

- 一、郡青について
- 一、時局に鑑み青年諸君に望む
- 一、叫びつゝある言葉を實現せよ

- 大平 茂男
- 林 武男
- 林 伊六

昭和六年度

四月三日 千榮分教場に於て

議題

- 一、現下農村青年の任務 林 三郎
- 現下の不況は資本主義組織より基因するものであるが、解決方法は科學的認識の方法により、批判力を養成せねばならぬが精神的方面重視
- 一、青年會總會の所感並に讀書について 藤本芳郎

- 讀書は生活なり、如何なる書籍も著述家の背後の力を認めねばならない。
- 一、自主的青年的使命 藤本信一

昭和七年度

二月一日 午後一時より役場樓上に於て執行委員所見發表並會員批判演說會開催

議題

- 一、青年は如何にあるべきか

- 辯士名 林 武男

青年は常に純真であり、情實に囚はれず、熱烈なるが故に尊い、社會正義に立脚し、正しい運動遂行のためにあらゆる教化總動員により、暴壓をはねとばして。

一、本會教育部委員會批判 林 伊六

一、第五十九議會批判 清水米男

十一月一日 午後七時より米川公會堂に於て雄辯會開催

出演者
遠山風造、藤本信一、島岡潔、川井覺、關口庄三、森山勉、竹下貞美、林伊六、藤本芳郎、小澤一、林武男、森山充、杉島尙、清水米男

綜合青年團と階級青年團との相違、既成青年團の組織を以つて階級青年團の任務を遂行しようとするは誤りである、宜敷しく青年独自の立場から日本國民としての任務を果せ。

一、青年の特異性

大田 政人

青年團の社會的重要性を述べ、既成青年團の任務はよりよき文化生活への修養機關であらねばならない現在の教育機關は資本主義的教育で當局の青年の教化活動の如き其の好適例。

一、今後の教養方針について

川手 好夫

資本主義社會制度の矛盾を指摘、青年は宜敷しくよりよき社會建設のために努力せよ。

一、青年の覺悟

西尾 成美

第五十九議會は全く民衆を欺瞞して居る。現在の代議士は政權争奪に狂ひ吾々の生活を考へない議會へは吾々の生活のために戦つてくれる代表を送らねば駄目だ、政治的權力を與へられてゐない青年は、かかる限度においての効果的手段を考究せねばならぬ。

一、青年教養

大平 重雄

青年教養は時の社會狀勢によつて異なる、現青年會の不振は會員個々の智的欠陥が最大因だ。現實主義社會制度の没落理由を究明、今後の青年運動は判

然した眞念を持たねば駄目だ。

一、教育部委員の立場から

森山 充

國際經濟狀勢の説明、吾々青年會教育部は此等社會狀勢に鑑み、會員一般の批判力の養成に努めねばならぬ。

支配階級の青年の意識活動に對する干渉は必然である。青年は常に青年運動の歴史的發展をよく認識し今後の闘争に望まれない。

一、青年運動の觀念性

小島 憲從

過去の青年運動は觀念的なきらいがあつた。し又前辯士の言つた資本主義社會の行きつまり云々は三歳の兒童といへども知つてゐると述べる。

一、階級關係の認識の重要性

川井 覺

吾々は吾々の社會的階級の關係を知らねばならない小島前辯士の言つた「資本主義云々は小兒でも知つてゐる」と言つたは大きな誤りだ。大衆の生活貧困は、現在會制度の必然なる結果だ、とて社會組織の内容を究明、階級對立の必然性を述べ、最後に青處合同の必要を力説。

一、執行部に望む

岩島 博人

本日執行部の出席不良は、青年會に對する不誠意の現れである。執行部諸君の反省を望む。

一、青處專業提携の意義

小澤 一

恐慌に對する具體的説明、ブル政治の暴露、現佐青年運動ファッショ化への警告、男女青年の接近を實際的な運びへの必要性を述べ降壇。

四月三日 午後一時より千葉分教場に於て研究會開催

議題

第一類

一、吾々青年は今後の農村を如何に開拓すべきか

毛呂クボ支會提出

第二類

一、現段階に於ける青年の役割と教化活動の具体策如何

米峰支會 提出

一、現青年會の類廢理由並に一般教化方法如何

大郡支會 提出

一、青年會の教化活動は如何にあるべきか

下村支會 提出

第三類

一、年令擴大組織の強化方法如何

米川支會 提出

第四類

一、現社會の構成を如何に見るか

南部支會 提出

議長 林武夫委員長就任

第一類案 提案説明竹下貞善君より有り討議に入る。

小澤一君、現在の農村不況は農村独自の立場からは絶對解決出来ない、現經濟的機構の徹底的究明併せてそれ

が矛盾を改革してゆかねば駄目だ。

竹下 貞善君

農村独自の解決、それは至難事だが、大きく社會機構の改革も又少数者にては不可能なこと、其の方面は研究してゐないから諸賢の高説を待つ。

小澤 一君

過去幾年間壁を大にしていふ所のブルジョアの指導では農村問題は少しも解決されない、其の解決は經濟機構の正しき批判を必要とする。

森山 充君

東北地方に於ける飢餓事情の實情を述べ、斯の如き農村の窮乏は資本主義的經濟機構の必然的矛盾の現れである。故にそれらの打開はかかる經濟的機構を正しく認識なし得る教化活動がなされねばならない。

清水 米男君

産業組合政策農會政策を暴露し、尙竹下貞善君の消極的意識を反駁し、現段階下の教化活動の重要性を力説し、力強き團結の結成を叫ぶ。

第二類案

提案理由説明三支會代表者 討議に入る

清水 米男君

問題の批判は經濟的に視ることが、正しき結論をもつものである。經濟的恐慌により極度に文化が衰へた其

所に文化活動の重要性がある。

森山 充君

過去における文化活動が常に行きつまりに當面して来たのは意識分子のみの集りであつたが爲であることを指摘し、今後のそれは無意識分子をも含む大衆の機關でなければならぬ。

清水 米男君

女子青年をも含む大衆的な文化活動の必要述べ、それが具體的現れとしての文化サークルは必要と思ふ。青年會として其のサークルに對する態度を決定しておきたい、文化サークル説明あり。

森山 充君

文化サークル結成の準備に取り掛りつゝある故會員大衆の絶大な支持を希望する。

小澤 一

文化サークルの結成は行詰れる青年運動打開のために必要と認む、これに對して青年會の態度を決定して置きたさ旨の動議ありたり。

清水 米男君

青年會としての態度決定は本研究會の名に於いて意志表示をなすことが態度を決するものである。参考としての表示私案を發表せり。

森山 充君

清水君の原案に賛成。

岡本 三藏君

吾々の研究は理論でなく實踐を必要とする、故に文化サークルに對する意志表示は起草委員を任命する必要がある。

川井 覺君

前辯士の説を反駁し、原案が正しき表示ならば個人的私案にても差支へなし。

結果、清水正男、竹下貞美、竹下貞善、澤柳榮三、清水米男の四君、起草委員に任命ありたり。

意志表示

文化クラブに對する決議

今日の青年團が社會進化の能動的要素であるに不拘日和見的進歩的活動より一步も外へ出でない活動であり、其の教化活動は大衆的な會員大衆の意慾に則しないのが不振におちいらしめてゐる。

だから大衆的な性別を問はない、大衆の趣味と技術の上に集り相互の認識の向上に努力する文化クラブの活動を絶対に支持す。

昭和七年四月三日

千代青年會研究大會

第三類

提案理由説明

森山 充君

情勢報告

清水米男君

年齢擴大一年間の活動の頹廢は年齢擴大に對して生れた會員を分離の觀念のもとに置いてゐたことが原因、今後は廿五才以下の會員を同一に事業遂行して行くべき。

小澤一君

前辯士の意見に賛成

川手好夫君

年齢擴大後に於ける各支會の不活潑を指摘し、故に今後に於ては年齢擴大に於て強化さすべく働きかけることを必要とする。

第四類

提案理由説明川手好男君

本問題に對しては意識分子は明瞭になつてゐるが多數は未認識な情勢であるから現社會は如何なるものであるかを研究されたい。

十一月一日 午後八時より米川公會堂に於て

演題

出演者

一、文學について

田中英一

私達の文學とは人間生活が其のまゝに表れたものであると思ふ。

一流文學者のそれが、私達の生活とピッタリしないのは何故？……文學の階級性……大衆の文學は大衆の

生活と結びついたものでなければならぬ筈、俺達の文學は俺達の手で、

一、

森山 勉

正義に燃ゆる我々青年は、支配者の爲にのみ出來てゐる制度法律を正しきメスを以て解剖し、進路を正しく求めるに科學の必要を説き降壇。

一、東筑摩視察感想

竹下 貞美

東筑摩視察談、行詰まれる農村の打開は吾々青年の力強い團結にあり。

一、自力更生について

川井 覺

青年自體の持つ意見を發表出來ない意氣地なしでは駄目だと皮肉り、民衆の生活の貧困は民衆が悪いのか、社會が悪いのか、を考へた時、なまけてゐるか、働らいてゐるかを考へればわかる。民衆の力による正しき自力更生は民衆の團結にあり、かくしたものを考慮に入れた教養を必要とする。

一、抗爭する二つの陣營

清水 米男

資本主義國とソビエトロシアの具體的比較、今や地球上には相反する二つの勢力が抗爭しつゝあり、其の危険状態を述べ。

ブルジョア教育と闘へ

太田 正人

正しき理論の獲得は科學的探求の一路のみ。

小澤 一

産業組合運動の暴露、眞に正しい産業組合運動は貧困
大衆の力強い團結にあり、資本主義重壓卜からの解放
のために闘ふにあり、それがための産業組合運動こそ
が最も正しい。
封建思潮の暴露
森山 充

昭和八年度

二月一日 午後一時より米川公會堂に於て青處合同研究會

議題

第一類案

郡青解消と今後の青年團進出如何 米川支會 提出
現社會の行詰りに際し青年團の進出方法如何

米峯支會 提出
下村支會 提出
今後の青年運動は如何にあるべきか

第二類案

現代は如何なる女性を欲求するか 北部支會
郡聯合女子青年團自主化に鑑み村部
女子會は如何に進むべきか 女子會役員

(三) 會報及び青年新聞

一、會報評論文藝號發行

過去に於て青年會々報會員意見發表等の機關紙無く從

第三類案
青處提携の意義如何 常任委員會
第四類案
現代經濟組織を如何に見るか 社會部
第五類案
産業組合運動を如何に見るか 南部支會
第六類案
青年訓練は面白いか馬鹿らしいか 大郡支會
右諸問題に就き一般腹藏無き意見發表あり、研究大會の
意志表示の決議を爲した。

つて青年會の活動狀態及び綜合的なる教養が不活潑な
りし故青年運動發展向上を圖る統一的な機關紙の必要

を感じ會員大衆の連絡結合を加味して春季は各部門活
動狀況各支會活動報告等秋季は社會的的青年問題及批判
討論等其の他會員意見を合法的方法にして編輯なし評

昭和六年度

二、青年新聞發行

1、過去において發行されて居た青年會々報評論文藝號
が青年教育に重要な役割を果さねばならぬ機關紙で
あるにも不抱年一回の年末發行で青年會員諸君に利用
されず従つて教養機關としての効果の僅少ななるを遺憾
とし効果ある青年運動發展向上のために統一的指導機
關をして青年新聞毎月一回發行と決定なす。
ロ、青年新聞編輯方法

昭和七年度

青年ニュースの内容充實と徹底を期す爲印刷は活版と

昭和八年度

前々年より發行の青年新聞は現在社會機構の見地から
男女青年の合同發行の必要を認め協議の結果合同發行

昔の青年即ち今の老人の痴話を引例し、發展せる文化
とそれに伴はざる吾々の生活關係を述べ、青年の任務
はかゝる生活の向上發展のために資されねばならない
かゝる意味から雄辯會の如き勇敢に開催されねばなら
ない。

論文藝號發行をなす事に決した時が大正十一年度であ
る。

合法的方法で毎月發行の例題は一定せず教育部ニース
青年通信等例題は一定せず左の事項を徹底せしむる様
ニュース編輯を行ふ。
1、青年會員大衆の連絡結合をはかる事
2、各部門の活動情況報告
3、各支會活動報告
4、社會的的青年問題の原稿募集批判討論の資料とす
5、青年教養に必要な書籍紹介

なし志會員全員に配布なす事と決定す

と決定其の主旨とする所は變りなし。

日本精神とは何ぞや
金に囚るゝ勿れ
青年運動に就ての感想断片
労働の享樂化を圖れ
當面の問題に就て
轉換期經濟に於る青年會の諸問題
時代の一轉換期に立脚して
機械文明と社會進化
現代社會觀
農村とは何ぞや
啄木を想ふ

靜柳生 鏡泉生 林武夫 大平重夫 長沼秀夫 畑耕一 藤本信一 川手好男 森山生 村咲生 林六峰

昭和六年 青年ニュース一號

過去の闘争の經驗から學べ
自主的的青年會運動の正道に向て躍進せよ

二號目次及三號目次四號目次
青年會處女會教育問題に付て
各支會購入書籍名
縣聯合青年研究大會記録
ブルジョアスポーツを排撃し我等のスポーツとして闘ひとれ
ブルジョアスポーツハットバセ

全 教育部
全 教育部
全 教育部
全 教育部
全 教育部

昭和六年 會報 目次

卷頭言
小品番犬の思想的轉化
農村教育に就ての感想
我々の生活は如何なる認識が必要か

大平重夫 清吏生 竹下貞美 益田冬木 西尾生 無名生 藤本芳翠 視察員 小島生 編輯後記

昭和七年 會報 目次

卷頭の言葉
那青年會はなぜ解消したか
今後の青年運動は階級青年か産組青年か
三十才制と階級青年會に就て
秋季雄辯大會拔萃記
文學に就いて

森山生 森山充 田村文一 小澤生 田中英一 森山勉 竹下貞美 全 所 感

全 川井悟 太田正人 清水米男 小澤一 森山充 竹下貞美

千代青年會視察旅行配

昭和七年 青年ニュース 目次 一 二 月號

初頭に當り會員諸君へ
既成政黨の政策を如何に見るか
階級分裂の過程に就いて
下村支會雄辯會記録

教育部 S 生 大平生 教育部 K 生 西尾成美

▲四月號

面白い企て文化クラブの話
文化クラブに就いての挨拶
文化クラブに對する千代青年會研究大會決議
妹からの手紙
食へなくなつた百姓の二
レンラク

教育部 M 生 クラブ準備協議會 田畑耕一 ひろし生 教育部

▲九月號

聲明書
毛呂クボ青年會の感情的動行について

常任委員會 一 會員

おさるしばい炎天の逆上劇
挨拶
毛呂クボ青年會聲明書に對しての愚感
脱退聲明書に對する我等の批判 一會員(米峯)
毛呂クボ支會聲明書についての批判
毛呂クボ支會聲明書についての批判

田畑耕一 常任委員會 一 會員 大郡支會 米川支會 下村支會

昭和八年 青處ニュース 目次 一號

自主化十五週年紀念祝賀會に就き断片
青年運動今後への再檢討
毛呂クボ野池青年會に一言を呈す小島如水
産業組合運動を見て
所感
全
所感

清水米男 藤本信一 小島如水 澤井誠 ちとゑ 竹下貞美 女子會教育部 K 藤本千恵 萩元しなゑ 青處ニュースの所感

八月十六日 主任 伊藤 成美
體育指導講習會開催

十月十九日 軍人會青年會合同秋季大運動會開催

大正十四年度

主任 西尾 安男

五月三日 下伊那體育協會主催陸上競技會に参加す

會場飯田城下グラウンド

八月十五日 體育指導講習會開催

於千代小學校庭

十月卅一日 千代青年會竜丘青年會對抗陸上競技會開催

千代青年會優勝す

十一月二日 郡青年會第五支部秋季大運動會參加會場竜丘小學校

十月十五日 講師 下伊那體育協會 木下安實氏
秋秀大運動會開催

於千代小學校庭

十一月三日 郡青第五支部陸上競技會參加

會場龍江小學校庭

大正十五年度

主任 竹下 他家雄

四月十八日 郡青第五支部主催庭球大會參加

八月十六日 體育指導講習會開催

於千代小學校庭

十月三日 講師 下伊那體育協會木下安實氏

明治神宮競村下伊那豫選會へ左記二選手を派遣す

於城下グラウンド

四百米 伊藤 重行

一萬米 竹下他家男

奮戦力闘兩君共一着を占め得たり

十月九、十日 明治神宮競技縣豫選會へ左記二選手を派遣す

一萬米 竹下他家男君

十月卅一日 郡青第五支部陸上競技會出場選手打合せ練習會開催

於千代小學校

十一月七日 郡青第五支部陸上競技會參加

於下久堅小學校庭

昭和二年度

主任 竹下 他家男

四月三日 郡青第五支部庭球大會豫選會開催

於千代小學校庭

四月十七日 郡青第五支部庭球大會參加

九月廿五日 下伊那郡青年會陸上競技大會參加

千代青年會優勝す

於城下グラウンド

千代青年會優勝す得点三十五

十月十七日 秋季大運動會開催

於千代小學校庭

十一月六日 郡青第五支部陸上競技會參加

本村優勝す得点四十三

十一月廿日 伍和、座光寺、千代青年對抗陸上競技會參加

於伍和小學校庭

昭和三年度

主任 竹下 他家男

四月十七日 郡青第五支部庭球大會參加

於桐平コート

七月十四日 西駒ヶ岳登山をなす參加員次の如し

十一月一日 松尾、泰阜、下條、千代青年對抗陸上競技會開催

於松尾小學校庭

十一月十三日 十一月廿九日 奉祝運動會開催

於千代小學校庭成績次の如し

優勝 米川支會 七十五点

一等 毛呂ヶボ支會 五十三点

二等 南部支會 二十八点

三等 米峰支會 二十二点

四等 東部支會 二点

四等 下村支會 二点

五等 大郡支會 一点

五等 北部支會 一点

米川中野屋商店寄付の優勝旗は米川支會へ授與さる

昭和四年度

主任 林 忠人
 五月五日 春季運動會開催 於千代小學校庭
 七月十六日 西駒ヶ岳登山をなす
 八月十六日 ビンボン庭球大會開催 於千代小學校
 十月十七日 秋季運動會開催

昭和五年度

主任 林 忠人
 五月三日 青處合同春季運動會開催 於千代小學校庭
 十月十一日 中部青年會陸上競技會派遣選手豫選會開催
 於千代小學校庭
 十月十九日 青處合同秋季運動會開催成績次の如し
 優勝 毛呂ヶボ支會 三十六点
 一等 南部支會 二十七点
 二等 東部支會 七点

昭和六年度

主任 西尾 成美

於小學校庭成績次の如し
 優勝 毛呂窪支會 二十九点
 一等 東部支會 二十二点
 二等 南部支會 五点
 中部青年會陸上競技會參加於龍江小學校庭
 十月廿九日
 // 米峰支會 七点
 三等 大郡支會 三点
 // 下村支會 三点
 中部青年會秋季陸上競技會參加
 十月廿六日 於龍江小學校庭
 千代青年會優勝す 点数八十八点二分五厘
 十一月十二日 千代、竜丘、伍和青年對抗陸上競技會開催於竜丘小學校庭

四月廿九日 青處合同春季運動會開催

昭和七年度

於千代小學校庭
 秋季運動會開催
 於千代小學校庭成績次の如し
 優勝 東部支會 六十点
 一等 下村支會 四十二点
 二等 南部支會 三十五点
 三等 米川支會 三十点

四等 米峰支會 二十七点
 五等 毛呂ヶボ支會 八点
 // 大郡支會 八点
 十一月八日 千代龍江青年對抗陸上競技會練習會開催
 十一月十五日 千代龍江青年對抗陸上競技會開催
 於千代小學校庭成績次の如し
 千代 六十三点を以て優勝す

主任 澤 柳 榮 藏
 四月廿九日 青年會處女會千代館合同春季運動會開催
 於千代小學校庭

十月廿三日 於千代小學校庭
 中青陸上競技會參加
 於龍江小學校庭

十月 九日 體育講習會開催
 於千代小學校庭
 講師 林春市氏
 十月十七日 秋季運動會開催

十一月廿一日 千代泰阜下條青年對抗陸上競技會參加
 於泰阜小學校庭

昭和八年度

主任 金田 律 三
 四月廿九日 青處合同春季運動會開催
 於千代小學校庭

十月十七日 春季運動會開催
 十月廿九日 中部青年會秋季陸上競技會參加
 於龍江小學校庭

第二編 會則、財政、委員組織歷年表

第一章 會則變遷

一、明治四十四年創設に制定

第一章 通 則

第一條 本會は千代村青年會と稱し青年道德を涵養し實業に關する知識を上進し地方民俗の改良に資するを以て目的とす

第二條 本會事務所を本村役場内に置き總集會は千代、千榮兩校に於て交番に開會するものとす

第三條 本會員は教育勅語及戊申詔書の御趣旨を奉戴し左の個條を以て規範となすべし

- 一、忠孝の大義を重んずべき事
- 一、努力事に當り能く時間を尙ぶべき事
- 一、協同一致能く規律を守り公德を重んじ本村自治の發展に資する事
- 一、進取向上の氣を養ひ常に體を練り知徳を修養し風紀の改善を期する事

第四條 本會は本村各地方に支會を置き支會は本會の規則に基き便宜規則を設け本會の認可を経るものとす

とす

第五條 本會規則の變更は會長の發議若くは會員五名以上の建議により總集會に於て會員三分の一以上出席あるにあらざれば決議することを得ず

第二章 會員及役員

第六條 本會は本村の住民にして十六歳以上二十八歳までの青年を以て組織し該年齢中は必ず會員たるものとす

但役員會に於て相當の事故あるものと認めたるときは此限りにあらず

第七條 本會は會員を分ちて左の三種とす

- 一、通常會員 十六才より二十八才まで
 - 一、特別會員 二十九才より三十才まで
 - 一、名譽會員 學校職員役場史員其他役員會に於て村内名望あるもの及本會の爲特に功勞ありたるものを推薦す
- 本會は左の役員を置く

會に報告するものとす。但臨時異動を生じたる場合には其都度報告するものとす

一、支會の會員名簿 二、施設事業の概況

本會は何等の名儀を以てするも政黨政派に關與し又は時事問題に容喙せざるものとす

第四章 會議

第十四條 本會は毎年二回（春四月三日、秋十月十七日）總集會を開く

但必要ある場合には會長の意見により臨時會を開くことあるべし

第十五條 本會役員會は必要の場合に於て會長之を召集す

第五章 經濟

第十六條 本會々費は各支會の負擔とす、通常會員一名一ケ年金十錢とし其人員に應じて各支會長之を幹事に差出すものとす

第十七條 本會は特志者の寄附金及通常會員一名一ケ年金十錢づつを出して基本金に充つ、支會長は毎年二回總集會の際該支會人員に對する金額を幹事は之を直に郵便局又は銀行に預くるものとす

但通常會員一戸二名以上ある時は一名に限り徵集す

一、總理 一名 本村長とす

一、會長 一名 千代學校長とす

一、副會長 一名 千榮學校長とす

一、幹事 五名 千代三名千榮二名

一、評議員 各支會長及名譽會員中會長の囑托したるもの若干名を以て之を充つ

第九條 總理は本會を統督し、會長は本會一切の事務を掌理し副會長は會長を補佐し會長事故ある時其職を代理し幹事は庶務會計を處辯し評議員は議事を擔當す

第十條 幹事は役員會に於て通常會員より選舉し其任期は二ケ年とす 但し再選することを得

第三章 事業

第十一條 本會にて行ふべき事業左の如し

- 一、修養に關する事項
- 一、体育に關する事項
- 一、實業に關する事項
- 一、教育に關する事項
- 一、民風作興に關する事項
- 一、奉公及公共事業に關する事項
- 一、表彰に關する事項
- 一、其他必要ある事項

第十七條

第十二條 各支會は毎年三月中に於て左記諸項を調査し本

二、大正十一年四月三日改正

第一章 總則

- 第一條 本會は千代村青年會と稱す
- 第二條 本會は修養を以て目的とす
- 第三條 本會は事務所を千代村役場内に置く

第二章 組織

- 第四條 本會は千代村の住民にして數へ年十六才より廿五才までの男子を以て組織す
- 但し小學校在學者は卒業後四月一日より入會するものとす

第五條 本會を左の支會に分つ

北部支會、芋平支會、野池支會、米川支會
南部支會、大郡支會、米峯支會、下村支會
毛呂窪支會、

第六條 本會に左の役員を置く

一、會長 一名 二、副會長 一名
三、幹事 四名 四、代議員 一名
五、准代議員 一名 六、支會長 九名
七、評議員 廿七名

第七條 役員任期は各一ヶ年とす

第三章 職務

- 第八條 役員職務を左の通り定む
- 一、會長は本會を代表し會務を掌理す

二、副會長は會長を補佐し會長事故ある時は其の職務を代理す

三、幹事は庶務會計を擔任す

四、代議員は下伊那郡青年會代議員及び幹事の職務を擔任す

五、准代議員は代議員を補佐し、代議員事故ある時は其職を代理し且つ幹事の職務を擔任す

六、會長は支會を代表し議事を擔任す

七、評議員は議事を擔任す

第四章 事業

第九條 本會の事業は左記各項にして事業豫定表に準據して行ふものとす 但し事業豫定表は一月の評議員會に於て決議す

一、定期總集會一月十六日四月三日十月十七日十二月十五日の四回とす

二、臨時集會臨時總集會幹事會支會長會評議員會

三、講演會 演說會 懇談會

四、文庫經營

五、運動會、登山、遠足

六、視察及旅行

七、奉公及公共事業

第十六條

但し再選することを得

選舉順序を左の如く定む

一、會長

二、副會長

三、幹事

四、代議員

五、准代議員

第十七條 代議員及准代議員は他役員を兼任することを得

第十八條 役員中缺員を生じたる場合は次會總會議に於て補缺選舉を行ふものとす

第十九條 本會の財政は豫算書に準據す

第二十條 會費徵集は一戸會員二名以上の場合は一名の他は半額とす

第二十一條 年度始め豫算表により千代村長に補助を申請するものとす

第二十二條 基本金につき左の如く定む

一、基本金は郵便貯金とす

二、毎年會員一戸一名限り金十錢宛を積立つものとす

三、財政上止むを得ざる場合は評議員會議の決

八、村各種団体との提携

九、雜誌發行

十、補習學校援助

十一、基本金の増成

十二、其他必要なる事業

第十條

各集會は必要の場合會長の意見により召集す

第五章 會議

第十一條 會議を分ちて左の四とす

一、總會議(全會員出席)

二、幹事會議(會長、副會長、幹事、代議員、准代議員出席)

三、支會長會議支會長と評議員外の本會役員全部出席

四、評議員會議(本會役員全部出席)

第十二條 會議は三分ノ一以上出席するに非れば開會することを得ず但し再度召集の場合は此の限りに非ず

第十三條 議長は會長の任務とす

第十四條 決議は出席者の過半数の賛成により確定す

但し賛否同数の場合は議長の意見により處理す

第十五條 役員選舉は十二月十五日の總會議に於て普通選舉法無記名投票により選出す

議により積立方法確立の上一時拂戻して豫算に流用することを得

四、基本金の利子は豫算に繰入る事を得

第八章 雜則
第二十二條 本會は郡青年會の目的を運用す

第二十四條 本會の年度は歴年に依る

第二十五條 千代文庫
一、本會文庫は會長之を管理す
但し別に細則規定を設く

第二十六條 本會文庫は千代小學校内に置く
二、本會文庫は千代小學校内に置く

第二十七條 年度始め役員會に於て前年度事業及び決算書並に事業豫定表豫算を作製して千代村長に報告す各支會にては本規則に準じて規則を製する事を得

第二十八條 本規則の細部に亘りては別に施行細則を定む

第二十九條 本規則の改正は會長の發議若くは會員三名以上の建議により總會に於て之を決議す

第三十條 下伊那郡千代村青年會施行細則
會務分擔は幹事會に於て左記係りを定む

第一條 會計係り 一名
二、文庫係り 三名
三、庶務係り 若干名
四、天龍公論係り 一名

第二條 該係りは兼任する事を得
會計係りは財政を擔任し文庫係りは千代文庫に關する一切の事務を擔任し、庶務係りは簿記其他一切の庶務を擔任し、天龍公論係りは天龍公論に關する一切の事務を擔任す

第三條 事業豫定表並に豫算は幹事會に於て原案を作製し評議員會に附議し總會議の認定を経るものとす

第四條 集會は千代小學校に於て開催す
但し場合に依り千榮分教場役場其他に於て開催する事を得

第五條 毎年一回四月三日會報を發行す

第六條 千代村尙武會、千代村在郷軍人分會と合同して軍人送迎會を開催す

第七條 評議員は各支會三名宛とし各支會に於て選舉す
支會長副支會長並補習學校生徒中より一名の三名とす

第八條 一月十六日新年總會に於て公表認定すべき事項左の如し
前年度事業、同決算、事業豫定、豫算、役員に係り分擔、入退會者

第九條 支會は毎年左記期日までに該當事項を報告するものとす

一、一月十日までに報告すべきもの

1、支會の會員名(兄弟明記のこと)

2、支會の入退會者名

3、支會の役員名(支會長、副支會長、會計文庫係り其他)

4、入會者會員名簿

二、三月十五日までに報告すべきもの

1、支會前年度事業概況及決算

2、支會事業豫定表及豫算

3、會報登載の會員文藝原稿

4、入會者の會員名簿

三、十二月十日までに報告すべきもの

1、支會退會者名及翌年度入會者名

會員名簿に異動を生じたる場合は速に加除訂正をなすものとす

第十一條 役員會務の爲出勤し或は他村に出張したる時は豫算の範圍内に於て手當を支給す

第十二條 本會舉行の視察及び旅行に参加するものには豫算の範圍内に於て補助を支給す

第十三條 新舊會長は年度末に於て文書目錄及び備品臺帳に對照し會務を讓受するものとす

第十四條 本施行細則の改正は本會規則第二十九條の規定を準用す

三大正十四年實施

第一章 總則

第一條 本會は千代村青年會と稱す

第二條 本會は修養を以て目的とす

第三條 本會は事務所を會務主任宅に置く

第二章 組織

第四條 本會は千代村の住民にして數へ年十六歳より廿五歳迄の男子を以て組織す

第五條 本會は左の支會に分つ

北部支會、東部支會、米川支會、南部支會、大郡支會、毛呂窪支會、米峯支會、下村支會

第六條 本會に左の委員を置く

一、會務部委員 一名
庶務委員 一名

二、代議員 二名

三、社會部委員 一名

四、研究部委員 一名

五、會計部委員 一名

六、運動部委員 一名

第七條 各委員の任期は各一ヶ年とし補缺を生じたる場合は次の總會に選出し任期は前任者の殘任期間とす

第三章 職務

第八條

委員は左の職務を分擔す

- 一、會務委員 會の一切を統括す
- 二、庶務委員 會務に關する一切を掌理す
- 三、代議員 郡青年會の代議を擔任す
- 四、社會部委員 社會問題に關する一切を掌理す
- 五、研究部委員 總ての問題の研究を爲す
- 五、會計部委員 會計に關する一切を擔任す

第四章 事業

第九條

本會の事業は左記各項にして事業の豫定表に準據して行ふものとす

- 一、定期總集會 一月十六日四月三日十月十七日十二月十五日
- 二、臨時集會、委員會、支會代表協議會
- 三、講演會、演說會、懇談會
- 四、運動會、登山、遠足
- 五、視察及旅行
- 六、奉公及公共事業
- 七、各種團休と提携
- 八、會報、雜誌發行
- 九、補習學校援助
- 十、基本金増成
- 十一、其他必要なる事業

第十條

十二、社會問題の研究及運動
各集會は各委員の意見により會務委員之を召集す

第五章 會議

第十一條

會議を分ちて左の四種とす

- 一、總會議 全會員出席
- 二、委員會議 各支會選出委員及本會委員出席
- 三、支會代表者會議 各支會代表者及本會委員出席
- 四、執行委員會議 本會執行委員出席

第十二條

會議の議長は會務主任之に任ず

第十三條

決議は出席者の過半数の賛成により確立す
但し賛否同数の場合は議長の意見により之を處理す

第十五條

第六章 選舉

第十五條

本會委員選舉は十二月十五日の總會議に於て普通選舉法無記名投票により選出す

第十五條

但し再選することを得

第十五條

選舉順序は左の通り定む

- 一、會務委員、庶務委員
- 二、代議員
- 三、社會部委員
- 四、研究部委員

第十六條

各委員中缺員を生じたる場合は次回總會迄各委員中より互選し其の職務を掌理す

第十七條

各委員中缺員を生じたる場合は次回總會會議に於て補缺選舉を行ふ

第十七條

但し各委員は兼任することを得ず

第十八條

本會の財政は豫算表に準據す

第十九條

會費徵集は一戸會員二名以上ある場合は一名の他は半額とす

第二十條

年度初めに豫算案により千代村長に補助を申請するものとす

第二十一條

基本金に付き左の通り定む

第二十二條

一、基本金は郵便貯金とす

第二十三條

二、毎年會員一戸一名に限り金十錢宛を積立するものとす

第二十四條

三、財政上止むを得ざる場合は委員會の決議に依りて積立方法確立の上基本金の一時拂戻して豫算に流用することを得

第二十五條

四、基本金の利子は豫算に繰入る事を得

第八章 雜則

第廿二條

本會は郡青年會の目的を運用す

第廿三條

本會の年度は歷年に依る

第廿四條

年度初めの委員會に於て前年度事業、會計決算表並に事業豫定表豫算表を作製して千代村長に報告す

第廿五條

各支會は本規約に準じ規約を製することを得

第廿六條

本規約の細部に亘りては別に施行細則を定む

第廿七條

本規約の改正は委員三名以上の建議により委員會を経て總會に於て是を決議す

施行細則

第一條

事業豫定表並に豫算は委員會に於て原案を作製し總會の認定を経るものとす

第二條

集會千代小學校内に於いて開催す、但し場合に依り千代小學校役場其他に於いて開催する事を得

第三條

毎年一回四月三日會報を發行す

第四條

千代尙武會千代在郷軍人分會と合同して軍人送迎會を開催す

第五條

委員は各支會々員十名に對し一名を選出す

第六條

一月十六日新年總會に於いて公表認定すべき項目左の如し

第七條

前年度事業同決算事業豫定豫算入退會者支會は毎年左配期日迄に該當事項を報告するも

- のとす
- 一、一月十日までに報告するべきもの
 - 1、支會の會員名兄弟名記の事
 - 2、支會の委員名
 - 3、入會者の會員名簿
 - 二、三月十日迄に報告すべきもの
 - 1、支會前年度事業概況及決算
 - 2、支會事業豫定表及豫算
 - 3、會報登載の會員文藝原稿
 - 三、十二月十日迄に報告すべきもの
 - 1、支會退會者名翌年度入會者名

千代村青年會現行會則

(昭和八年十二月)

- 第一章 總 則
- 第一條 本會は千代村青年會と稱す
- 第二條 本會は修養を以つて目的とす
- 第三條 本會は事務所を委員長宅に置く
- 第一章 組 織
- 第四條 本會は千代村の住民にして數年十六歳より廿五歳までの男子を以つて組織す
- 第五條 本會を左の支會に分つ
- 北部支會 米川支會 南部支會 大郡支會
- 第六條 米峯支會 下村支會 東部支會
- 本會は左の常任委員を置く
- 一、委員 長 一名
 - 二、庶務部委員 一名
 - 三、會計部委員 一名
 - 四、社會部委員 三名
 - 五、教育部委員 三名
 - 六、体育部委員 二名
- 第七條 各委員の任期は一ケ年間とし補缺を生じたる場

- 第八條 會員名簿に異動を生じたる時は速に加除訂正をなすものとす
- 第九條 委員會務のため出勤し或は他村に出張したる時は予算の範圍内に於いて手當を支給す
- 第十條 本會舉行の視察及旅行に参加するものには予算の範圍内にて補助を支給す
- 第十一條 新舊委員主任は年度末に於いて備品臺帳に参照し會務を譲受するものとす
- 第十二條 本施行細則の改正は本會規定第二十八條の規定を準用す

合は次回の代表委員會に於いて選出し任期は前任者の殘任期間とす

第三章 職 務

- 第八條 委員は左の職務を分擔す
- 一、委員 長 會務一切を統轄す
 - 二、庶務部委員 會務に關する一切を掌理す
 - 三、會計部委員 會計に關する一切を擔任す
 - 四、社會部委員 社會問題に關する一切を掌理す
 - 五、教育部委員 教育に關する一切を掌理す
 - 六、体育部委員 体育に關する一切を掌理す
- 第四章 事 業
- 第九條 本會の事業は左記各項にして事業豫定表に準據して行ふものとす
- 一、定期集會 一月十六日 四月 三日
 - 二、臨時總會 委員會 支會代表委員會
 - 三、講習會 講演會 演說會 研究會
 - 四、運動會 登山 視察遠足
 - 五、視察旅行
 - 六、奉公及公共事業
 - 七、各種団体との提携
- 第十條 各集會は各委員の意見に依り委員長之れを召集す
- 第十一條 會議を分ち左の四種とす
- 一、總會議 全會員出席
 - 二、代表委員會議 各支會選出委員及本會委員
 - 三、代表者會議 各支會代表者本會常任委員
 - 四、常任委員會議 本會常任委員出席
- 第十二條 會議の議長は常任委員長之れに任ず
- 事故ありたる時は庶務委員代理す
- 第六章 選 舉
- 第十三條 本會常任委員は十二月十五日の冬期總會に於て十一名連記投票に依り選出す
- 第十四條 委員の職務は左の順序に依り互選す
- 一、常任委員長
 - 二、庶務部委員
 - 三、會計部委員
 - 四、社會部委員

五、教育部委員
六、体育部委員

第十五條 委員に缺員を生じたる場合は代表委員会に於いて補缺選挙を行ふ事を得

第七章 財務

第十六條 本會の財政は豫算に準據す

第十七條 會費徴集は一戸會員二名ある時は一名の外は半額とす

第十八條 年度始めに於いて豫算書に依り千代村長に補助を申請するものとす

第十九條 基本金に就き左の通り定む
一、基本金は郵便貯金とす
二、毎年會員は一名に限り金十錢を積立るものとす

第二十條 財政上止むを得ざる場合は委員會の決議に依り

施行細則

第一條 事業予定並に予算は代表委員会に於いて原案を作成し總會の認定を経るものとす

第二條 集會は千代小學校内に於いて開催す
但し場合に依りては千榮學校其の他に於いて開催する事を得

積立方法確立の上基本金一時拂戻して豫算書に就用する事を得

第八章 雜則

第二十一條 本會員は本會員の目的に運用す

第二十二條 本會の年度は歴年に依る

第二十三條 年度始めの委員会に於いて前年度事業及び會計決算表並に事業豫定表豫算書作成して千代村長に報告す

第二十四條 各支會は本規則に準じて規則を作成する事を得

第二十五條 本規則の細部に涉りては別に施行細則を定む

第二十六條 本規則の改正は委員三名以上の建議に依り委員會を経て總會に於いて之れを決議す

第三條 毎年四月三日會報を發行す

第四條 千代村尙武會在郷軍人會と合同して軍人送迎會を開催す

第五條 代表委員は各支會員十名に對し一名選出す

第六條 一月十六日新年總會に於いて公表認定すべき事

項左の如し

前年度決算 事業予定予算 入退會者
各支會は毎年左記期日までに該當事項を報告するものとす

一、一月十日までに報告すべきもの
イ、支會々員名 兄弟名記の事

ロ、新入會者 退會者名
ハ、支會常任委員名

二、三月十日までに報告すべきもの
イ、支會前年度事業

ロ、支會事業予定並予算書

第八條 會員名簿に異動を生じたる場合は速に加除訂正なすものとす

第九條 委員會務の爲出張し亦他村に出席したる場合は予算の範圍内に於いて手當を支給す

第十條 本會舉行の視察及び旅行に参加せし者は予算の範圍内に於いて補助を支給す

第十一條 新舊執行委員は年度末に於いて立會の上諸帳を参照し會務讓受けるものとす

第十二條 本施行細則の改正は本會の規定第二十六條の規定を準用す

おことばり

會則はしばしば例年の如く少し許り宛改廢ありしかど、以上三編に依つて知悉されし、各改廢年次箇條摘録するのが正當なれど、其點御寛容を乞ふ次第です。

委員制實施後の歴代役員組織年表

年次	會務主任	庶務主任	研究部主任	社會部主任
大正十三年	林 一二三 小澤年保	金山 鴻 楯 一利	金山 鴻 楯 一利	北澤廣美 榊原富雄 林 勝美 林 左門
大正十四年	小澤 熙	楯 一利	(楯 操) ×森脇壽男	林 左門
大正十五年	北澤元夫	松澤利久男	澤柳今朝保	島田善三
昭和二年	(林 左門)	楯 一利	高橋正志	(林 魔古刀)
會則修正	會務委員	庶務委員	教育部委員	社會部委員
一月七日	楯 操	(楯 一利)	北澤元夫 高橋正志	(渡邊源逸)
二月		×松島好男		×林 兼義

會計部主任	體育部主任	郡青代議員	五支部委員	備考
萩元正見	伊藤成美	小澤 熙 牧田正矩	小澤年保 北澤廣美 林 一二三	
金山 鴻	(伊藤成美) ×西尾安男	牧田正矩 榊原富雄 北澤元夫	榊原富男 小澤 熙 牧田正矩 北澤元夫	()印一月辭任 ()印の人名は中途辭任之證以下之に準ず ×1印補欠就任
楯 光男	竹下他家男	島岡己勝 清水金吾	松澤利久夫 渡邊源逸	
(竹下晴雄)	竹下他家男	渡邊源逸 島岡己勝 (牧田正矩)	(渡邊源逸) 島岡己勝 (牧田正矩)	()印一月辭任
會計部委員 清水金吾	體育部委員 竹下他家男	(楯 一利) ×島田改介	(楯 一利) ×松島 尙 ×竹下晴雄 ×森 富一	()印二月辭任 支部委員 渡邊、楯辭任により上段三名補缺當選

年次

昭和三年

常任委員長
清水金吾

庶務委員
島田改介

教育部委員
島岡己勝

社會部委員
渡邊源逸

昭和四年

林 茂男

島田改介

(清水金吾)

竹下晴雄

本年より運動部
を頭育部と改稱
す。

昭和五年

松島 尙

大平重夫

北澤三夫

林 三郎

昭和六年

大平重夫

林 武男

小島一重

林 富一

會計部委員
竹下晴雄

運動部委員
竹下他家男

郡青代議員
渡邊源逸

支部委員
竹下晴雄

備考

太田清隆

林 忠人

島岡己勝
(郡青解散)

林 象義

教育
部移動

×
下段支部委員本
年より中青代議
員と稱す。

林 三郎

×林 武男
×吉澤 豊

林 武夫

林 忠人

竹下晴雄

中
青代議員上段
と同じ。

(清水庄二)

楯 章

西尾成美

林 富一

大平重夫

社會部移動
×森山 充

林 富一
清水米男
林 武夫
大平重夫

林 富一
清水米男
林 武夫
小島一重

×林 治美

昭和七年

林 武夫

清水政男

森山 充

(大平重夫)

五月總辭職
に依る七月
一日總改選

森山 充

清水政男

太田正人
×(清水米男)
川手好夫

西尾成美
×林 忠人
×小澤 一

昭和八年

(大淵健吉)
(九月辭任)

川手好夫

竹下貞美
(小島憲從)

清水米男
森山 勉
×(林 忠人)
×竹下貞美

昭和八年
十月二月

長沼秀雄

川手好夫
榊山啓三

藤本信一
(小澤 一)

澤柳榮三
(長沼秀雄)

昭和九年

竹下貞美

川手好夫

關本信一
川手隆司

清水米男
小澤 一
熊谷利治

備考 大正十三年度以前は本文中にあれば省略す。

林 治美

澤柳榮三

大平重夫

(林 武夫)

政治研究部
(廿五才以上)

林 治美

大淵建吉

小島一重
清水米男

清水米男
森山 充

政治研究部
竹下晴雄
林 富一

●森山 充
郡青解散

×小澤 一

岩島博人

金田律三

清水米男

政研部門廢止

(藤本忠雄)

太田初美

(小澤 一)

竹下貞美

七月一日

岩島博人

金田律三

×藤本信一

東部支會加盟委員三
名増員。

岩島博人

榊 宇佐男

中部青年會本年一月六日第一回
代議員會に於いて解散に決す。

附編

第一章 第一次郡青年會史

第二章 第二次郡青年會史

第三章 中部青年會史

下伊那郡青年會々則

(創立明治四十四年制定)

- 第一條 本會は下伊那郡青年會と稱す
- 第二條 本會は郡内各町村を單位とせる青年會を以て組織す
- 第三條 本會は郡内青年團體の連絡統一を圖り各町村に於ける青年會の監督指導をなすを以て目的とす
- 第四條 本會は前條の目的を達する爲め左の事項をなす
- 一、講習會又は講話會の開催
 - 二、各町村青年會の要求に應じ講師の派遣
 - 三、模範的青年會及青年の表彰
 - 四、風紀の改善勸懲貯蓄及共同作業に關する講究
 - 五、其他有益と認むる事業
- 第五條 本會事務所は下伊那郡役所内に置く
- 第六條 本會に左の役員を置く
- 一、會長 一名 本郡長を推薦す
 - 一、副會長 一名 本郡視學を推薦す
 - 一、評議員 五名 代議員會に於て選出す
 - 一、代議員 若干名 各町村青年會の選出とし員數は會長之れを定む
- 第七條 本會役員の權限左の如し
- 一、會長は會務を綜理し本會を代表す
- 第八條 本會役員は會長を補佐し會長事故ある時は之を代理す
- 二、副會長は會長を補佐し會長事故ある時は之を代理す
 - 三、評議員は會長の諮問に應じ且會務を評決す
 - 四、代議員は各町村青年會を代表し且本會提出の議案を審議決定す
- 第九條 本會役員は任期は一ヶ年とす
- 第十條 本會に左の職員を置く
- 一、講師 若干名
 - 二、幹事 若干名
- 第十一條 職員は會長之を囑託す
- 第十二條 本會職員は此の限りにあらず
- 第十三條 本會は左の職員を置く
- 一、講師 本會の要求に應じ
 - 二、評議員 本會の要求に應じ
 - 三、評議員 本會の要求に應じ
 - 四、評議員 本會の要求に應じ
 - 五、評議員 本會の要求に應じ
- 第十四條 本會は左の職員を置く
- 一、幹事、會長の指揮に従ひ會務を處理す
 - 二、評議員 本會は會長の推薦により顧問を置く事を得
 - 三、代議員 本會は毎年一回總會を開く
 - 四、代議員 本會は毎年一回總會を開く
 - 五、代議員 本會は毎年一回總會を開く
- 第十五條 必要の場合には臨時總會を開くことあるべし
- 第十六條 但し本會總會は各町村青年會の役員及代議員集會するものとす
- 第十七條 本會の事業執行の便宜を圖る爲め事業區域を定

ひる事を得
第十四條 本會の經費は各種の補助寄附金及代議員會の決議により各町村青年會より之を支出す
第十五條 各町村青年會規則は本會に提出し會長の承認を

施行細則

第一章 役員に關する事項
第一條 代議員は各町村青年會一名宛とす
第二條 評議員は代議員の互選とす
第三條 代議員會に於て行ふ可き事項左の如し
一、本會の經費豫算の審議決算の承認
一、本會規則の改廢變更評議員の選舉
一、本會及各町村青年會の事業に關する談合
一、其他本會提出の議案審議
第四條 評議員會に於て行ふべき事項左の如し
一、代議員會に於て決定したる事項の執行に關する事項(後二項省略)
二ヶ條省略
第二章 職員及顧問に關する事項
第七條 幹事を中央幹事地方幹事に別ち中央幹事は本會中央の事務を地方幹事は當該地方の事務を處理するものとす

經るを要す
第十六條 本會規則は代議員三分の二以上出席したる會議によるにあらざれば改廢變更する事を得ず
但し再召集の會議による時は此の限にあらす

第八章 中央幹事は當分十名地方幹事は一町村一名宛
第九條 中央幹事は必要に應じ之を囑託し地方幹事各町村青年會役員の中に就き之を囑託するものとす
二ヶ條 省略
第三章 事業に關する事項
三ヶ條 第五項 省略
第十五條 本會の事業區域を定ること左の如し
第一地方部 大島、山吹、市田
第二地方部 座光寺、上郷、飯田、上飯田、松尾、關、伊賀良
第三地方部 山本、清内路、會地、伍和、智里
第四地方部 波合、根羽、豊、神原、且開
第五地方部 平岡、和田、八重河内、木澤、上村
第六地方部 大下條、富草、下條、泰草
第七地方部 三穗、下川路、竜丘、千代、龍江、上久堅、下久堅

第八地方部 喬木、神稻、河野、生田
第九地方部 大鹿、一圓
第十六條 各地方部に於ては當該區域内の青年會聯合して事業を執行する事を得
第十七條 前條の事業は當該區域内の地方幹事協議の上之を計劃し會長の承認を経て執行するものとす
第十八條 各地方支部は事業執行に就き特に規定を設くる

下伊那郡青年會の歴史過程

創立並自主化運動の概説
世界の大局は漸く産業資本主義時代を過程して、漸次帝國主義時代に入らんとしつゝある經濟情勢に、日本政府は歐米帝國主義の東洋に對する壓力を強く感ずるに至り、北清事變、日露の戦役に大勝したりといへども戦後の經營策は益々緊急重大問題であつた。
國家の堅實なる發展と皇運を扶翼し率らんには、町村の健全なる發達に基因するは言を俟たざる所、而して町村の健全なる發達は町村青年團の發達に期待する所大なるものなりと、内部文部の當局が種々と劃策し樹て地方青年團體の設立を奨励するに至つた。
明治四十三年十月下伊那郡長は小學校長會、町村長會に青年會の組織テーゼを指示して、町村青年會の設立と統一

事を得 但し會長の承認を經るを要す
第四章 會務に關する事項
第廿一條 會長は毎年本會經費豫算及決算を編成し役員會に附議するものとす
第廿三條 各町村青年會は年度の始に於て左記事項を本會に報告すべし
他五ヶ條 省略
に勉めた結果明治四十四年初頭に全郡に亘り組織を見るに至り、一方斯くして郡青年會の創設の途を講じ明治同年末其の調査を郡長より郡教育會に囑託し、教育會にて十五名の委員を擧げて調査に従事せしめ後會則を起草し郡長に答申し、郡長同年十一月各町村青年會代表者を招集し大多數を以て設立に決し、教育會提出の會則を少許修正可決した次いで全年十一月廿日郡青年會發會式を行ふ、全日迄に町村單位に組織せられた青年會三十余團體にして何れも加盟した。
創立當初の幹部組織及び事業
會長(郡長) 小西吉太郎 副長 古川竹次郎 郡視學
副會長 北原阿智之助(代議員)
評議員 竜丘 北澤清、生田松下喜太郎

飯田 清水福一、鼎村 福島文之助

上飯田 太田久太郎

一、八月十四日より七日間講習會於飯田小學校

團休と教育 文學博士 遠藤隆吉

二、四月廿八日 郡青年會役員臨時總會 於飯田小學校

研究事項

一、青年會が自營的に基本財産を造成する方法

二、郡内を共通して爲すべき各町村青年會の事業

三、本年度町村青年會の豫定せられたる事業

同日終りて講演會の次の如き講師にて開催

文學博士 村上專氏

豊橋師團陸軍少將 竹内武氏

歩兵大佐 兩角三郎氏

三、十二月十一日 郡農會主催(合同)にて講演會開催

安城町農林學校長 山崎延吉氏

創立當時の會則は少許修正したるのみにて大正十年迄繼續して居た。會長は本郡長任じ、副會長中一名は郡視學、他一名は評議員より選出した。評議員は各青年團代議員中より若干選出され正副會長と共に郡青の最高機關であつた後に至りて郡視學必ずしも副會長たらざるに至り、郡書記中より幹事二名任命し事務をとらしめた。

主要事業として、講演會、講師派遣、体育會にて、郡内青年會の連絡統一を圖り各町村に於ける青年會の監督指導

に當つてゐた。然るに組織徒らに大にして遠地の關係村は殆んど代議員總會に出席せざる状態に至り、會勢不振に達着して阿南の以南青年會と分離するが如き形勢に立至つた。然るに歐洲戰後我國の思潮は民主主義思想が風靡するに至り、此の時代思潮の影響は農村青年の刺戟する處となり幾星霜忍従と純朴の中に封建的思想を尊守して來た、積年の封建思想からの脱却であり、人間個性の解放であつた。眞實の社會人として生活を欲せんとするもの顯然の要求は民主主義思想であつた民主主義的潮流は我國の健全なる發展の爲め、總ての社會の進歩を障碍する舊來の弊習に對する抗爭であつた。政治的には總ての人民の國政參與の民主的解決を要求し、普通選舉の唱導之である。普選の運動は全國的に熱叫せしめるに至つた。

「此の民主主義の運動は青年團の改造運動と大正六年頃より發生し大正八、九年には全郡的に風靡した。所謂青年團の自主化運動と現はれて來た。此の自主化運動の本質と時代を除外して青年會の發達史は考へられない。自主的青年會の確立運動は從來の官製青年團への闘争であり、青年團發展過程の一大轉換期である。此問題の正しい認識なくして青年團を語る事は出来ない。一休自主的青年會の要求を正確に云へば何を意味するのだらうか、青年團を理解する爲めに分析せう、一言にしていへば、青年の民主主義的要求獲得の運動に外ならないのである。今此處に改めて

説く迄もなく、民主主義(正確に云へばブルジョア民主主義)とは次の様な要求の事を云ふ。

一、徹底的民主的普通選舉制選舉權の擴張と干渉抑壓の廢止

二、專政的抑壓諸法令の××

三、言論集會出版結社の自由

四、學校其他教育機關の獨立と研究の自由

五、民衆の經濟的及び政治的要求の民主的解決

等である。青年會は「社會的活動の實踐と結合して青年の研究教化を行ふ」爲の團體であるから、此民主的要求を青年會に註釋すれば一々の様な要求となる

一、會員の構成は青年のみによる事

二、自由的に會の經營一切を處理する事

三、青年會に對する官僚的支配の廢止と活動の自主獨立

四、青年教育機關經營(補習學校等)への參與生徒の意見の尊重

五、各種の教化的事業の自主的活動、一般的社會的活動として

イ、一般人民大衆の經濟的・政治的利益の擁護(電灯料値下運動の如き對外社會運動)

ロ、普選其他民主的政治的運動への應援並參加

右の様に規定しても誤りはないであらう」
其處で自主的青年會確立運動は「青年團は青年の青年會

たらしめよ」と喬木、千代、伊賀良、鼎、の青年層の間から叫ばれる様になり、從來青年團の支配構成たる會長顧問の名稱の下に事實上青年會を支配してゐた、村長校長の羈絆から脱出せんとする民主的要求の運動にその端を發してゐるのである。この自主的青年會運動の要求は當時の社會に一大衝動を與へ、且つ既成概念に對する闘争であり、熾烈なる意志が其處に猛烈に作用したのである事は、今日想像も及ばない事である(吾が千代村では大正七、八年が最高潮であつた)

青年團の自主自治運動は漸次濃厚に擴大し、大正九年頃より愈々熾烈を加へ大正十年一月の郡青年會代議員會は喬木、伊賀良、鼎の代議員諸氏を中心に活躍し遂に、會長以下役員全部代議員中より選出する事に會則變更を斷行決議を爲すに至つた。二月の第二回代議員會は役員組織の選舉を施行した、齋藤誠逸氏を會長に林英氏副會長に選ばれ、伊賀良、鼎、喬木、下久堅の代議員諸氏が評議員に當選した。然るに此の結果は、その劃期的進出を快としない一般大衆の反對に遭遇し、郡會に於いては郡青年會補助金を減額せんと意向に、又一方には竜丘村青年會中心に會員年齢低下の提唱及び運動に出で遂に收拾すべからずの事態に至り此處に於いて代議員會の狼狽甚しく、緊急總會を招集し會長以下評議員並郡青年會全代議員の總辭職となつた。依つて各村青年會は再び代議員を選出して郡青執行機關の再組

織編成なす可く、二月新代議員參集して新役員を選挙した

會長 飯田 澤柳紀作 副會長 伊賀良 伊藤高一郎

評議員 淵 松島薫 下久堅 三石榮

生田 松下尙道 座光寺 三村眞一

竜丘 岡村二一

以上の如く編成したのが第一次郡青年會自主化確立の第一回代議員會であつた。尙年齢制限問題は竜丘青年會主唱の下に千代、龍江、三穂、下久堅、川路青年會と共に同日郡青年會年齢廿五才統一案を提出し、大正十一年一月一日より實施すべく可決した。

x

x

郡青年會は大正十三年度に入つて下伊那郡の思想運動の中樞として、自由青年聯盟と共に思想の大潮流の尖端に立つてゐた。青年の民主主義的實踐運動は再び郡青の改革案が提出されるに至り、自主的な役員組織は民主的な委員制に依つてのみ青年大衆の意欲がより良く實踐化されるものなりとなし、組織も第七支部に分割して統制する制度となし、教育、調査、体育、記録、會計部の五専門部制とし、常任委員は代議員より七名、各支部より一名宛選出することに決定した。第一次常任委員長に北原理一氏であり、常任委員に北原龜二、今村邦夫、羽生三七、下岡昌人、宮島義治、田中茂等の諸氏就任した、本年普選促進貴族内閣倒閣運動の大示威運動から、縣聯青研究大會に「自主的青年

長過程の社會的環境を異にするために意識的疎隔があり過ぎるから年長者支配の弊に陥り、青年の進歩的條件を壓殺する事になるからである。かく年齢の確實なる制限に依つて老人閣の支配から先づ第一に脱せねばならぬ。更に青年團はこの自主的組織に於て青年團自身の支配下に會自身を統制して行く事が絶対的必要である、何故ならば此の組織に於てこそ官僚軍閥の支配から脱して青年團の本質を生かし純正なる修養の本道に立返り得る正當なる活動に入得るからである。

二、目的

青年團の掲ぐる「修養」とは何を指示するか、青年團が社會的團體として存在するものである限りに於て青年團の團體的目標は當然社會的立場に於ける社會全体を中心とした社會的目標でなくてはならない。

此の意味に於て「修養」とは即ち社會的本質的目的たり得るか決して「修養」即ち目的ではあり得ない、即ち社會的目的を具体化し遂行する爲の手段であり豫備行動である何故ならば人類の社會生活に於て其構成單位たる各個人が個々別に内面的に（例へば智識人格、感情）訓練陶冶される事が社會進化の原因であり有機的社會体に織込まれてゐる人類の福祉を増進するものでありと考へるならばそれは誤りである、斯く考へる事が根本的誤謬である此の事實は「各個々人別に異つた個々人の意欲は決して社會は進化

團の確立すべき方策如何」を上げ下伊那代表は階級闘争と社會状態を述べて満場の代表者に驚異を與へた。自由青年聯盟の活躍と秘密結社事件の突發事件は、青年大衆に軍人分會の威壓的態度に發動したれば益々青年層と對立するに至り、大正十四年には悉く、その活動は反射的に對立激化して行くに至り特に反軍事教育反對運動に依つて極端に達した、翌大正十五年には急進派の態度に面白からざる脱退村上郷、下飯出、泰阜、竜丘の四ヶ村は所謂保守派聯合青年會を組織して對立するに至り、各々對立激化は聲明書を發表致して態度を闡明して進んだ。（三月六日）

下伊那郡青年會聲明書

由來青年會は本質的に自主的組織自主的内容を持つたものでなくてはならない、斯くて青年團は持つ本來の必然的使命とは何か掲ぐる「修養」と云ふ手段は此の歴史的本來の必然的使命遂行の爲に如何なるべきか、此處に吾が下伊那郡青年會は最も自主的であり、本質的使命の遂行に努力しつゝある確信の下に、吾が立場を明かにし之を縣下各郡市町村青年團に聲明す

一組織青年團は其の組織實質に於て年齢の制限を附することを絶対に必要とする（例へば小學校卒業年齢十五、六歳から廿五歳迄）或は卅歳迄何故ならば社會的目標を掲ぐる修養團體である青年團に於て同一團體に組織されてゐたる各分子の年齢が無制限であり其の差が余りにあつては生を促進し人類の幸福を進展せしめたものではなかつた、即ち物質的經濟的な社會環境が常に例外なく人類の意識的政治的徳的一切の生活過程を條件づけた「事が歴史の考察に依つて判明する此處に於て社會的目標とは意識的にしろ社會民衆の社會欲求を正常化し其社會的欲求の實現其ものである、即ち人類社會生活の進化と合理化換言すれば人類の相互依存共存同榮の福祉の増進最大多數の最大幸福を希求することである。茲に於て青年團の掲ぐる社會的目標とは此れであり、此の目的の下に修養が存し各個人を社會人として完全な社會人たらしめる事にある。

三、青年の本質的使命

人類社會生活の歴史的進化過程は「青年は社會進化の先驅者であり原動力であり、能動的要素であり、人類生活の根底であり經濟生活の支持者であつた」一事を示してゐる。

青年はあらゆる時代あらゆる社會に於て歴史を創造する力であつた、此の意味で青年が持つ自然的純真と正確と正義的情熱と創造的進展慾は現代社會に於ける一切の不合理なるもの不法なるもの非社會的なるもの非科學的なるもの一切の社會狀態社會現象を研究し嚴格な検討を加へ、より合法的合理的な次代社會の建設者たらんには置かない、不合理とは何か社會制度或は傳統的既存意識それ等一切を科學的に正確に解剖する事に依つて、本來の歴史的な必然的使命を知り得、不合理を摘發し未來への進化過程を知り得

社會改造の第一線に立つて積極的行動に出るべきである、此れ實に青年の歴史的使命である事の結論を見出す。

四、修養

修養の目的は前述の如くである、修養の結果に於て各個人が社會的に深化し合理化することを發見し其處に社會的欲求が生じる、我々吾々は如何なる修養方法が最も正確であるか、吾々の修養方法は絶對的に科學的でなくてはならない、科學的研究方法に依つてより正確な結果を見出さなくてはならない、科學、それは人類の到達し得た文化の最高頂であるからである。既成の道德宗教、哲學藝術、政治、經濟一切の制度或は現象は自然科學社會科學の科學的檢討の明鏡に照らされ其の鋭利なるメスに依つて裁斷され明るみへ出される、其處から抽出される結論が、過去及び現在の明確な姿態を指示し之に依つて正確な意識を保持し得、更に與へられた歴史的使命に依つて未來の積極的行動に入る事が出来る。

之より先に吾々は先づ第一に必要とする處は研究、批判檢討の自由を獲得しなければならぬ事である。之が第一條件である之に對する國家權力の取締法規とが低弱する場合は吾々に先づ第一に當面する直接の困難なる、然も大いなる矛盾である、此は如何なるべきかは既に明瞭なる事であらう。

五、青年（或は青年團）が社會運動

しない、何故ならば未丁年者なるが故に「政治即生活」に直面してゐないかと言ふに決してそうでないからである。

さて最後の問題は吾々は如何にして自主的青年會を擁護し發展せしめるか、經濟的基礎を作るべきかの問題である法規或は反動宣傳に依り、青年團の自由研究檢討の範圍がますます縮小されもし其處に大なる自由權拘束にあひ、官僚軍閥其他の保守退嬰の反動分子の支配する處となり、自由權は侵害されそれ等の偽稱的指導の下に軍國主義の鼓吹あるひは傳統的意識を中心とした、教育訓練を施される如くに到れば最早完全に彼等に奪取された事であり、其處には既に自主的青年會の面影はないわけである、吾々はかくなさざらんが爲に最善の努力を続けねばならぬ。

今一つ自主的青年會のもつとも必要とするところは、經濟的基礎を確立しなければならぬ事である、國家あるひは府縣が一部特殊な階級の子弟を教育する爲に高等學校に莫大なる出費をしてゐるこれは、決して天才教育ではなく彼等は彼等の爲めに教育を受けんためである。然るに一般青年大衆はその圏外に置かれてゐる、この關係を觀れば青年團の青年教育費は多數民衆の子弟を教育する重要性から見ても、當然之は國家あるひは地方自治体の支辯すべきものであらう、兎に角吾々はあらゆる方面に於て自主的青年會を擁護すると共に、其發展を計りその外部官僚青年團をして青年團の本質的立場に歸屬せしむべく努力し、自主的

政治運動を行ふ事の可否

青年團は修養團體である、然り青年團體である、修養の何者たるかは既に前述した青年は社會進化の原動力である、然り能動的要素である、かゝる場合以上の意味からして青年が社會運動、政治運動を行ふ事の可なることは自明の理である、未丁年者なるが故に不可なる法規上の制限は何等論理的證據がない、何故ならば青年團が純自主的組織を持ちあらゆる地域、過去、現在、未來一切の社會問題に對する研究の自由權を持たしめ常に嚴正公平に批判檢討をなし良く修養につとめ科學的に正確なる指導を得よく智的修養に務め團體的に統制され、訓練されつゝ、其等の結論から得らるゝ正確な信念の下に、合理的社會運動、政治的運動を行ふことに何等の不合理も障礙もあり得ない、實際的、社會運動、政治運動それ自身体験の修養である。

國家權力の發動それ自身、政治形態或は社會制度、經濟組織及び其等から起る一切の社會現象はことごとくこれ一般社會民衆の即生活であり、直面的有機關係に立つてゐるかゝるが故に青年の當然行ふべき政治運動も、社會運動も民衆社會生活の現實に即した現實の絶對的必要から叫ばれ行はれる生活それ自身である、現實を否定する理想はあり得ない、先ず吾々が現實を如何にすべきかに當面して居るかぎり青年が社會運動を行ふ場合「政治即生活」であるかぎり於て、未丁年者が参加する事の不可なる論理は成立

青年團の基礎條件の確立につとめかくて青年團の歴史的なる本質的使命の遂行に努力しその本領を發揮すべきである同時に郡青年會テーゼを發生して、郡青年大衆の進む可き進路を明確にした。（會史大正十五年迄参照）

社會情勢の急激なる進歩と第一次普選の施行は全郡青年大衆を熱叫せしめた。それは昭和三年二月の總選舉で、此の時郡青年會は本多實太郎氏常任委員長として、鷺見京一、小原喜一、島岡己勝、嵯峨座久男諸氏常任委員として、二月の全郡青年大會には青年の政治的要求「青年選舉權の獲得から、言論集會出版結社の自由獲得」其他の數ヶ條を可決して、青年の意氣を峽谷天下に普く宣揚した。此の選舉闘争には郡青側も聯青側も最大なる精力を集中した。然し兩者の行動にあき足らないものは既に單獨會した、然し聯青内に於いても郡青内に於いても、社會情勢の階級的尖鋭化は組織改革の聲が漸次濃厚になり單一結成の機運が兩者の間に進捗し、四月九日第一回合同協議會が聯青側と持たれる情勢に進み、此は未加盟村合計廿七ヶ村集合し合同決定をなした。五月六日には一切の準備活動なりて單一下伊那郡青年會結成大會を若松座に於いて舉行した。然し五月十三日の合同第一回代議員會に於いて舊聯青側の吉澤愛助氏の緊急動議の結成大會の裏切的行動に端を發して俄然

猛烈なる大激論と成り、山吹の、高野氏の「此の際郡青を解散して再度出發すべし」の動議の提出となり、満場採決の結果絶對多數にて可決、遂に祝福すべき單一結成後第一回代議員會に於いて、四十四年創立以來十六年の歴史を殘

大正十年度

役員組織

會長 澤柳紀作 副會長 伊藤高一郎
評議員 伊藤高一郎 澤柳紀作 松島薫 三石榮
岡村二一 三村貞一 松下尙道
加盟町村數 一町三三ヶ村 總會員數七三九〇人
總負擔金額 三〇四二二〇
一月廿八日 代議員會
1、下伊那郡青年會々則修正協議
2、大正十年度郡青年會に關する打合の件
二月廿二日緊急總會
下伊那郡青年會幹部總辭職
二月廿三日新代議員會通知
下伊那郡青年會長代理林英氏に依り新たに選出されたる代議員より成る代議員會を來る廿六日に開催

して下伊那郡青年會解散に決して代議員諸氏は再度單一郡青結成を胸に堅く抱いて悲壯なる態で會場を退場した。以上が第一次下伊那郡青年會の變遷過程である。

會長其の他の役員選舉を爲すべき通知あり

二月廿六日 郡青年會新代議員會

廿六名出席廿五才以下は十三名なり

1、本會問題に關する委員會開催 委員十二名

協議事項

各町村青年會は小學校卒業より廿五才迄の青年を以つて組織する事、右協議は遅くも十一年一月一日より實行したき事

2、役員選舉 イ、評議員七名選出 ロ、正副會長選舉

三月十三日 評議員會

1、議事細則決定 一二三ヶ條

2、十年度豫算案決定

中央部(飯田)より其村青年會の事務所又は中心地迄の距離に依り等位を定め比例に依り負擔額を決定なす事。

3、十年度事業方針

イ、郡青主催雄辯大會 年二回

ロ、各町村青年會が講演會開催の爲の講師等斡旋をなす事。

ハ、講演會及運動の獎勵に就きては其の地方へ最寄りの青年會も合同して會合するべく又其れに對する講師の謝禮等は郡青年會にて負擔する事。

ニ、其他事業豫定は評議員會にて

4、郡青年會と各町村青年會の連絡

イ、將來の各町村青年會の爲準代議員の選出。

ロ、各町村青年會の事業豫定、豫算、役員其他の報告。

ハ、協同發達を期する目的に叶ふ件に就きて實行する事。

四月十七日 代議員會

1、會則修正。

2、青年團指導上の懇談、研究會の開催等の議決。

3、修養上の諸事業計劃提案。

五月十六日 郡立圖書館設立運動。

下伊那郡青年會長より各町村青年會長宛主旨の書面を配布盡力方依頼あり。

六月廿六日 代議員會

1、顧問推薦の件 郡視學を顧問に推薦に決定。

2、天龍公論の件

天龍公論を郡青年會の機關誌の如くす依つて青年諸君の投稿を又青年會は諸般の報告を掲載する事に利用する事

3、下伊那郡立圖書館設立に關する件

イ、現在迄の経過報告
ロ、具体案の一部を變更、其目的の爲に實行に着手する事。

ハ、實行委員七名(評議員)を擧ぐ。

ニ、目的達成の爲には寄附金の募集に依る。

ホ、寄附金の募集は郡外郡内の兩方面より郡内は各町村青年會にて、郡外は實行委員擔當す。

十二月一日 代議員會

1、縣聯合青年團の件

長野縣聯合青年團を脱退に決議せる十一月廿三日青年會
1當日の臨時總會を承認し左の決議文及理由書を起草満場一致可決す。

2、南信各郡聯合青年團聯合協議會の件

下伊那郡青年會の主義主張に共鳴する南信に於ける有志郡聯合青年團と協同的研究及青年團の向上發達を計る爲右聯合協議會開催の件を可決、其の會合に代表者一名を派遣する事。

代表者 會長

3、天龍公論の件。

イ、大体に於て現状維持講讀者擴張。

ロ、天龍公論主幹薩澤氏に郡青年會の事務上の一部を分掌してもらふ代りに購読料の集金等は各町村青年會に於て極力骨を折る事。
 4、圖書館設立に關する件。具体的方策として

イ、大正十一年十二月卅日を以て締切り其の間先分資金の調達に盡力し集められたる資金にて設立する事。
 ロ、圖書館は飯田に建築し圖書は巡迴文庫として各町村

大正十一年度

會長 平澤 桂二 副會長 須山 賢逸
 評議員 代田 保雄 宮下 操 佐々木 久一
 三石 榮 横前 周 (辭任) 後任
 林國男 岡村二一 福島國雄
 加盟町村數 一町二十ヶ村 會員數 六、七九九名
 總負擔金額 四二二圓〇八錢
 一ヶ村代議員數 一名
 二月五日 代議員會
 1、圖書館問題 昨年の意志繼續
 2、天龍公論社を鼎村に新設す。

へ巡廻せしむ。
 ハ、各町村の文庫も出来る限り委員管理或は寄附等にて活用せしむる事。
 5、年齢問題に關する件の照會。
 左の形式を以つて至急御報告を
 1、貴會大正十年度の年齢限度。
 ロ、明年度(大正十一年)の年齢限度の豫定。
 ハ、明年廿五歳制限を決定せるや否や。

二月廿一日 代議員會

1、圖書館設立委員決定 正副會長 評議員
 2、部會設立 地勢的に考慮し數ヶ村の連絡の爲。
 三月十九日 代議員會
 1、議會提出への宣言決議に基く實行委員の経過報告。
 2、郡青年運動會全廢、會員個人を單位とする競技會開催に變更。
 四月六日 於 南信安曇郡豊科町 公會堂
 長野縣下青年協議會

1、青年團の本質及眞使命如何。
 2、青年團費地方自治体支辨問題。
 八月十四日 代議員會

1、圖書館問題 寄附金募集を各村とも十月にて終る事
 2、事務所、壯年團、天龍公論、本會共同の事務所兼俱樂部は都合上新築見合せとなる。
 十月七日 代議員會

1、縣聯合青年會に就て
 幾分當郡南安諏訪の青年會に近付きつゝあり、又縣社會課より代議員の年齢制限等を條件として入會勧誘し來たれるが從來の關係上同一行動を取り來たれる前記二郡青年會と三團体の聯合したる會合に依りて態度を決定する事に決す。
 十一月七日 代議員會

大正十二年度

會長 須山 賢逸 副會長 今村 經文
 評議員 北原 理一 下岡 昌人 代田 保雄
 田桐 重明 今村 經文 楯 富晴
 吉澤 榮一

縣聯合代議員 田桐 重明 今村 經文
 加盟町村數 一町卅二ヶ村 會員數六二〇五名
 總負擔額 八〇〇圓
 備考 副會長岡村二二氏は二月失格につき今村氏就任す

1、圖書館に就て
 寄附金募集に各村とも努力せしが時宜に適せず思はしからざる爲青年會としては一時中止す。
 2、天龍公論に就て
 各村とも熟考すべき事
 十一月七日 伊那電々力需要家組合創立委員及賛成人協議事項報告。

1、決定事項
 各村とも一齊に青年會を中心として活動を開始し一舉に全郡下需要家を加せしむる様努力する事。
 2、創立總會を來十七日午後一時より姫城ホテルにて開催する事。
 3、加盟人募集困難の町村へは創立委員發起人相互に於て應援すること。

大正十三年度

常任委員長 北原理一
 常任委員 北原理一 北原龜二
 今村邦夫 宮島義治 片桐久男
 羽生三七 下岡昌人 鹽澤治雄
 長谷部鑑 原清 田中茂

中島 殿 池田 中 坂卷清二郎
 縣聯青代議員 下岡昌人 原清
 加盟町村數 一町三十二ヶ村 會員數五三五四名
 總負擔額 一〇〇六圓九六錢

大正十四年度

常任委員長 北原龜二
 常任委員 北原龜二 宮島義治
 木下幸一 牧田正矩 吉澤生七
 河井芳穂 牧野元一 井原勝造

長谷部鑑 佐々木虎雄 大藏 馨
 縣聯青代議員 宮島義治 長谷部鑑
 加盟町村數 一町二九ヶ村 會員數 四三九九名
 總負擔金額 七〇五圓六〇錢

大正十五年度

常任委員長 小平保
 常任委員 小平保 長谷部鑑 吉澤生七
 羽生武 大原總彦 塩澤奴人
 大藏馨 井口五郎 宮島義治

佐々木虎男 島岡米藏
 縣聯青代議員 吉澤生七 本多實太郎
 加盟町村數 一町二三ヶ村 會員數 三、四九二名
 總負擔額 五五八圓五三錢

昭和二年度

常任委員長 本多實太郎
 常任委員 本多實太郎 松尾子孔 吉澤生七
 北澤元夫 高野澄男 松井政茂
 小原喜一 丸山昌壽 島岡米男
 他二名

加盟町村數 一町一八ヶ村 會員數二、七六五名
 五月十三日 全下伊那青年會第一回代議員會出席村二三ヶ村。
 綱領修正、會員除名案等で議論沸騰し追に合同大會後一週間に於て解散に達した。

第一次 郡青年會々則

下伊那郡青年會々則

(大正十二年制定)

第一章 名稱
 本會は下伊那郡青年會と稱す
 第二章 目的
 本會は青年團の協同を圖り本會綱領の貫徹せしむるを以つて目的とす

第三章 組織

本會は郡内各町村青年會を以つて組織す 但し町村事情によりては部落青年會加盟する事を得
 一、機關左の如し

イ、大會 大會は代議員會又は常任委員の必要と認めたる時に開催し本會の根本方針綱領を討議す
 ロ、代議員會 代議員會は代議員及び常任委員を以つて

二、役員 左の役員を置く

イ、常任委員長 常任委員會を統括す
 ロ、常任委員 毎年始代議員會に於いて一般會員中より若干名各支部より一名宛を選舉し左の各部署を分掌す
 庶務部(通信記録會計) 調査部、教育部、運動部

ハ、各役員任期は一ケ年とす 但し再選を妨げず
 三、代議員 各加盟町村を以つて選挙区とし本會施行細則に依り定められたる定員を選出す
 代議員は各町村青年會の代表として一切の責任を負ふ

四、支部
 一、目的 本會の事業を徹底せしむる爲加盟町村を地域に分割して支部とす

第一支部 第二支部 第三支部
 第四支部 第五支部 第六支部

ロ、組織 支部役員及支部規約は各支部に於いて定め常任委員會の承認を経るものとす
 ハ、經費 經費各加盟町村の負擔とす
 ニ、其他 事業の遂行上必要と認めたる場合は支部聯合會を開く事を得

第四章 事業
 本會は目的を達する爲に左記の各部門を置き必要なる諸業

を行ふ
 一、教育部 二、調査部 三、運動部
 第五章 經費
 本會經費は會費、寄附金、補助金を以つて之れに充つ、本會に加盟せる青年會の代議員會に於いて決定せる金額を負擔す
 本會の決算は毎年代議員會の承認を経る事を要す

第六章 雜則
 本會は本則施行のため代議員會の決議を経て別に細則又は申合せを定むる事を得
 本會則は代議員會に於いて定員の三分の二以上の同意を経るに非ざれば變更する事を得ず

議事細則
 代議員會は定員半數以上の出席に依りて開催し得るものとす
 代議員會の決議は出席員の過半數の賛成に依りて決定す

第二次 郡 年 青 會

二月十一日 飯小講堂で中央部青年聯盟創立。
 二月××日 西部地方聯合青年會創立。

月 日 北部 不明
 三月十七日 龍江小學校にて中部青年會創立。

五月四日 單一下伊那郡青結成大會が、北部、中央部、西部聯合にて創立さる。

昭和五年度

一月廿三日 中部青年會郡青年會に加盟す。
 常任委員長 座光寺久男
 常任委員 内田 博史 市村 保人 松島 尙
 松島 慰介 田端 齊 上沼 進
 中塚 嘉
 各支部選出各専門部員
 教育部 寺澤 勳 宮澤 重夫 熊谷 勝海
 坂卷 政美
 体育部 倉田 貫一 竹村 與平 田中 稻麿
 塩澤 榮三
 支部長 北部 上沼 進 西部 熊谷 勝海
 中央部 宮澤 重夫 中部 田端 齊
 縣代議員 吉澤 平吉 寺澤 勳
 豫算額 五〇八圓一〇錢
 二月九日 研究大會 於飯田商業學校講堂

昭和六年度

議題左記の如し
 第一類 農村青年の教養方法如何 中央部提出
 青年教養の必要なる條件を究明し之が獲得方法如何 西部支部提出
 第二類 青年會として政治運動に對する範圍如何 北部支部提出
 第三類 現行選挙法を討議し而て青年の覺悟に及ぶ 西部支部提出
 現在の政界に鑑み青年は如何なる態度に出すべきか 中央部支部提出
 選挙に對する方策如何 中部支部提出
 第四類 青年訓練所の存在問題に就て 郡青教育部提出
 他省略

常任委員長 寺澤 勳
常任委員 濱島 惣一 林 富一 塚田 勇
久保田賢二 伊原 清美 大藏 徳
吉澤 平吉

各支部選出各専門部委員

教育部 上沼 善夫 下井 孫七 清水 又市
熊谷 眞一

体育部

古橋 四郎 松島 慰介 關島 龍雄
米澤 尊人

縣聯青代議員

吉澤 平吉 座光寺久男

支部長

北部 宮島 元 中央部 奥村 卓美
中部 林 武司 西部 熊谷 眞一

豫算總額 三三六圓也

三月十四、五日 長野縣聯青第十四回研究大會執行委員長
坂井喜夫。

提出議題に對し夫々大會の討議結果の意思表示を決せり
依而意志表示決議事項左記の如し。

一、現在の社會情勢に鑑み補習教育を如何に改善すべき
か。

本研究大會は補習教育改善問題に關して左の通り意志
表示す。

現在の社會情勢に鑑み補習教育改善の第一條件は補習
教育の自主化である。即ち現在の補習教育の延長にし

て義務教育偏重論者によりて蹂躪せられ、實際農村又
は小都市の將來を背負つて立つべき青年教育機關とし
ての機能を充分發揮して居ない。

吾等は實業補習學校教育によつて青年の社會事象に對
する批判と認識を盲目ならしむるものを絶對的に排除
し更に進んで教師及科目撰擇の自由を獲得して眞の自
主的なる青年教育機關を建設しなければならぬ。

二、長野縣青年團の當面執るべき態度如何

1、青年團の自主化運動は現在の社會情勢から見て當然
行ふ可きである。内面的には縣下各町村構成分子の意
識の高揚を計ると同時に、外面的には全國の青年大衆
の自覺を促し徹底的自主化を圖らねばならない。

2、電氣料値下運動は現在の經濟狀態から見て吾々青年
團の當然行ふべきである以上、全縣下青年の奮起を待
つて統一ある運動を行はねばならない。

三、自主的的青年團確立の具体的方策如何。

四、階級青年團組織を如何にして確立すべきか。
本縣青年團の指導方針に基く社會進化の歴史的使命を
果たすべき役割を負ふ所の吾々青年團は社會情勢の急激
なる發展段階に有つては此社會進化の過程を明確に認
識すると同時に之が使命を遂行すべく邁進しなければ
ならない。然して縣下各青年團より選出されたる議員
よりなる本日の我長野縣研究大會は第三、四問題たる

吾々青年團の今後の進むべき道を決せり。現在の青年

團は支配階級の完全なる隷下にある故に、これ等の内
に存在する意識分子をより意識付けると同時に更に、
／＼反動的對立勢力を根本的に排撃して吾々青年團は
自主並に階級的意識の下に、より以上積極的に邁進し
なければならぬ。

五、經濟不況に當面し地方の各種團體の存在と活動の社
會的意義如何

農會、婦人會、在郷軍人會、教育會、修養團、希望
社等々は資本家地主の手先となつて、資本主義社會組
織の欠陥を陰蔽し不満を抱く一般民衆を麻痺せんとす
るの魂膽以外の何物をも持たない。

かゝる團體の存在は社會に害毒を流すとも決して益す
る物ではない。故に我々はかゝる機關の徹底的な清算
こそ當然なる重要問題であると思ふ。吾々はかゝる見
地から資本家的組織に忠實なる各種團體を清算し眞に
民衆自身の叫びを代表出来る團體の組織確立を期せん
とす。

六、現經濟恐慌に際し青年は如何に動向すべきか。

七、現段階に於ける青年運動の意識と組織を明かにせんと
す。

右二題に關しては縣聯青が去る九月十五日附に發表せ
る、恐慌と青年團に關する通牒を、正しと認め更にそ

八、議會の現状に對する批判

の積極的具体化を期すべきとす。
我々は今日の議會に對して次の如き意見表示す。現
在の議會は民主主義的幻想を持つものにして資本家地
主の執行機關たる政府の從屬機關に過ぎず、然かも今
日議會の權威と能力は益々失墜し然して一般民衆の利
害關係に關しては無力を表示するに止まり政權爭奪の
醜惡場に過ぎず之我々が議會に對して絶對的信頼を有
せざる原因なり。我々は既成政黨の淨化により民衆の
生活が救はれ、反動的民主主義幻惑に依つて青年大衆
の要求を偽購せんとせる意圖を排せざるを得ず。然乍
ら今は我々は自己の組織からして亦當面の條件からし
て要求とし十八才以上の男女青年に選舉權被選舉權と
政治的自由獲得する事に依つて政治的自由獲得する事
に依つて政治的改革の烽火を擧げん事を期すものな
り。

九、動議ブルジョアスポーツ排撃の件

現在のスポーツに對して本研究大會は左の通り意志
表示す。

現在行はれつゝ有るスポーツ、夫れは現實資本主義經
濟組織の矛盾を陰蔽し、青年大衆の意識化と窮乏によ
る大衆運動を偽購せんとする一手段として利用され
るものにして、幾多の欠陥と政治的利用の下に眞のス

ボーリングを没却したるものなり。故に我々は斯るブルジョアのスポーツを根本的に排撃して眞に我々青年大衆の生活に即したるスポーツ確立せん。如上意志に依り長野縣聯合青年團が現在行ひつゝ有るが如き体育大會は廢止すべきものなり。

- 一〇、議員選舉權獲得に關する決議の件
- 1、現客觀情勢に照らし青年の政治的權利獲得は云議する迄もなし、依つて此の政治的自由權利獲得の爲に飽く迄奮事を期す。
 - 2、青年選舉權被選舉權年齢十八才に低下する事。
 - 3、然して右方法として青年團員丁年以上を以つて青年選舉權被選舉權獲得期同盟を組織す。
- 決議

昭和七年度

常任委員長 奥村 卓美 副 濱島 惣一
 常任委員 下井 孫七 神谷 敏臣 大藏 徳
 久保田賢二 岩村金次郎 上沼 五郎
 各支部選出各専門部員
 教育部 上沼 善夫 中島 和一 關島 龍夫
 水上 信夫

本研究大會は衆議院議員選舉權年齢を男女青年滿十八才迄に低下せん事を要求し、更に五九醜惡議會の即時解散を要求す。

三月十五日 長野縣聯合青年團研究大會
 七月十三日 第四回代議員會 於百十七ビル
 執行部總辭職に依り總改選を爲す。
 公選 奥村卓美 羽入宗一 濱島惣一 吉澤牛吉
 後四名支部選出 中部選出 後藤勝郎 他省略
 十一月十四日より三日間 巡回講演會開催。
 講師 法學士 辯護士 布施辰治
 演題 非常時社會に於ける青年の覺悟
 開催地 千代、山本、伍和、川路、上久堅、飯田、座光寺、市田、大島

体育部 宮下 利夫 關島 利夫 今村 三郎
 唐澤 正一
 縣聯青代議員 濱島 惣一 大倉 徳
 支部長 北部 三石 林二 中部 清水 又市
 西部 井原 重治 南部 石原 秀義
 豫算總額 二五〇圓

七月十二日 第四回代議員會 於百十七ビル

中央部青年會より「郡青改造案」が提出され否決に至るや、伊賀良、上郷、松尾、上飯田、四ヶ村脱退を聲明して退場する。
 郡青は、郡青組織を破壊するものとして除名に決す。尙除名に對する聲明書發表す。
 十一月廿五日 第五回代議員會 於文星堂ホール
 郡青の行動を如何にすべきかを議し、追ひ解散に決す。
 斯て第二次第一郡青は創立四ヶ年にして華々しい活動の業跡を遺して解散するに及んだ。

・おことはり。

豫告の郡青並中青の記録は最初の豫定より百頁増加の四百頁と會史の全体が成る爲に必然に費用の増加に至り萬止得ず郡青並中青の記録を涙を飲んで原稿を削り、以上の如き骨抜きに訂正するに至つた事をお諒承願ひたい。然し郡青、中青の活動の概要は本會史本文中に記載しあるに上りそれにて識られたし。御期待の諸賢に多謝する處であります。(原稿を削り終へて一編者より)

中部青年會年譜

緒言

昭和三年下伊那郡青年大衆は、下伊那郡青年會と下伊那聯合青年會と二箇組織を以つて併立してゐた。然共、急激な社會情勢の階級闘争の進展は青年大衆團體の合同の機運に迄到達せしめるに至り、單一下伊那青年會の組織準備に到着し、同年五月十三日創立大會を舉行するに至つた。然し、綱領審議の問題にて俄然紛擾を來し惜むらく解散の悲運に至つた。

x

當地區に於ける支部青年會は第五支部青年會と稱して居たが、郡青解散と同時に解体された。然共、青年團の社會的發展は大同團結を欲し、昭和四年一月千代青年會主唱の下に郡中部地方の地域的結合組織を計る可く準備會を設置し、同年三月十七日創立大會を舉行して中部青年會と稱するに至つた。以來地域的青年會として青年團の發展助成の爲め努力した記録である。

x

昭和四年度

常任委員長 松島 幹男(龍江)
 常任委員(一般選出) 奥村信(龍江) 松島尙(千代)
 牧内彦治(川路) 林保(三穗)(各村代表)
 川井邦(三穗) 田畑清(川路) 藤本富(龍江)

昭和五年度

常任委員長 田畑 齊
 庶務部 小木曾伊佐男 清水 又市
 教育部 松島 尙 林 三郎

昭和六年度

役員組織 常任委員長 林 武司
 庶務部 大平 重夫
 會計部 福島 春次
 教育部 後藤 勝郎 林 富一

昭和七年度

役員組織 常任委員長 清水 又市
 教育部 岩村金治郎 關島 龍夫

會計部 市瀨 定茂
 記録部 林 武夫

役員組織 常任委員長 牧内 一之

教育部 清水 米男 市瀨 定茂
 調査部 村松幸一郎 鹽澤 次
 体育部 大淵 建吉 後藤 眞志
 記録部 今村 三郎
 會計部 牧内 忠男

豫算總額 三四圓四〇錢也

中青調査部活動記録

各地域的に結合せられた地方聯合青年會の郡青解消後の動向、今後の方針の調査左の各項に亘り調査を爲す。

- A、組織と機關並事業計劃。
 - B、執行部としての教養方針。
 - C、郡青再建に對しての見解如何。
 - D、産組青年に對する見解及態度
- 三月六日 中央部青年會調査
 A項、参加村一町三ヶ村―伊賀良、上飯田、上郷、松尾
 會員約一千名。代議員各町村六名宛

林茂男(千代)

豫算總額 百二十八圓六十五錢也

九月二十六日 第四回代議員會 於龍江小學校

1、上久堅堂平青年會加盟の件

体育部 古田 芳一 竹下 晴雄
 調査部 坂巻 政美 林 武司
 豫算總額 一五三圓二〇錢

調査部 林 武夫 北澤 榮
 体育部 古田 芳一 古川 金人
 豫算總額 八八圓四〇錢也

体育部 伊坪 靜香 今村 三郎
 調査部 森山 充 關島 卓

豫算總額 三〇圓九二錢也

執行機關 組織省略 八名にて組織。

豫算總額 一五一圓 各村平等割。

B項、綜合組織の大同團結であるから、教養を第一義として行きたい。其組織から見て實踐運動を期待することは無理である。然し實踐運動を否定するものではない。

純真なる青年の最も自由なる立場に於て相互の協力に依りて一切の社會事象を批判研究し、各自の認識創造力を高め、次代社會の擔當者としての責務を充分造るべく雄辯會講習會讀書等の事業を爲す總て一定のものに偏せない事が必要である。

C項、相互の協力に依り意志の交換理論論争により教養の歩を進める處に團体的教養の價値があるのであつて、それはより廣汎に亘つて、より大なる組織に於てこそ効果的なり。故に再建必要なり再建するとしたならば地域的に結合せる團體をして事業主体として郡青をして各地域青年會の合意により連絡統一を圖る機能体系を持つ主旨のものであり

た。

現在加盟各村の情勢は那青再建に積極的に乗出す意志は無い。

D項、中央部青年會としては實踐行動を第一義とする特殊青年會とは全く異つた立場に立ち、役割を持つことをはつきり認識し綜合青年會のみが持つ教養獲得の爲に猛進しなければならぬ。綜合青年會として、各階級の先鋒となるべきものでもなく、

又政治とか、その他一定の主義目標を掲げて進む團體に關與してはならぬと思ふ。縣の産組青年會指導に付いては一般的に悪評である。産組支持も縣の天下り指導を排して下から持ち上つた生活意識のための組織化する結合でなければ駄目だ。
西部青年會調査
A項、参加村五ヶ村―山本、伍和、會地、智里、波合、會員五五〇名(BOD項省略)

下伊那郡中部青年會々則

第一章 名 稱

第一條 本會は中部青年會と稱す

第二章 目 的

第二條 本會は青年團體協同發展を圖り本會綱領の貫徹を以て目的とす

第三章 組 織

第三條 本會は下伊那郡中部地方に於ける各村青年會を以つて組織す 但し村の事情に依り部落青年會をも加盟する事を得

第四章 事 業

第四條 本會は目的を達成するため左の部門を置き必要なる諸事業を行ふ

庶務部(通信、記録、會計)教育部、調査部、体育部

第五章 役 員

第五條 本會は左記役員を置く
常任委員長、常任委員、代議員

第六章 選 舉

第六條 一、常任委員長は常任委員の互選とす
一、常任委員は代議員會に於いて若干名選出す
一、常任委員は各村に於て一名宛選出す

一、代議員は各村會員數百名迄四名、但し青年會代表を含む、以下五十名を増す毎に一名の割合を以て選出す

第七條 役員は任期はすべて一ヶ年とす、但し再選を妨げ

す

第八條 役員は其の任期満了したる時と言へ共後任者就任する迄は其の職務を行ふものとす

第七章 役 員 會

第九條 一、常任委員長は代議員會の決議に基き本會の職務一切を處理す
一、常任委員は左の事業分擔す
庶務部(通信、記録、會計)
教育部、調査部、体育部

一、代議員は各村青年會の代表者にして一切責任を負ふ。

第八章 會 議

第十條 本會の會議を左の如く定む

一、代議員會は代議員及び常任委員を以つて組織し會務の協議決定の爲、常任委員會の必要と認めたる時隨時常任委員長之れを召集す
一、代議員半數以上の請求ありたる場合は是を開會す

一、常任委員會 常任委員を以つて組織し常任委員長之れを召集し、代議員會の決議事項を執行し、本會一切の責任を負ふ

第九章 經 費

第十一條 本會經費は各村の負擔とし、其の額は代議員會

に於いて定むるものとす

第十二條 本會の豫算及び決算は代議員の承認を得るものとす

第十章 議 事 細 則

第十三條 一、代議員會は代議員を組織するものの三分の一以上の出席にあらざれば開會する事を得

一、代議員の決議は出席者の過半數を以つて可
否同數の場合は議長の決定する處に依る

第十四條 代議員會を最高決議機關とす

第十五條 總て會議の議長は常任委員長之に當り事故ある場合は出席者を選す

第十六條 總て會議に關する細則は本會則決定にある他は代議員に於いて之れを定む

第十七條 本則施行の爲め代議員會の決議を得て別に細則申合せを定むる事を得

第十八條 會則の変更は代議員會を組織するものの三分の二以上の同意を得るにあらざれば變更する事を得す
以上
右會則は昭和四年三月十七日より之れを適用す

會史發刊に際しての斷り書

昭和八年度千代青年會委員長 長 沼 秀 雄

千代青年會の光輝ある自主化十五週年記念事業として計劃された千代青年會史が青葉に躍動する此の五月待ちに待つた吾々の前に送り出される事は御同様慶賀にたへない次第であります。無事に豫期以上の成績を以つて發刊出來たと云ふ事は青年會員諸君の熱誠な努力と贊助員諸氏の御支持の結果に依るものである事を思考して深く感謝の意を表するものゝ一人であります。もと／＼會史發刊は十五週年記念事業として私達の在任中に完成すべきものであります。が、後半期に於ける常任委員の移動其の他の事情に依つて編輯の統一を圖る爲に社會部委員清水米男君が一人で續けたのであります。が散失せる記録の聚集當時の狀勢資料の調査等に手間取り十二月の年度末に至つても、いつ發行出來るやら見通しきへ付かない状態であつたのであります。止む無く年度末總會に於いて繰越事業として決定し、九年度に持越し編輯主任清水君は家業を投出して専心編輯に従事し其の他の常任委員諸君も数日づゝ清水君の家迄出掛けて分擔して仕事を進めた結果かくの如く千代青年會の歴史を飾る會史として申分なき内容と外觀を具備した完成した會

史を諸氏の手許に御送りする事が出來たのであります。此の最も意議ある機會に當つて青年運動に對する私の意見を少し申上げて見たいと思ふのであります。

最近八年度末より本年に掛けて或る一部の人達に依つて從來の青年運動の批判がなされて居る、私は是に對して一般の青年會員村民諸氏の中にも同様な考へを持つ人達があらうと云う事を認めて以下それにお答へすると云う形式に於いて青年運動の本質について述べて見たい。諸君はこう考へて居る吾國の現在には對國際關係對内的には經濟的に政治的に未曾有の非常時局に際會して居る、かくの如き狀勢の下に於いて從來執り來つた千代青年會の指導方針は理論にのみ流れたと。或は左翼的なものだつたと。かゝる指導方針は誤まつて居た今後は産業方面に或は實際問題に進めと。

成程此の理論体系に依ると青年運動に對する素人が見たなれば御説御尤に考へられるのであります。此の論者達こそ口先文で少しも勉強して居ないと云う事を暴露して居るのであります。非常時局の解剖が本春の第六十五議會に

於いて如何に取扱れたであらうか。大小資本家の代辯者達は口をそろへて非常時の意識的宣傳を攻撃したてではないか。紙面の關係上此の一例をあげるに止めて次へ進める事にする。千代青年會の指導方針は理論にのみ流れたと、果してそうか問題にされるのは社會部、教育部の活動についてであらうが、社會部の場合から云つて見るならば委員制度が確立して以來の社會部の事は電燈料値下運動、衆議院、縣會、村會議員の選舉に對する廓清運動。古くは西大龍から近くは八年度の安城農場視察迄、各村青年會を始め各種産業關係の視察等理論倒れになるやうな仕事は見當らない眞に農民の利益を中心にも堅實に活動して來たと云う事を認めるのはよも私のみではあるまい。

次は一番問題に成るべき教育部事業の解剖へ筆を進めて行かう。ニュースの發行、研究會雄辯會座談會等について云うならば最も多くの者が参加出來て自由に自分の意見がのべられ、發表される此の事業に何等の非大衆的な反證はないのであるが、從來のニュースの原稿の少かつたと云う事は必ずしも原因がなかつたとは思はれない。それはなにか客觀的な社會狀勢のチツボケな青年會への反映だ。編輯者の未經験もあつたらうが、新聞紙法に依らない出版法に依る發行の下には止むを得ない必然だつたのだ。次は彼等が一番問題にして居る講演講習會についてのべて見やう。

自分も何人でも理解出來る様にくわしく書きたいのだが余白が幾何もない爲、止む無く簡単に記さなければならぬ、彼等が云うが如く今迄の全部が左翼的であつたかどうかは本文教育部事業の項を讀んで戴けば解る事だから講演會を開催する意義についてのべやう。吾々は講演會を開催するに當つて左翼、右翼を問はず其の主義主張をアジプロしようとした事は一度もない、恐らく吾々の先輩と云へ共ないだらう、吾々は吾々の生活に密接な關係を持つ經濟問題、政治問題、藝術問題についてより理解を深めやうとして講演會を開催し又は聽講をするのである。從來の青年運動が誤つて居たと考へるものがあつたなら、其の人達こそ青年運動並に運動理論について從來不勉強であつたと云う事が出来る。幸に此の會史は青年運動の歴史的な理解と運動理論を學ぶに最適のテキストである青年會員諸君は、之に依つて、より理解を高めて今後の千代青年會の發展の爲に努力されん事を希望する。尙一般村民諸氏は是に依つてより一層青年會を理解されて援助されん事を希望する次第であります。會史へのせるものとして、は甚だまともでないものであります。時間的な關係で仕方なし發表した次第で宜しく御諒察願ひたいと思ひます。

編纂後記

愈々完成した。計劃してより滿一年の月日を過程した。今日より明日へと時代は流轉する今日より明日へとそれは歴史の連環であります。過去の青年會の過程して來た歴史を展望する事は、その波瀾曲折の精神に觸れ何時の時代に於いても青年は意氣と情熱の發動であつたといふ共通した深い心情に接する事が出来る。それは吾等青年にとつて今日より明日へと、修道の且つ建設の一步を築く第一階梯だと信じます。

青年の修養、眞實に生活に則した、自身の生活的事實の基礎より出發しなければならぬ。官僚支配の意識的支配網の中に束縛と強制と統制の中に、教養と實踐の自由は自主的青年會の存在の中に發見實在するものだと思ひます。各自の成長する純心なる個性が束縛や強制に萎縮し無限に伸長する心情を劃一的に統制しようとするファシズム的組織ではない事を識らねばならないと考へられます。其の點沿革史の編纂刊行は青年團發展の爲めに重大な參考的材料になる者と確信します。

刊行は昭和八年度一杯にやりたいと編者の念願でした。然し、でも十二月五日常任委員會には、その年内のうち刊行出来ると聲明して進めてゐた。屹度と發行出来るものと

信じてゐた。然しそれは裏切られた。筆稿の進行中不明な點書類の拾集が未だ不充分なる事が次々と曝露進行した。編者としては充分拾集した心算りだつたが、他の委員諸氏にお願ひしても昨年中は編者に間に逢ふ様な事は一事たりともなかつた。心外の至りで昭和九年を迎へた。

何時迄うろ／＼してゐたでは何時完成するか見透しがつかない様な、昨年よりの經驗を通じて識つた。依つて本年は断然完成しない限り、青年會も、自分の仕事、家事には手を出さない事に決意して、一意原稿書に突進すると同時に、他の常任委員諸氏に檄して來援を乞ふた。而して二月一日に完全に全うせうと思つた。

然し進行するに従つて編輯方針にも狂るいが生じ、且つ原稿進行上他委員に御願したのか抄々しく豫定通りにならず困惑される事再々であつた。

完壁を期したい。それは編者として當然の願ひであり、青年諸氏もそれを願つてゐる事を痛感してはゐるが、一番惱まされたのは發行費の問題であります。豫算編成の第一回の時にも第一に編者はそれに心配させられてゐた。

第一會史をより良くすると言ふ第一問題は發行費だつた。それが恵まれれば充分なる思索と考察の下に一點の非

点の無い者を完成出来ようと考へないではなかつた。

それが貧乏世帯の青年會に期待するのは愚の至りである良い完壁を期した會史それは大冊となり發行費の増大する事です。それが至難なる問題故各年次を通じての日誌の上に、若干の説明を附した諸氏の史的考察を可能ならしむる位の程度の者であります。

斯くて本年に入つて日夜精力を集中して二月廿四日を以つて完成した。それまでに至るには到底小生一人の手では到底不可能であつた。次の如き常任委員諸氏の協力援助の手が多分に預つてゐる事を此處に銘記する次第であります。

- 一、教育部活動日誌 藤本信一
- 一、會報、ニュース目次逐年表 竹下貞美
- 一、財務歳入歳出歴年表 長沼秀雄 岩島博人

x

x

x

一、体育部活動日誌 楯宇佐男

一、會則變遷表 川手好夫

一、舊下伊那郡青年會年譜 岩島 富

一、其他、藤本芳郎君、竹下貞美諸氏に一晚宛應援して戴いた。

出來上つた原稿が本角刷に印刷すれば三百八十頁になると聞いて、費用の莫大なるのを恐れて少しは体裁を殺すかも知れないが、本誌の如きものにした點は諒解を乞ふ次第であります。

本誌配布を大方諸賢の御賛同に依つて、會史發刊贊助會の成立したのは喜びとする處であり、青年會員諸氏にかわつて、贊助員諸賢に感謝の辭を捧呈し、猶將來に亘つて御指導と鞭撻を幾重にも懇願する次第であります。

昭和九年三月十五日

清水

千代青年會々史贊助會御芳名錄

關口	久利	金田	正男	林	義男
澤柳	衆市	小島	若市	澤柳	衆作
大淵	英一	大淵	建吉	太田	喜代隆
坂下	直人	太田	喜代隆	林	吾市
高橋	松雄	伊藤	要太郎	伊藤	要太郎
伊藤	新一	榊原	富男	井澤	廣市
清水	生七	藤本	千枝	岩島	傳八
藤本	春雄	藤本	線太郎	林	福太郎
竹下	晴雄	小澤	年保	森山	金四郎
大平	重夫	林	國男	田中	保雄
長沼	晴美	榊原	富晴	榊原	榮一
林	新一	牧田	正矩	榊原	泰藏
榊原	邦人	秀四	郎	松島	泰一
長沼	敬三	林	左門	林	李一
小澤	熙三	林	久衛	小島	清逸
北澤	敏三	北澤	廣美	北村	彦市
島岡	善藏	川手	世羽	島岡	已勝
小島	一重	森山	充	川手	買
川手	清一				

藤得	正三	郎
太田	衆	彌
竹下	芳	藏
市	瀨	久
遠	山	末
松	島	薰
森	聰	壽
山	口	周
榊	原	四
內	田	義
榊	原	操
林	仲	治
渡	邊	逸
榊	原	正
川	井	賢
伊	藤	佐
長	沼	喜
北	村	久
松	島	尙

金田律三 x
山崎一二三
清水元司
森山今朝藏
關口唯男
林宗治
林龍雄
伊丹芳一 x
近藤猛
大原久雄
鎌倉末喜 x
吉地軍之進
金山鴻
松島一郎
松島久雄 x
長沼秀雄
大平丙午
關口健三
萩原誠
林忠人
熊谷武男

市瀬七藏 x
淵田榮士
北澤明三
川手傳一
關口宮太郎
林治美
島岡三藏
酒井庄介 x
加藤隆作
向山建雄
深尾三木三 x
平澤愛吉
松島好雄
神山唯男
林武男 x
長沼正克
金田鴻
村松龜一
林正雄
吉地博一
神山唯一

篠田本
小島頼枝
川手耕夫
近藤一男
萩元健逸
林猶市
林源
瀬川賢二
古林孝
丹羽義雄
小島參三
清水直夫
竹下眞善
田中忠雄
渡邊甚五郎
熊谷秀男
大平久男
北澤郷志
太田初美

北澤三夫
松澤利久彌
清水金吾
篠田利勝
萩元志那惠
林勝美
橋爪行雄
熊谷恭三
原義徳
小島博人
伊藤成美
清水政男
森山長作
林源吾
近藤範逸
宮島太一
神山甲一
以上

